

報道機関 各位

情報提供日	2024 年（令和 6 年）12 月 10 日
問い合わせ先	こども局子育て支援室こども政策課 福井、西川
	918-6073（ダイヤルイン） 内線 2166

「第 3 期明石市子ども・子育て支援事業計画」（素案）への
意見公募手続（パブリックコメント）について

市町村は、国が定めた「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの基本指針をもとに、5 年間の計画期間における幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援の需給計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するよう、子ども・子育て支援法に位置付けられています。

第 2 期計画が、今年度に最終年度を迎えることから、第 3 期計画（計画期間：2025 年度～2029 年度）の策定に向けて、下記のとおり計画の素案に対する意見公募手続（パブリックコメント）を行います。

記

1 意見を募集する案件

「第 3 期明石市子ども・子育て支援事業計画」（素案）

2 意見の募集期間

2024 年 12 月 16 日（月）～2025 年 1 月 15 日（水）（必着）

3 意見を提出できる方

- (1) 市内にお住まいの方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有されている方
- (3) 市内に通勤又は通学されている方
- (4) その他明石市の教育・保育に関わりのある方

4 資料の閲覧場所

(1) 窓口での閲覧

執務時間内（下記※参照）であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。

ア こども局子育て支援室こども政策課（市役所議会棟 1 階）

イ 行政情報センター（本庁舎 1 階）

ウ 大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター（各市民センター）

エ あかし総合窓口（パピオスあかし 6 階）

※ 執務時間について

	執務時間	年始の開庁日
ア 子育て支援室こども政策課	平日の 8 時 55 分～17 時 40 分	1 月 6 日（月）
イ 行政情報センター	平日の 8 時 55 分～17 時 40 分	1 月 6 日（月）
ウ 各市民センター	平日の 8 時 55 分～17 時 15 分	1 月 6 日（月）
エ あかし総合窓口	平日は 20 時まで、土日祝日（第 3 日曜日を除く）は 17 時 15 分まで	1 月 4 日（土）

(2) 市ホームページ

市ホームページの「意見公募手続（パブリックコメント）」の意見募集を行っている案件のページから資料をダウンロードすることができます。

5 意見の提出方法及び提出先

書式は自由ですが、参考に「意見提出様式」を市ホームページに掲載しています。

意見を提出される方の「住所・氏名・電話番号」（法人等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名）を必ず記入し、以下の方法でご提出ください。

(1) 郵送の場合

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号 明石市こども局子育て支援室こども政策課 あて

(2) ファックスの場合（送信後、TEL(078)918-6073 へ着信確認をお願いします。）

FAX(078)918-5196

明石市こども局子育て支援室こども政策課 あて

(3) 電子メールの場合

アドレス：kodomoseisaku@city.akashi.lg.jp

(4) 持参の場合（受付時間 平日の執務時間内 8時55分～17時40分）

明石市こども局子育て支援室こども政策課（市役所議会棟1階）

6 注意事項

(1) 電話等による口頭でのご意見は受け付けません。

(2) 上記5の(1)～(4)のすべてにおいて、「第3期明石市子ども・子育て支援事業計画」（素案）への意見であることを明記してください。

(3) 提出いただいたご意見への個別の回答は行いません。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

7 お問い合わせ先

明石市こども局子育て支援室こども政策課（市役所議会棟1階）

TEL (078) 918-6073（直通）

第3期明石市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

2024年(令和6年)12月
明石市

目次

第1章 計画の概要.....	- 1 -
1 計画策定の趣旨.....	- 1 -
2 計画の位置づけ.....	- 3 -
3 計画期間.....	- 3 -
4 計画策定体制と経過.....	- 3 -
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	- 5 -
1 明石市の子どもをめぐる状況.....	- 5 -
2 第3期明石市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ結果及び分析.....	- 11 -
3 明石市のこども・子育てを取り巻く現状と課題.....	- 37 -
第3章 計画の基本的な考え方.....	- 39 -
1 施策体系図.....	- 39 -
2 基本理念.....	- 40 -
3 基本目標.....	- 41 -
基本目標1 こども一人ひとりの意見を尊重.....	- 43 -
基本目標2 こどもや子育て家庭を地域のみinnで支援.....	- 45 -
基本目標3 安心して子育てができる環境づくり.....	- 52 -
基本目標4 こども一人ひとりの成長を支援.....	- 56 -
第4章 量の見込み及び確保方策.....	- 61 -
1 「量の見込み」及び「確保方策」の基本的な考え方について.....	- 61 -
2 「量の見込み」の算出方法について.....	- 62 -
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について.....	- 64 -
4 「量の見込み」及び「確保方策」について.....	- 65 -
第5章 計画の進行管理.....	- 114 -
資料編	- 115 -

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では急速に少子化が進行しており、核家族化や高齢化の進展、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加などにより、こどもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、こどもの育ちや、子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状と課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、こどもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められたことから、「子ども・子育て関連3法」が2012年（平成24年）8月に成立しました。

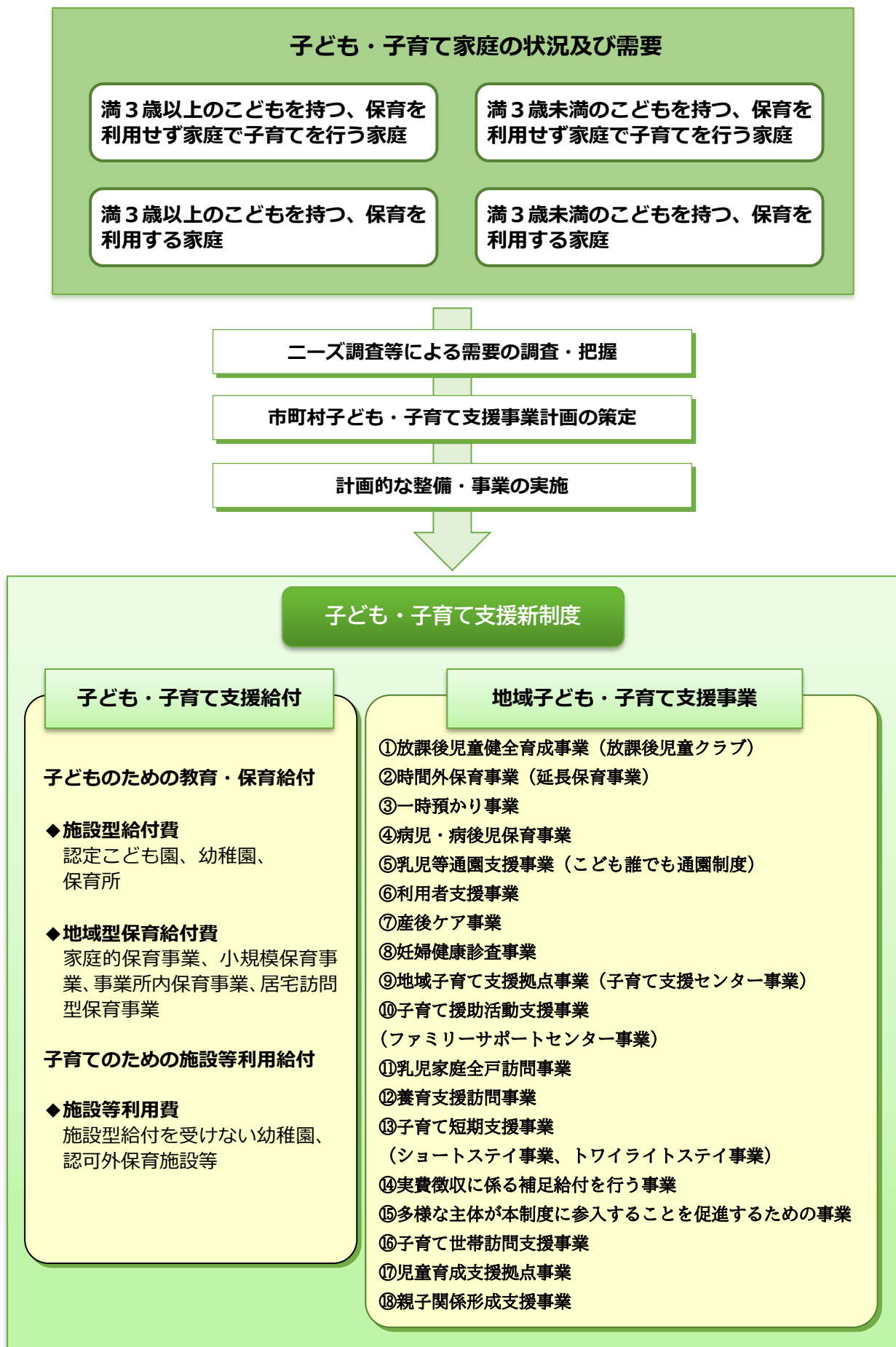
この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村事業計画」という。）を定めるものとしています。

これらを踏まえて、本市においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、こどもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりのこどもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、2015年度（平成27年度）に第1期計画を、2020年度（令和2年度）に第2期計画を策定しました。

また、国においては2017年（平成29年）に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」の「人づくり革命」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消が掲げられ、2019年（令和元年）10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。その後、2020年（令和2年）12月には、令和6年度末までに14万人の保育の受け皿を整備し待機児童を解消するための「新子育て安心プラン」を公表しています。さらに、2023年（令和5年）4月には「こどもまんなか社会」の実現のために「こども家庭庁」が発足し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。

以上のような状況の中、2024年（令和6年）度に第2期計画が期間満了となることから、本市の子ども・子育てを取り巻く現状や保護者に対するアンケート調査の結果を踏まえて、「第3期明石市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

【子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援の提供イメージ】



2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項」の基本理念及び「明石市こども総合支援条例」を踏まえて策定するものです。

(2) 計画の対象

本計画では、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべてのこどもや子育て家庭、子育てにかかわる個人や団体を対象とします。また、「子ども・子育て支援法」が定める就学前教育・保育事業と地域における子ども・子育て支援事業を対象とします。

(3) 関連計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの総合計画である「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」を上位計画として、「あかし健康プラン21」、「あかし障害福祉推進計画」、「あかしジェンダー平等推進計画」、「明石市特定事業主行動計画」、「あかし教育プラン」、「明石市社会的養育推進計画」などの諸計画と整合を図りながら、本市の子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

3 計画期間

計画期間は、2025 年度（令和 7 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの 5 年間とします。また、計画内容と実態に隔たりが生じた場合は、計画の中間年において見直しを行うものとします。

2024 年度 (令和 6 年)	2025 年度 (令和 7 年)	2026 年度 (令和 8 年)	2027 年度 (令和 9 年)	2028 年度 (令和 10 年)	2029 年度 (令和 11 年)
計画策定	計 画 期 間				
			見直し (中間年)		

4 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

第 3 期計画の策定にあたって、第 2 期計画と同様、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、2024 年（令和 6 年）2 月に、0～5 歳の就学前児童の保護者 3,360 人、小学 1～4 年生の保護者 3,414 人を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。詳細は P13～38 を参照）を実施しました。

また 2024 年（令和 6 年）11 月に、6～18 歳のこども及びその保護者を対象として、「こどもの生活実態アンケート」を実施しました。

(2) 「明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」での意見聴取

子ども・子育て支援に関する学識経験者、子ども・子育て支援事業を実施する関係団体の従事者等で構成する「明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、本計画の内容について意見聴取を行い、策定を進めました。

(3) パブリックコメントの実施

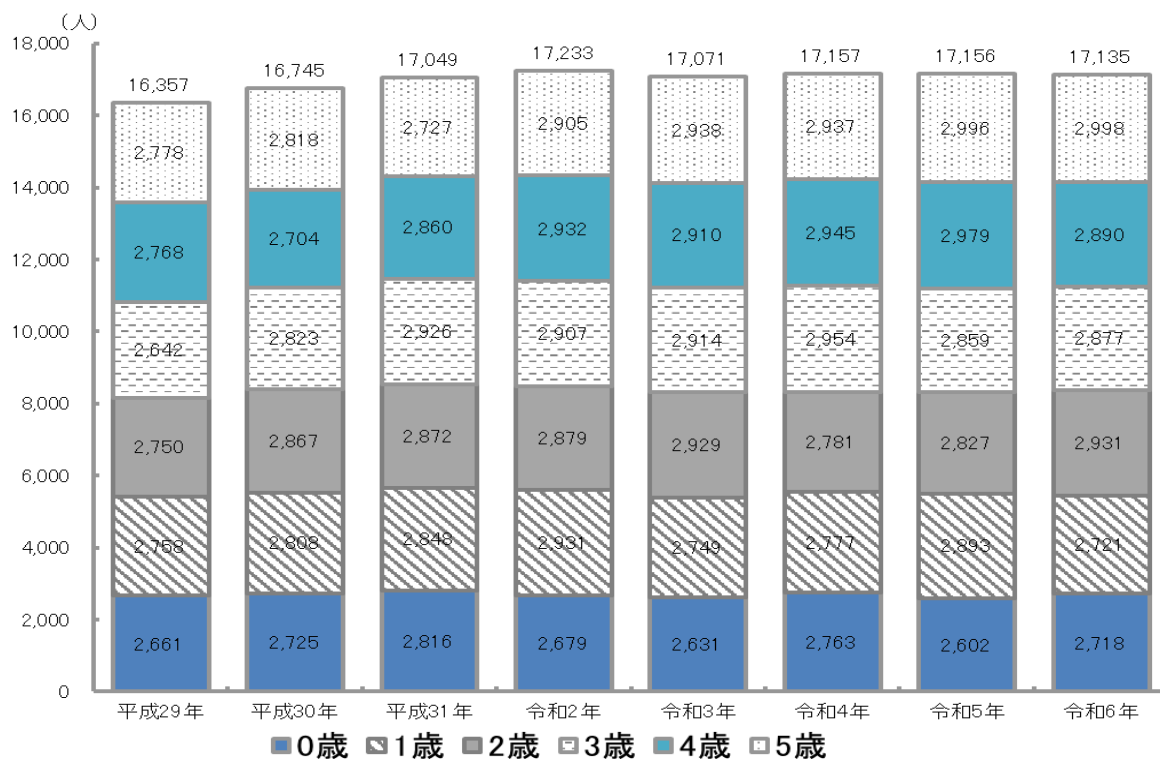
2024 年（令和 6 年）12 月に、本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 明石市の子どもをめぐる状況

(1) 子どもの人口の推移

本市の0歳から5歳の人口は、2020年（令和2年）をピークにおおむね横ばいで推移しています。



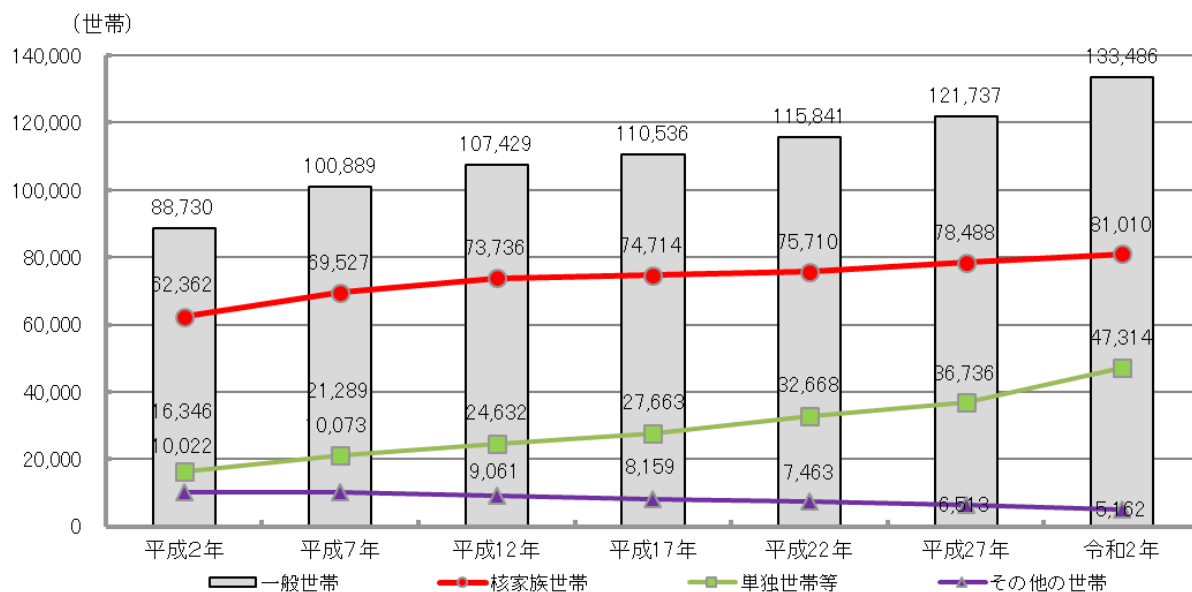
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯構成の状況

本市の世帯数は増加傾向にあり、2020年（令和2年）で133,486世帯となっています。一般世帯（※1）における世帯数の推移は、核家族世帯（※2）及び単独世帯（※3）が増加傾向にある一方で、祖父母・両親・子どもで構成される3世代世帯を含むその他世帯が減少傾向にあります。

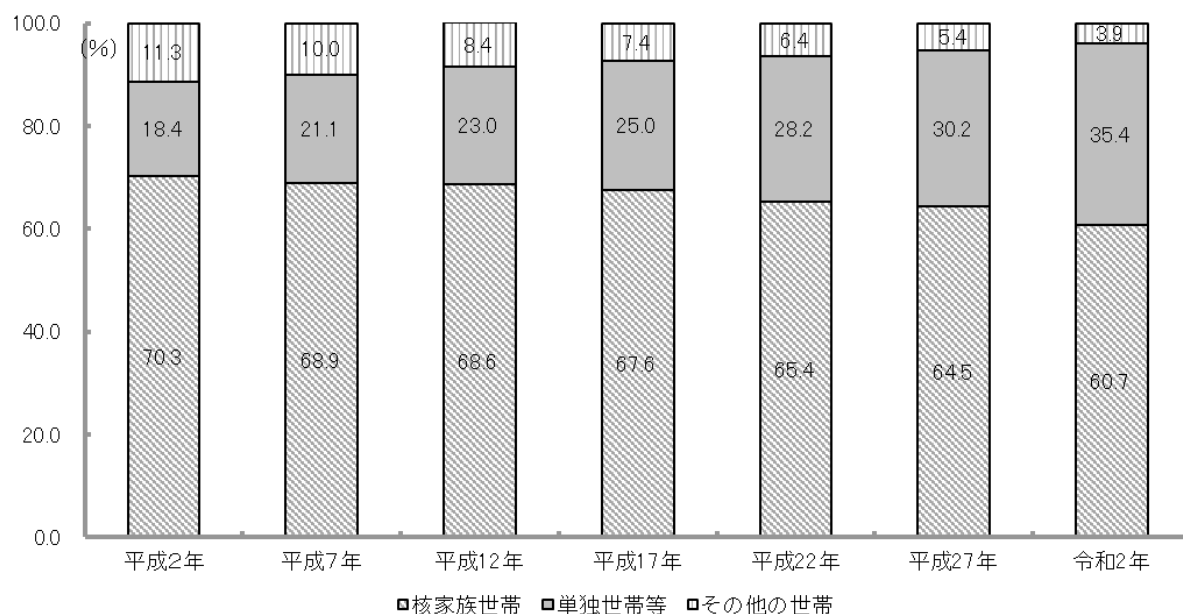
なお、世帯構成では、核家族世帯の占める割合が最も高く、2020年（令和2年）で60.7%となっています。

【世帯数の推移】



資料：国勢調査

【世帯構成の推移】

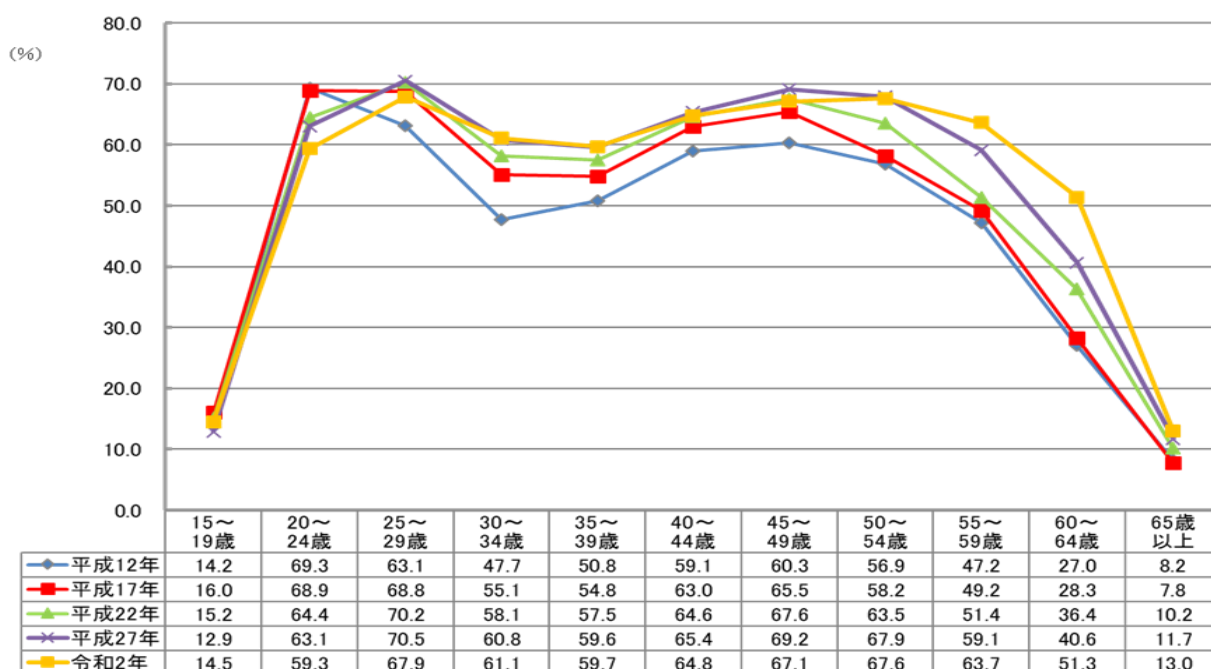


資料：国勢調査

(3) 女性の労働状況

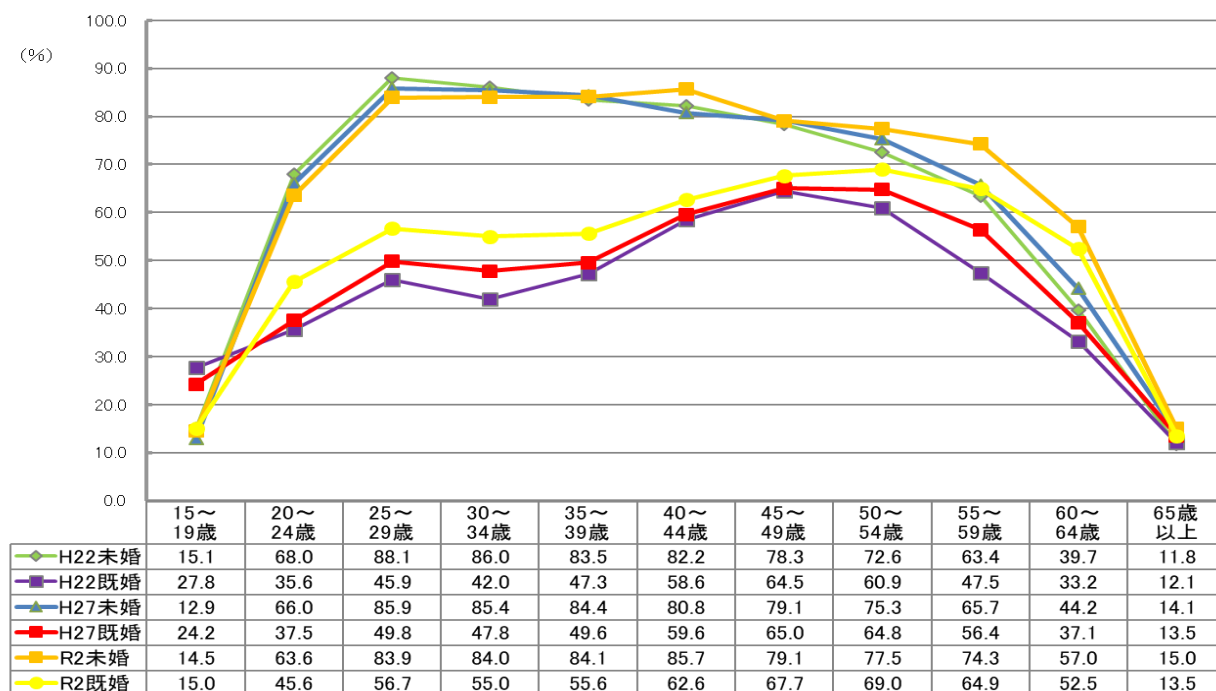
女性の年齢別労働力率（※４）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。2020年（令和2年）の調査では55歳以上の労働力率が上昇しており、下段のグラフでも同様の傾向が見られます。

【女性の年齢別労働力率】



資料：国勢調査

【女性の未婚・既婚別労働力率（平成27年・令和2年）】

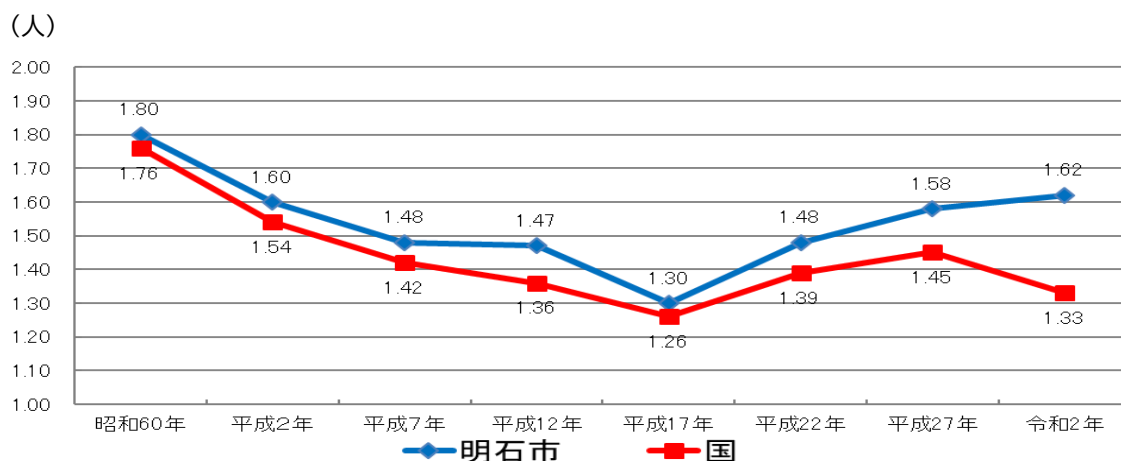


資料：国勢調査

(4) 合計特殊出生率の推移

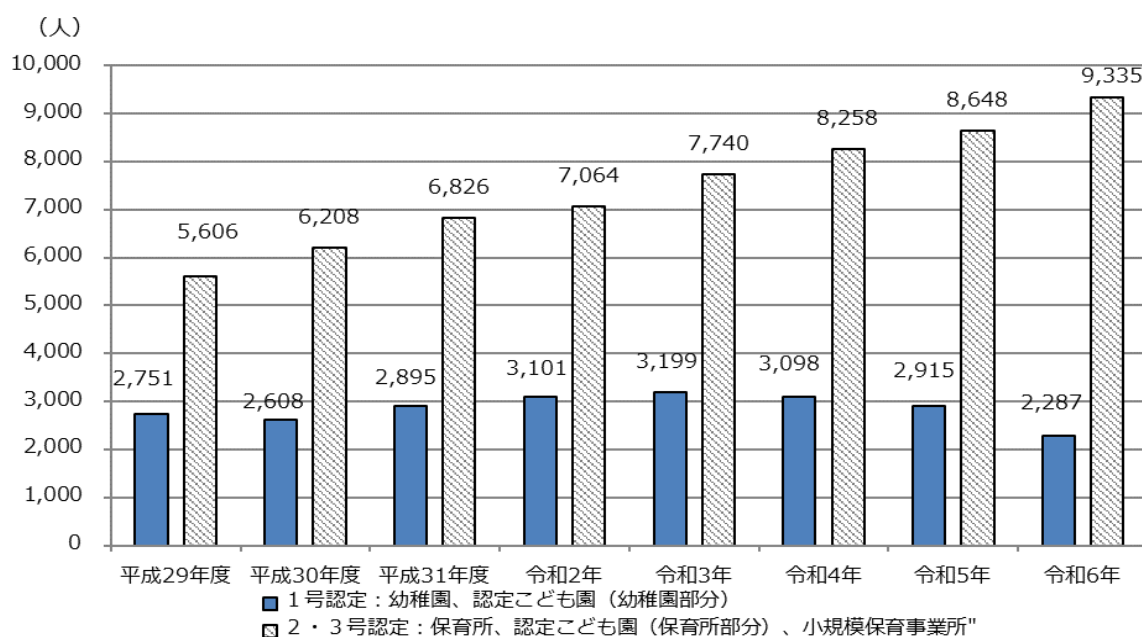
合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられ、数値が2.08を下回ると人口が減少に転じるといわれています。

本市の合計特殊出生率は、国を上回って推移しています。2020年（令和2年）度調査では、国は前回比で減少に転じましたが、本市は前回比を上回る形で推移しています。



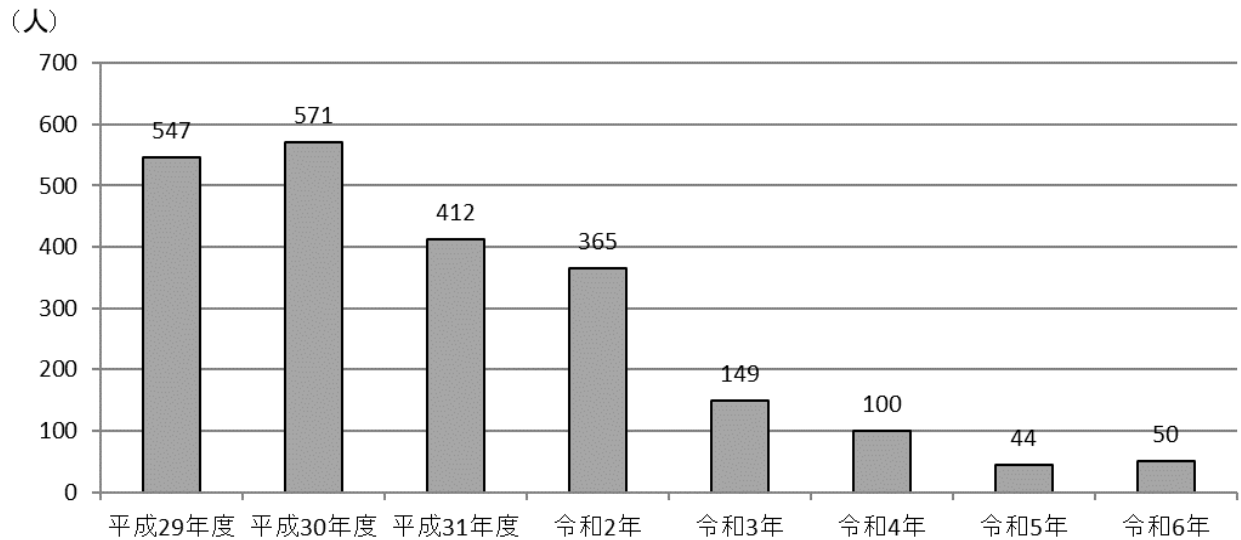
(5) 就学前児童の幼稚園、保育所・認定こども園入所状況

入所児童数は1号認定児童では2021年（令和3年）度をピークに減少傾向となっています。2・3号認定児童では8年間で約3,700人増加しています。



(6) 保育所等待機児童の推移

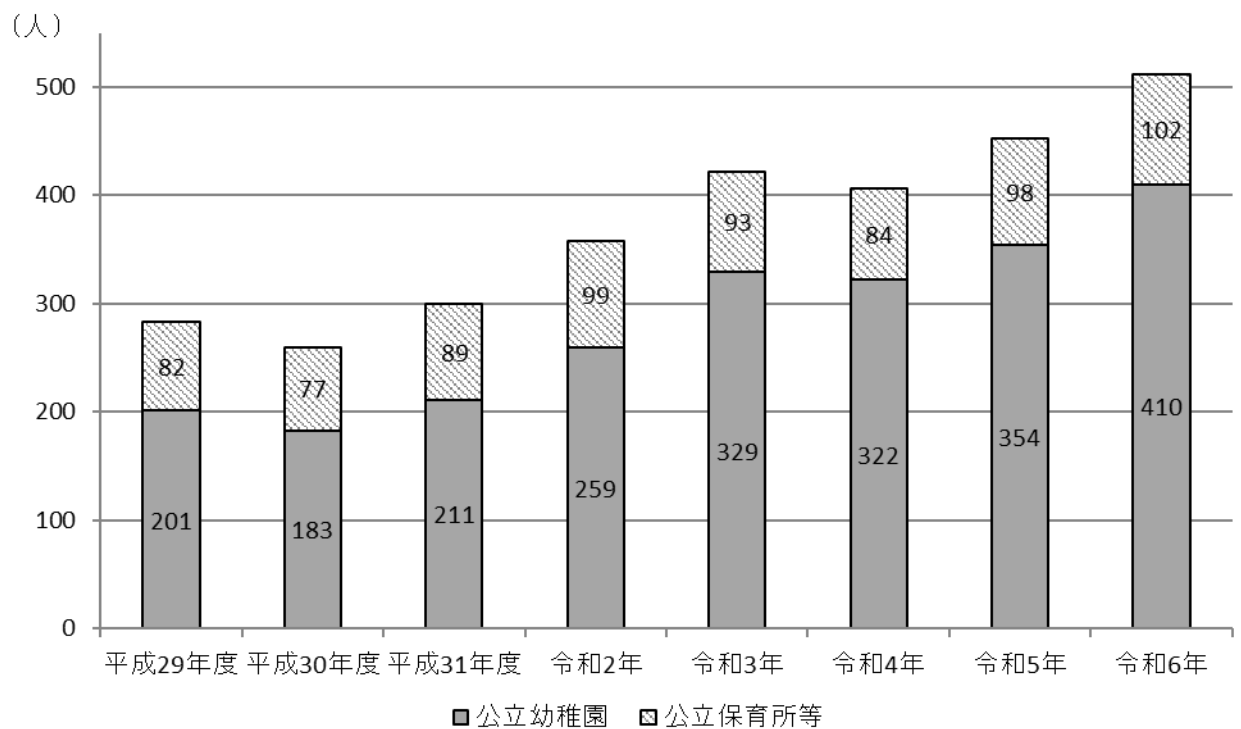
本市の保育所等待機児童数は、2018年度（平成30年度）をピークに年々減少してきており、令和6年度では50人まで減少しております。



資料：こども育成室（各年4月1日現在）

(7) 特別な支援が必要な子どもの推移（公立）

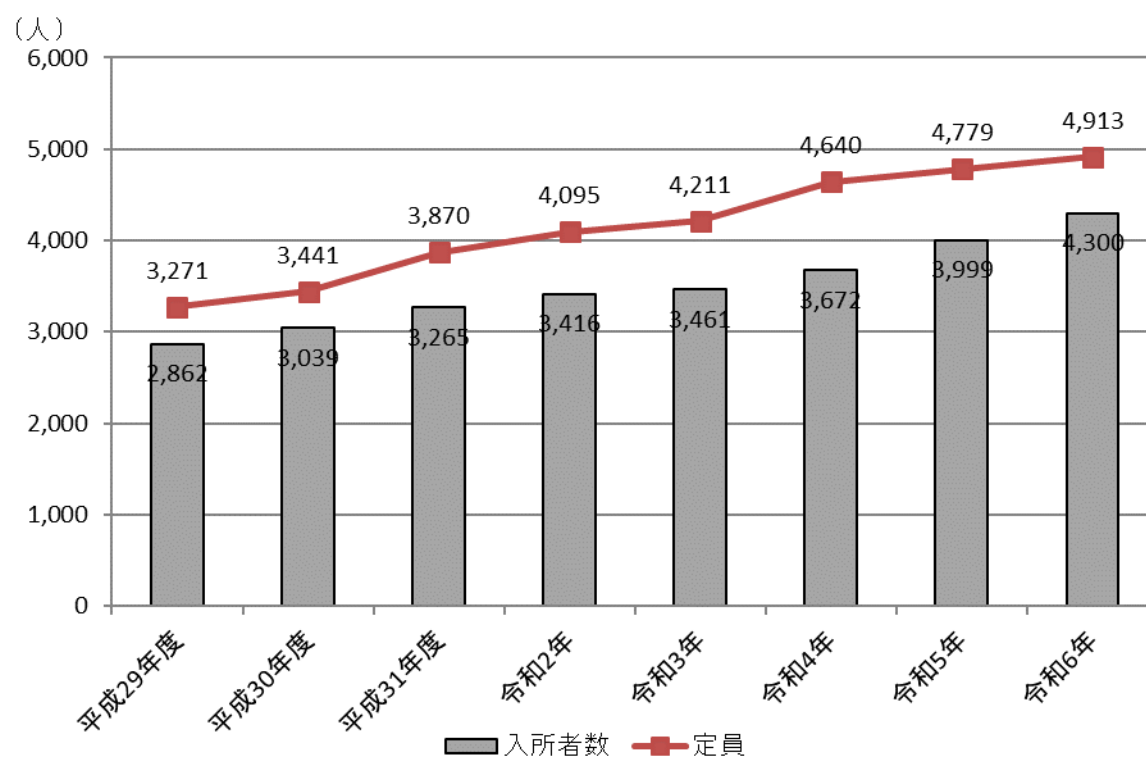
本市の特別な支援が必要な子どもの人数は、幼稚園、保育所等とも増加傾向にあります。



資料：こども育成室（各年4月1日現在）

(8) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの入所者数は年々増加しており、2024（令和6）年度には、4,300人となっています。



資料：こども育成室（各年4月1日現在）

2 第3期明石市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ結果及び分析

(1) 調査の目的

市内に在住する就学前児童及び小学1年生から4年生の保護者に対してアンケートを行うことにより、保育・教育サービス内容や量、子ども・子育てに対する現状や今後の意向等を把握し、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定するうえでの基礎資料とします。

(2) 調査対象

- ① 就学前児童の保護者
- ② 小学1年生から4年生（明石養護学校含む）、特別支援学級の各1クラスの保護者

(3) 調査期間

- ① 就学前児童調査：2024年（令和6年）2月15日～3月8日
- ② 小学1年生から4年生調査：2024年（令和6年）2月14日～3月8日

(4) 調査方法

- ① 就学前児童調査：郵送による配付
 - ② 小学1年生から4年生等調査：学校を通じて配付
- *①、②共に二次元コードを直接読み取り、回答を実施。回収作業はなし。

(5) 回収結果

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	3,360人	1,554人	46.3%
小学1年生から4年生	3,414人	1,166人	34.2%

(6) 調査結果の表示方法

- ・グラフに表示されているN値は有効回答数です。
- ・回答は各質問のN値を基数とした百分率（％）で表示しています。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%とならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答数が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

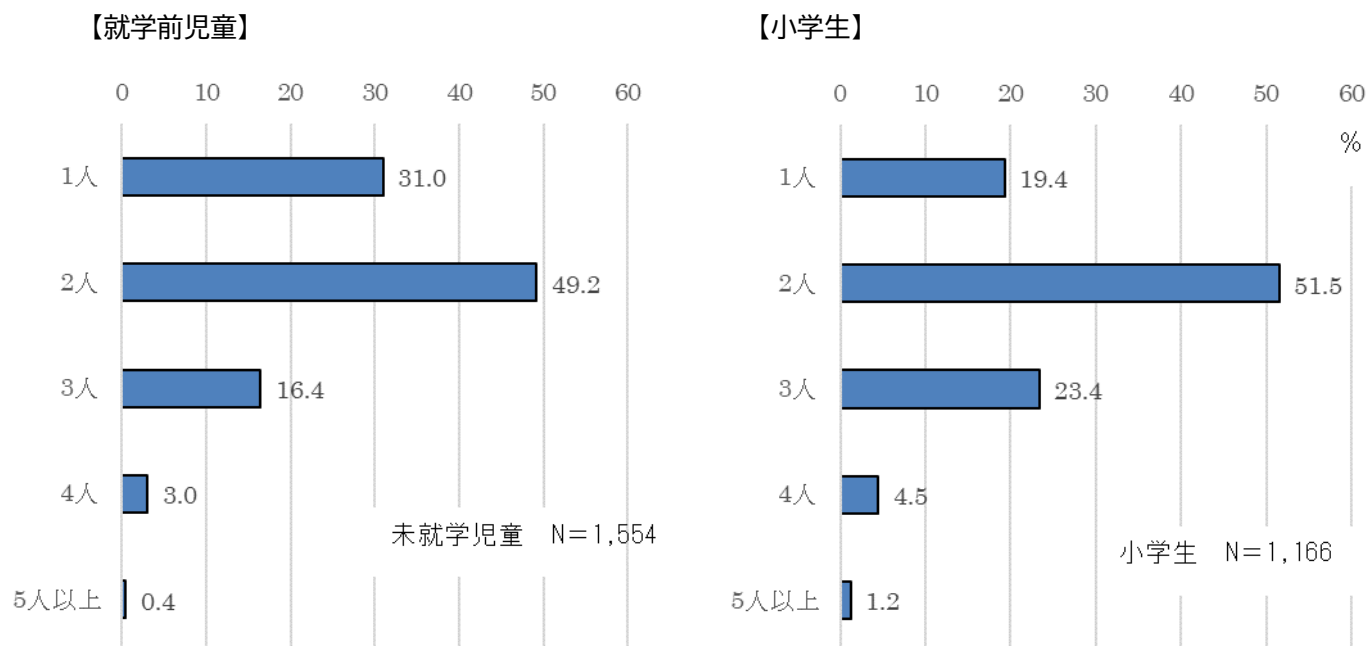
(7) その他

各項目の文中に記中に記載の「〇.〇%増」、「〇.〇%減」は、5年前に実施した第2期明石市子ども・子育て支援事業計画策定時におけるニーズ調査結果との比較です。

(8) 調査結果

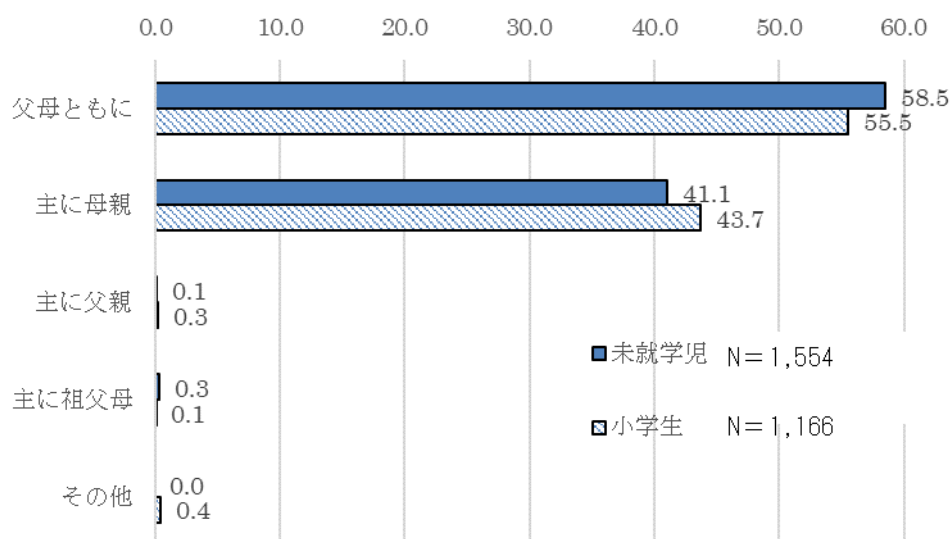
① 回答世帯における子どもの人数（単数回答）

就学前児童では「2人」が49.2%と最も高く、次いで「1人」が31.0%、「3人」が16.4%となっています。一方、小学生では「2人」が51.5%と最も高く、次いで「3人」が23.4%、「1人」が19.4%となっています。



② 子育てを主に行っている方（単数回答）

「父母ともに」が就学前児童で58.5%、小学生で55.5%と最も高く、次いで「主に母親」が就学前児童で41.1%、小学生で43.7%となっています。

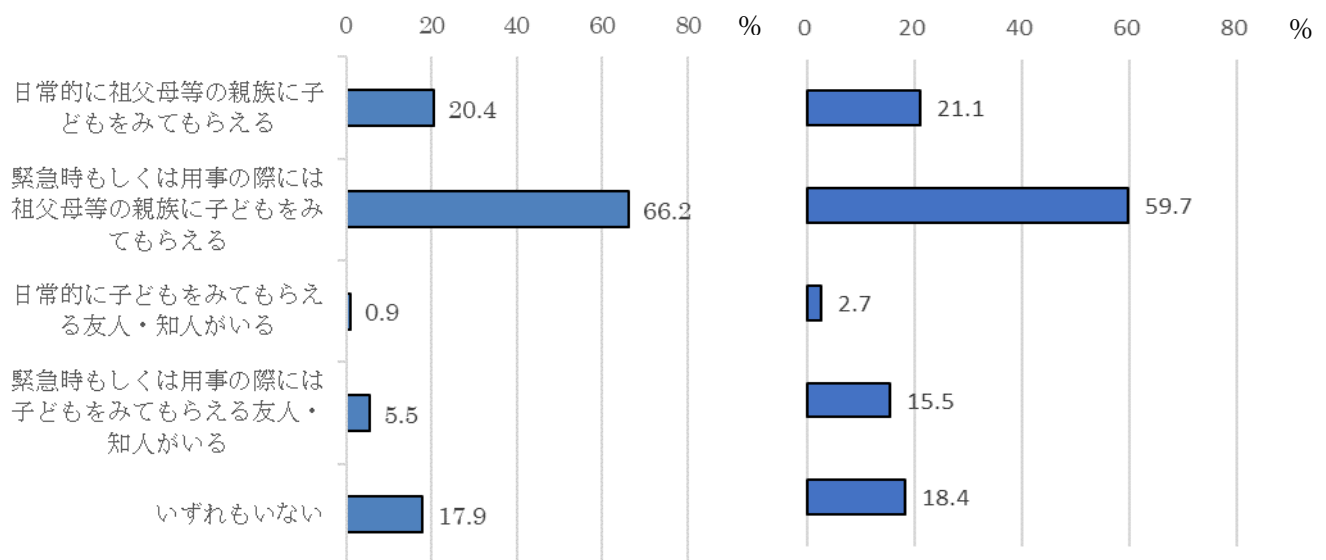


③ 日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に子どもをみてもらえる」が就学前児童で 66.2%、小学生では 59.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる」が就学前児童で 20.4%、小学生で 21.1%となっています。

【就学前児童】

【小学生】



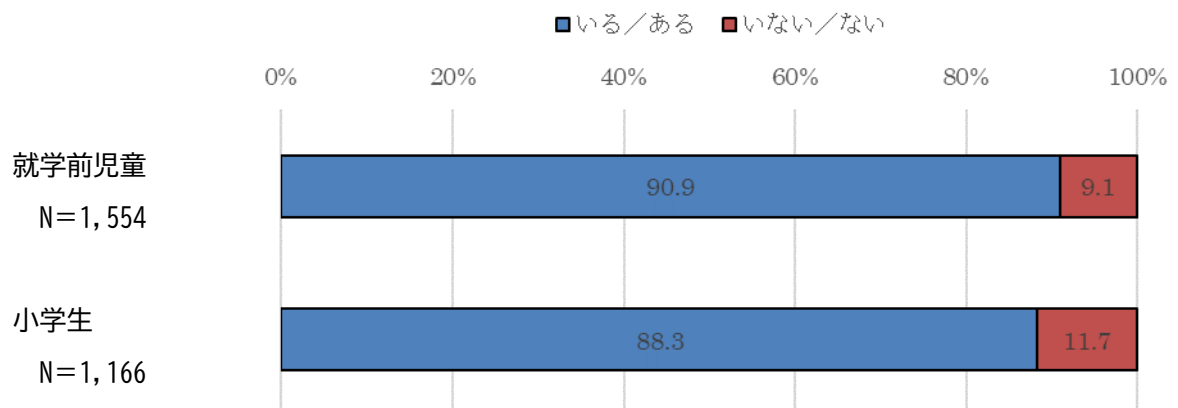
就学前児童 N=1,554

小学生 N=1,166

④ 子育てをするうえでの相談相手や相談できる場所の有無（単数回答）

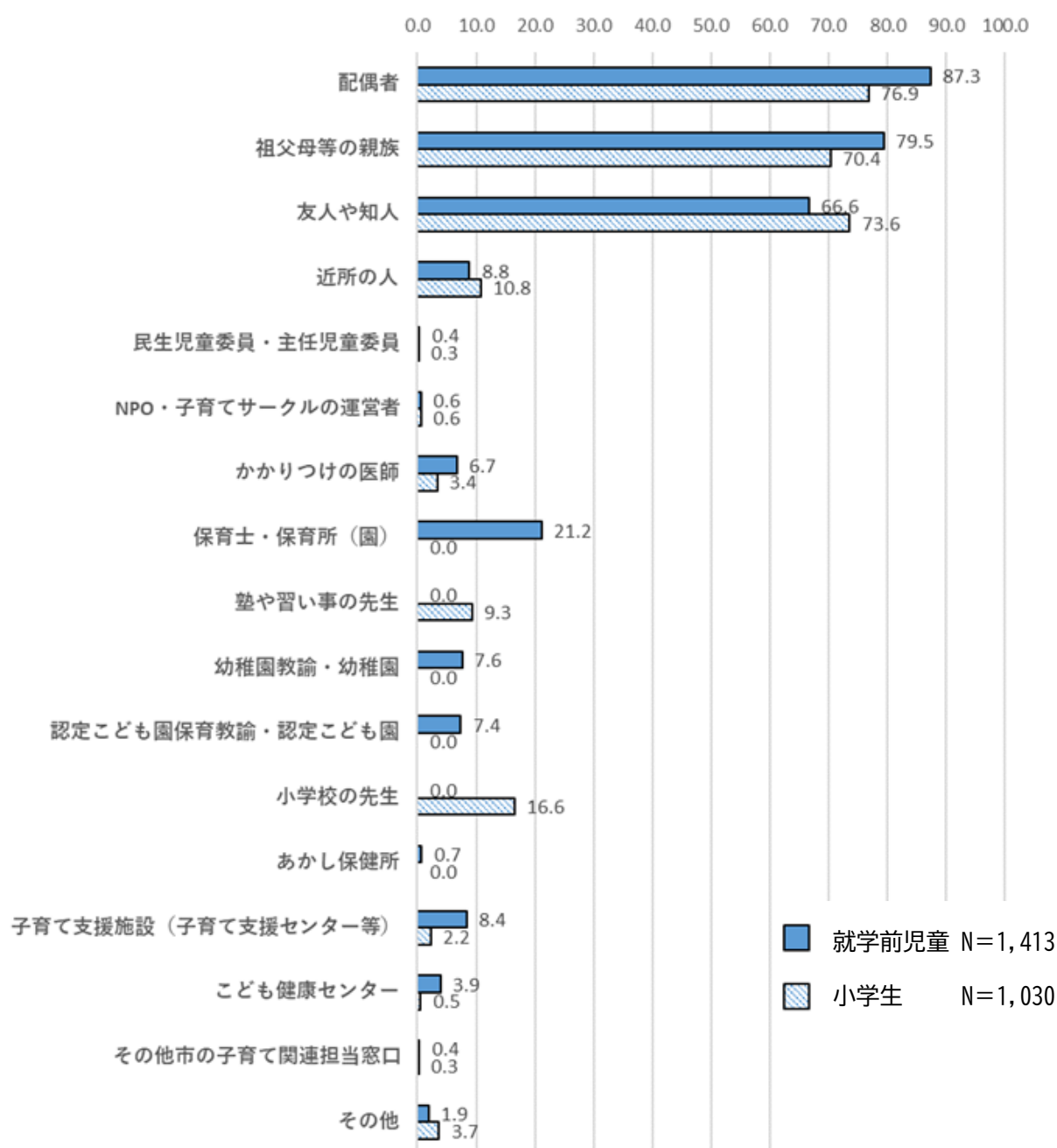
「いる/ある」が、就学前児童で 90.9%、小学生では 88.3%となっています。

相談相手（場所）をみると、就学前児童は「配偶者」が 87.3%、小学生は「配偶者」が 76.9%と最も高くなっています。



【子育てをするうえでの相談相手】〈複数回答〉

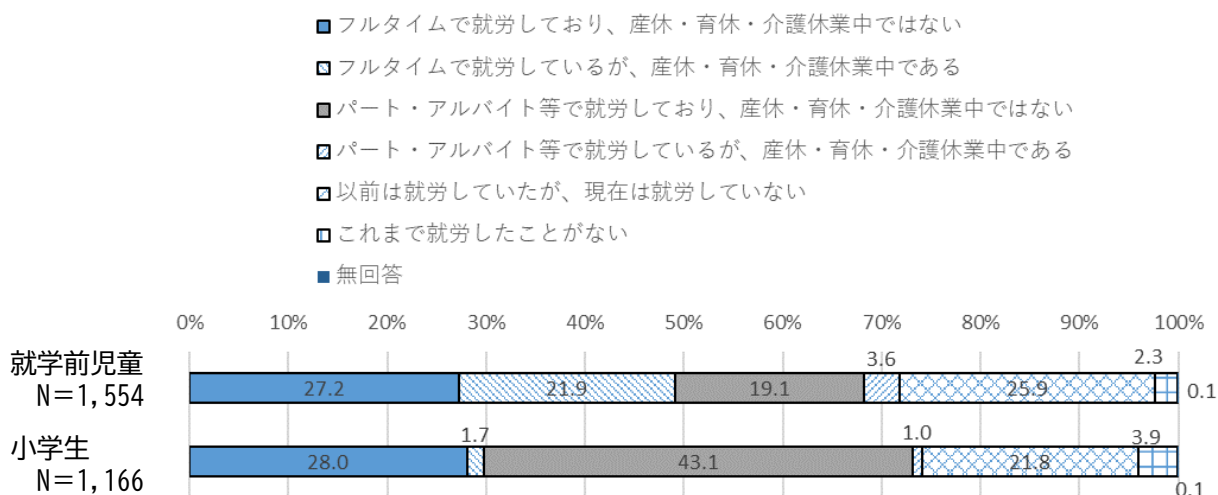
(単位：％)



⑤ 母親の就労状況（単数回答）

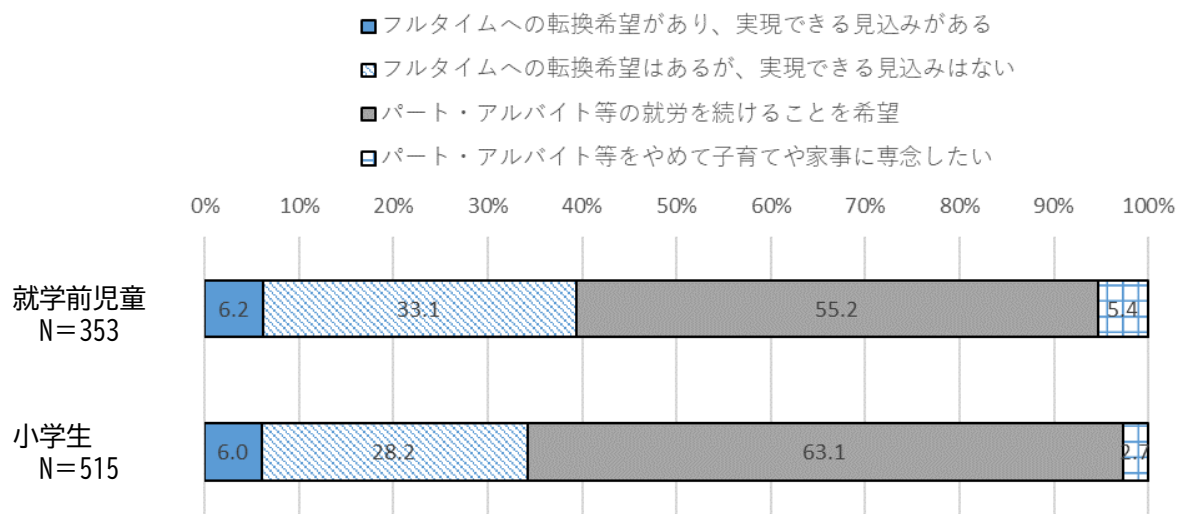
就学前児童の母親では、フルタイム、パート、休業中を問わず「就労している」割合は、71.8%で、未就労の割合は28.2%となっています。5年前の調査で「就労」対「未就労」は55.0%対43.1%であったことから、5年間で「就労している」割合が大幅に増加しております。

小学生の母親も、「就労している」割合が73.8%で、5年前より9.1ポイント増加しています。



⑥ パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望（単数回答）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が就学前児童の母親で5.2%、小学生の母親で63.1%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が就学前児童の母親で33.1%、小学生の母親で28.2%となっています。就学前児童の母親で「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」は6.2%で、5年前より3.5ポイント減少しました。

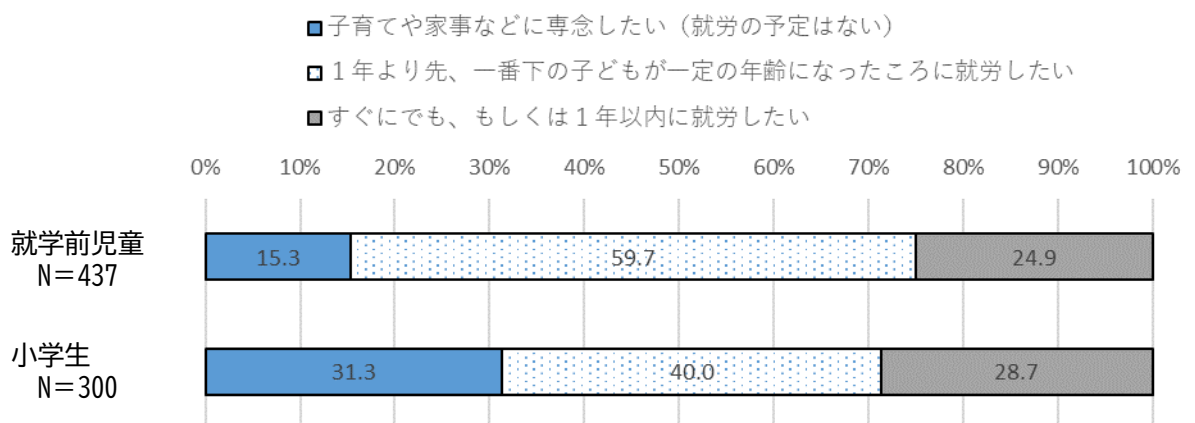


⑦ 現在就労していない母親の就労希望（単数回答）

「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」は、小学生の母親に比べ就学前児童の母親で割合が高く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」では、就学前児童の母親に比べ小学生の母親で割合が高くなっています。

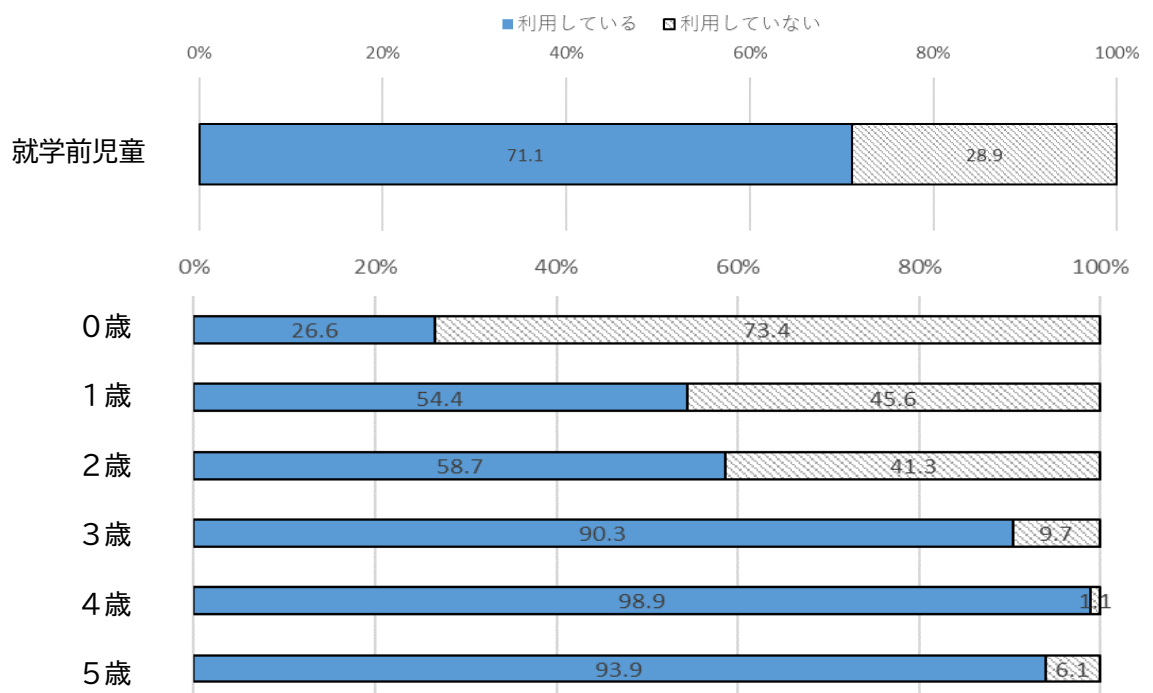
また、これらの希望のある方は、就労に対する潜在的なニーズがある保護者であることがうかがえます。

なお、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合は5年前と比べ、就学前児童の母親で6.9ポイント減少し、小学生の母親で5.1ポイント増加しています。



⑧ 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無（実績）

就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用は全体では71.1%で、5年前より3.5ポイント増加しています。年齢別では0歳で4.6ポイント減、1歳で5.3ポイント増、2歳で1.3ポイント増、3歳で21.8ポイント増となっています。



「利用している」と答えた母親を就労状況別でみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」で 70%以上の方が認可保育所（園）もしくは認定こども園（保育利用）を利用し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」で 60%以上の方が幼稚園を利用しています。

利用施設別でみると、認定こども園（保育利用）利用率が5年前と比べて大幅に増加しています。これは認可保育所（園）が認定こども園（教育・保育利用）へ移行した影響と考えられます。

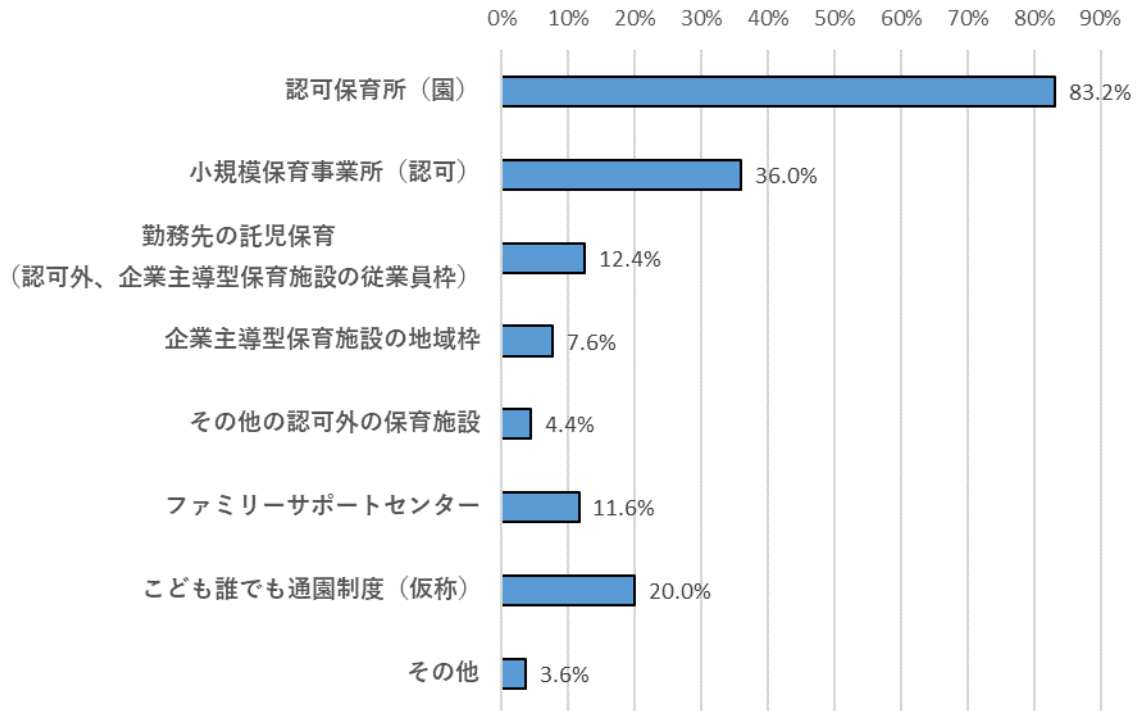
（単位：％）

	有効回答数（件）	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所（園）	認定こども園（保育利用）	認定こども園（教育利用）	認定こども園預かり保育	小規模保育事業所（認可）※5	（認可外、企業主導型保育施設の従業員枠）※6	勤務先の託児保育施設	企業主導型保育施設の地域枠※6	その他の認可外保育施設	ファミリーサポートセンター	その他
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	404	2.7%	2.5%	42.1%	40.8%	1.5%	1.0%	5.9%	3.2%	1.7%	3.0%	－	0.5%	
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	105	5.7%	2.9%	39.0%	41.9%	3.8%	2.9%	4.8%	1.9%	2.9%	1.0%	1.0%	－	
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	268	11.2%	7.8%	35.4%	35.1%	3.7%	3.4%	3.4%	5.2%	2.6%	3.0%	0.4%	1.1%	
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	28	3.6%	3.6%	42.9%	46.4%	－	－	－	－	7.1%	－	－	－	
以前は就労していたが、現在は就労していない	127	68.5%	3.1%	4.7%	6.3%	10.2%	2.4%	2.4%	－	0.8%	0.8%	－	6.3%	
これまで就労したことがない	14	85.7%	－	－	7.1%	7.1%	－	－	－	－	－	－	－	
無回答	1	－	－	0.0%	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

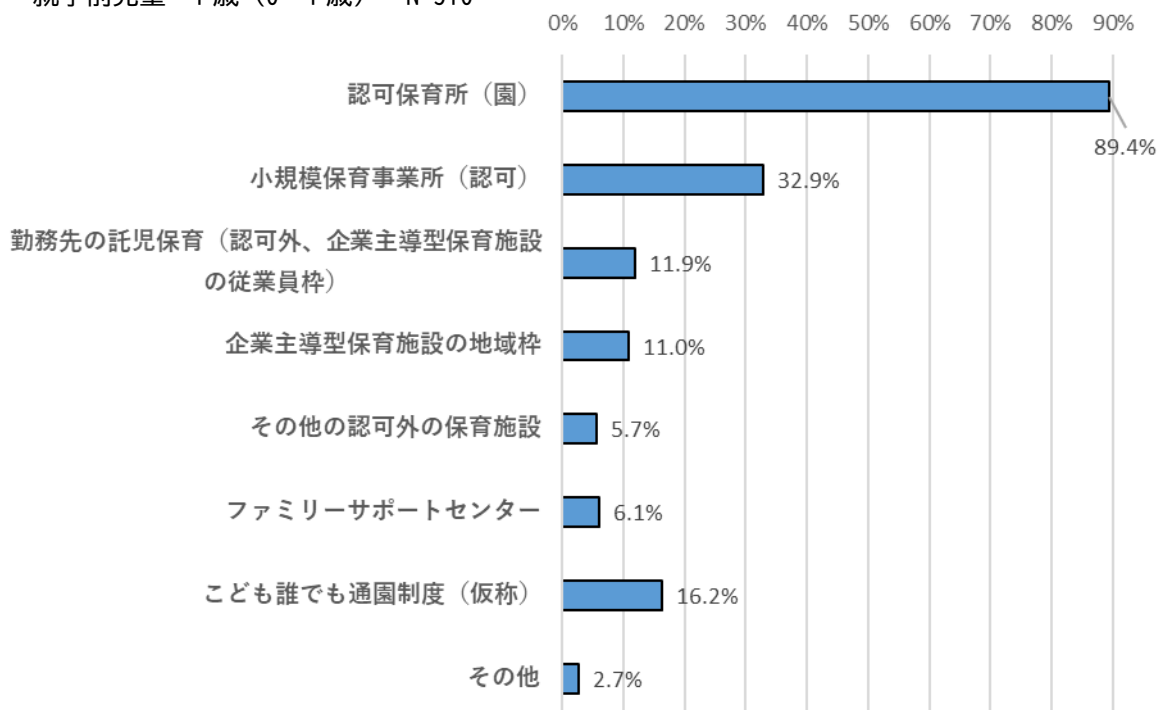
⑨ 今後、平日の教育・保育事業として定期的にご利用したいと考える事業（複数回答）

いずれの年齢においても、認可保育所（園）の利用希望が最も多くなっており、次いで小規模保育事業所（認可）や認定こども園（保育利用）となっていることから保育事業のニーズが非常に高い事がうかがえます。

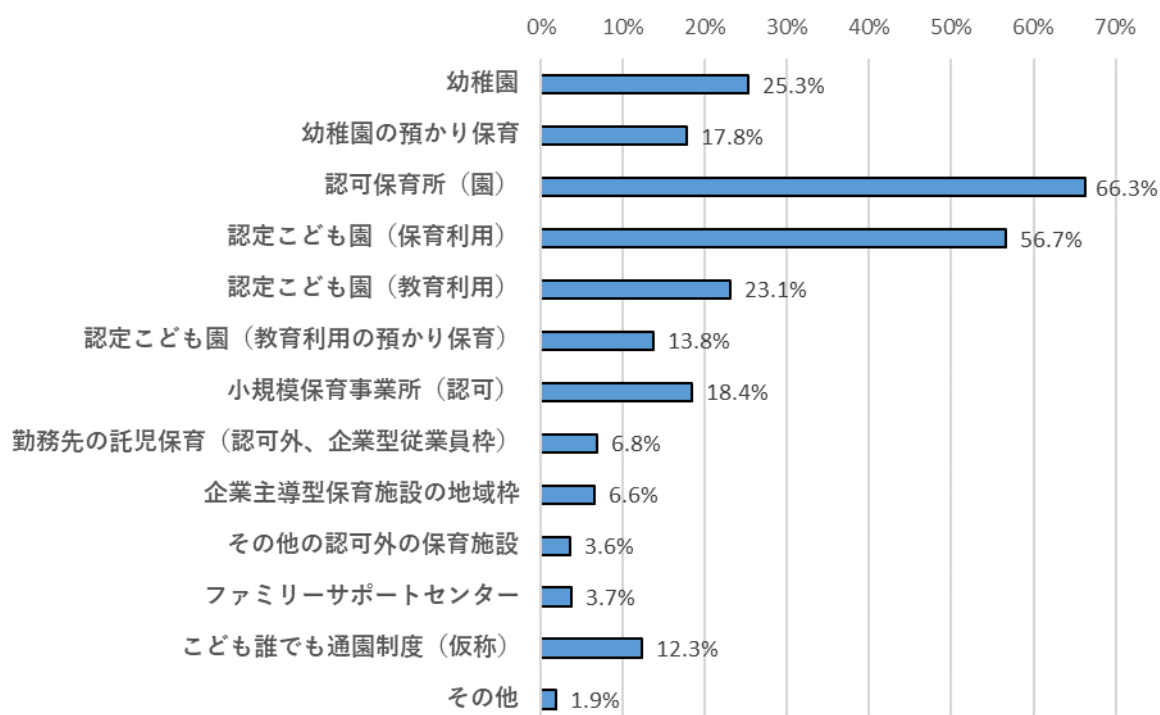
就学前児童 0歳（0歳） N=250



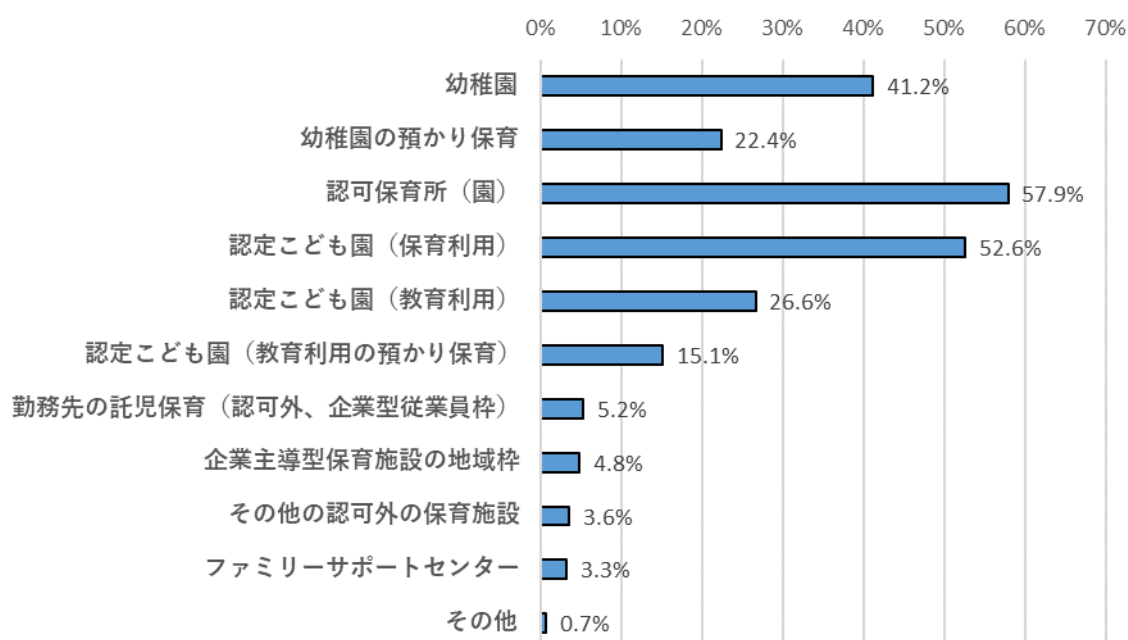
就学前児童 1歳（0～1歳） N=510



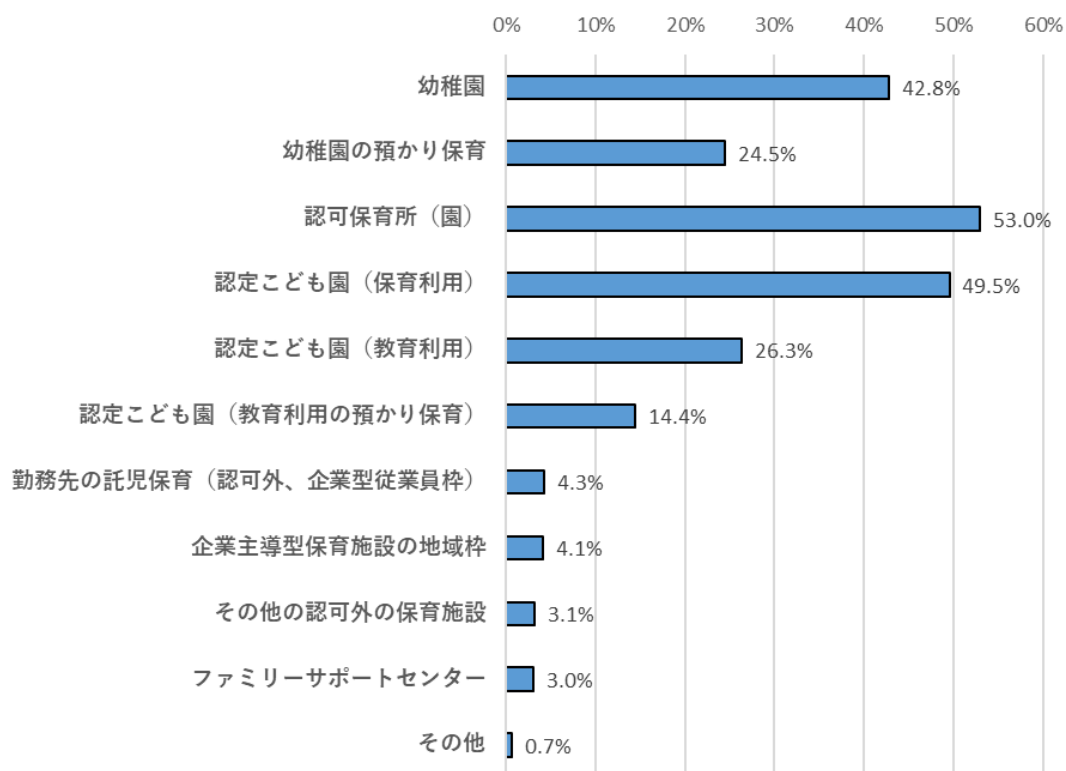
就学前児童 2歳（0～2歳） N=748



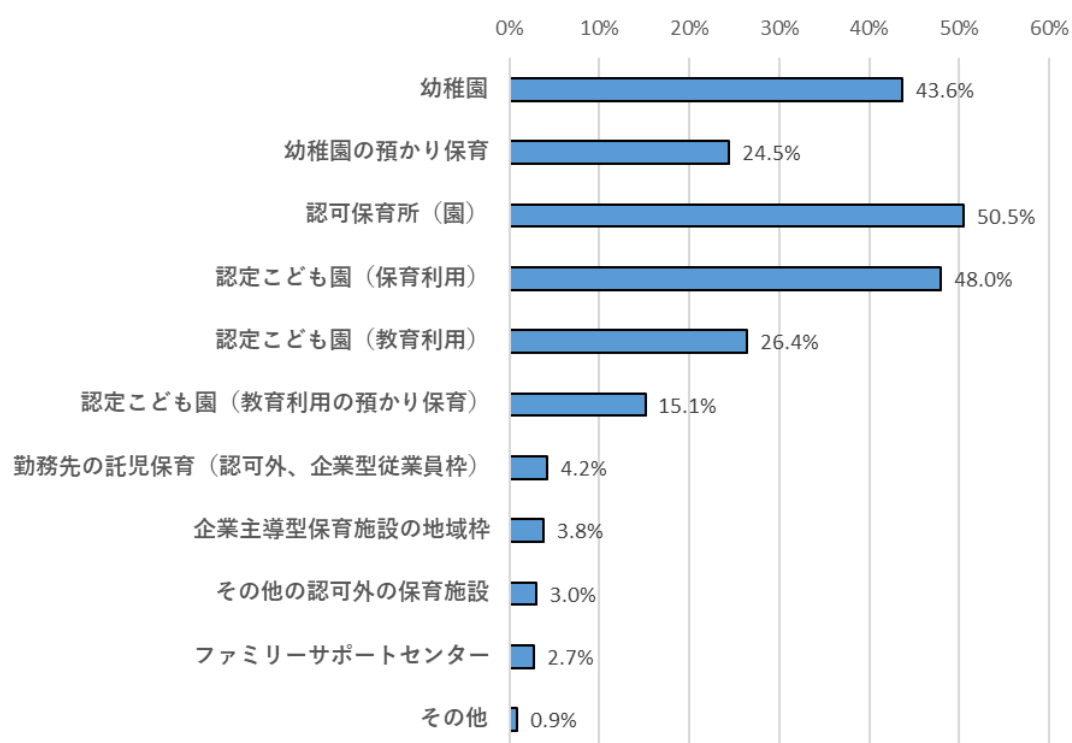
就学前児童 3歳（0～3歳） N=1,032



就学前児童 4歳（0～4歳） N=1,307



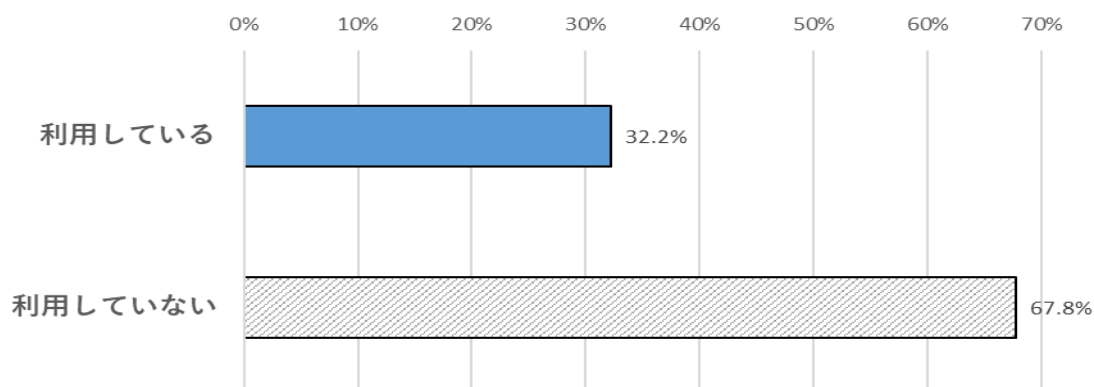
就学前児童 5歳（0～5歳） N=1,554



⑩ 現在の子育て支援拠点事業の利用状況（複数回答）

現在市内6か所にある、「子育て支援センター」については、「利用している」が32.2%となっています。

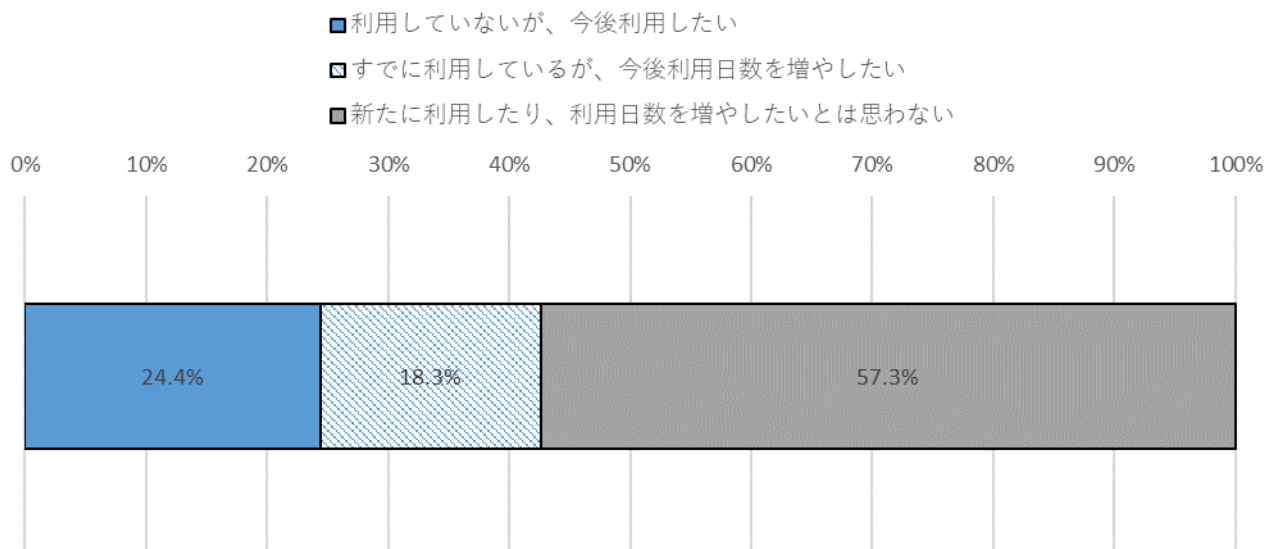
【就学前児童】N=1,554



⑪ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向（単数回答）

「利用していないが、今後利用したい」が24.4%（4.4ポイント増）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が18.3%（0.9ポイント増）となっており、それらを合わせた、地域子育て支援拠点事業を利用したい人は全体の42.7%（5.3ポイント増）となっています。

【就学前児童】N=1,554

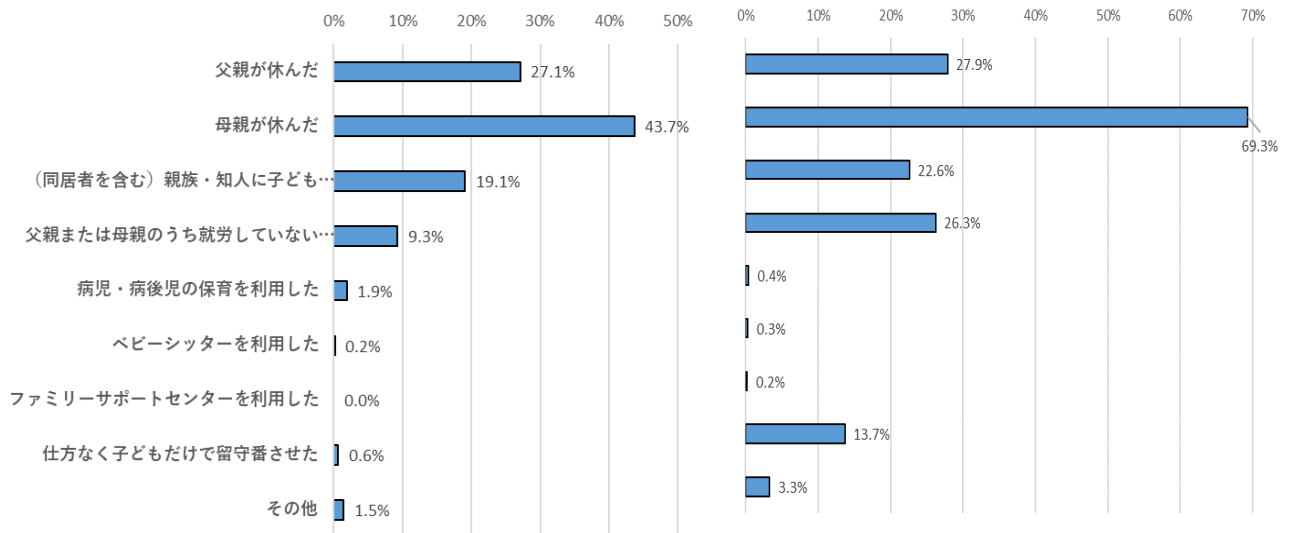


⑫ 病気等で教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかった場合の対処方法（複数回答）

子どもの病気の際の対処方法については、就学前児童で「母親が休んだ」が43.7%、小学生で69.3%と最も高くなっています。

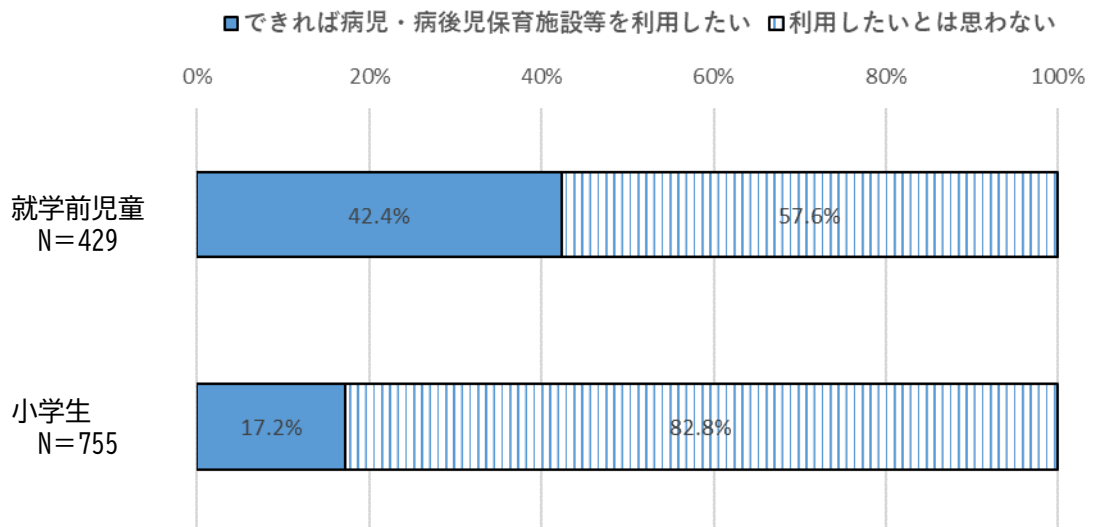
【就学前児童】 N=947

【小学生】 N=1,028



⑬ 病児等でも利用できる保育施設等の利用希望（単数回答）

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前児童で42.4%（2.5ポイント増）、小学生で17.2%（0.6ポイント増）となっています。特に小学生では「利用したいとは思わない」が82.8%と「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」を大きく上回っています。

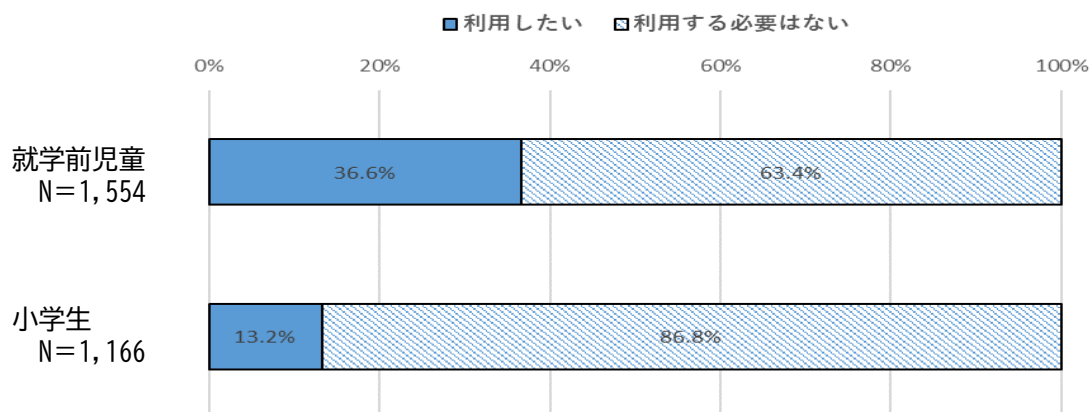


⑭ 私用、親の通院、不定期の就労目的で利用したい事業の有無（単数回答）

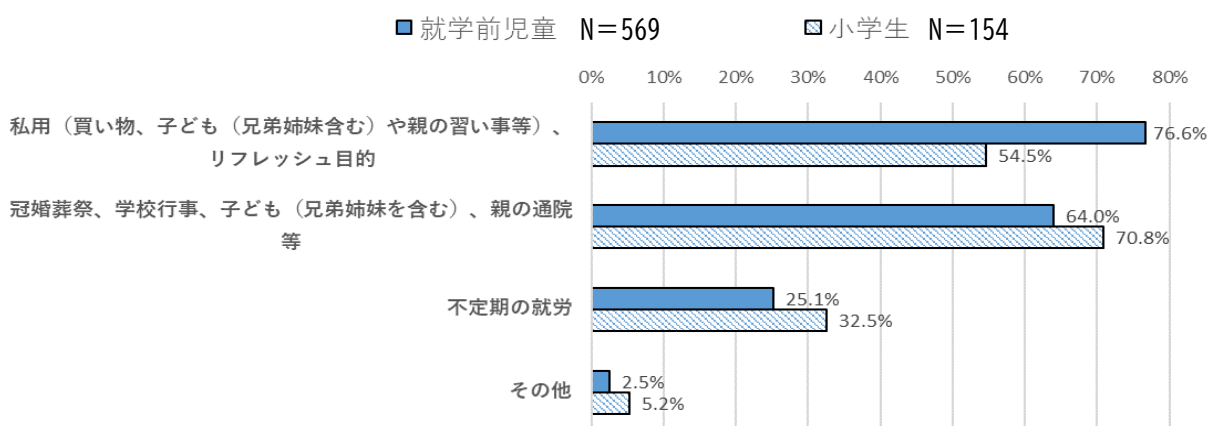
「利用したい」で就学前児童が36.6%、小学生が13.2%となっています。

特に小学生では「利用する必要はない」が86.8%と「利用したい」を大きく上回っています。

事業の利用を希望する目的については、就学前児童で「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が76.6%、小学生で「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が70.8%と最も高くなっています。

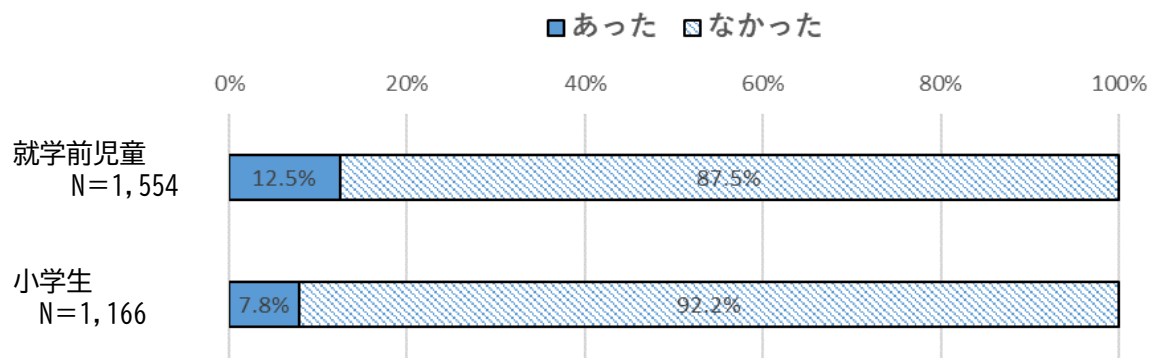


【事業の利用を希望する目的】（複数回答）



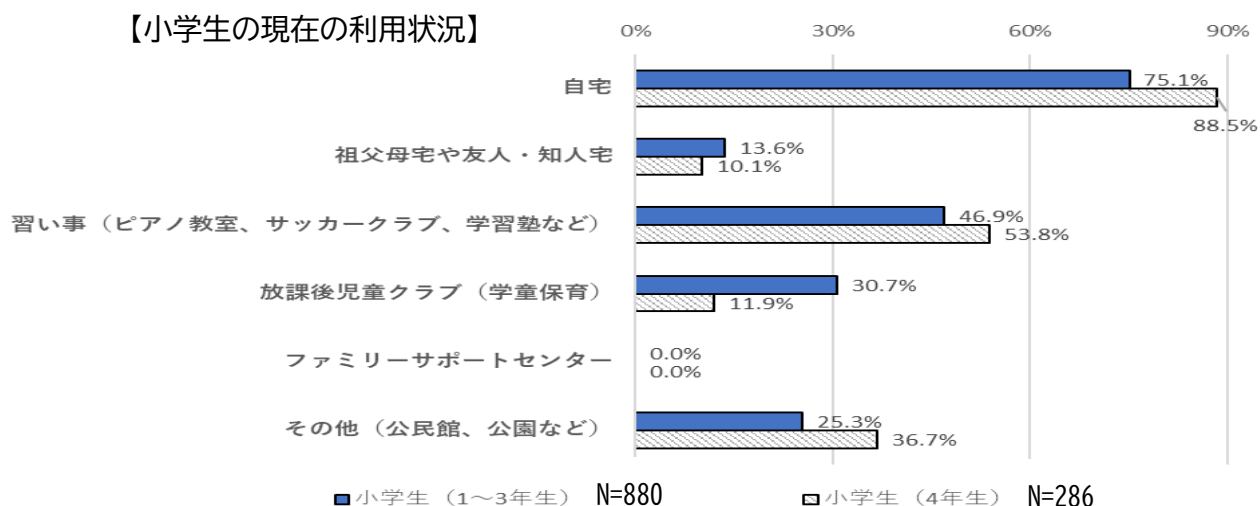
⑮ 泊りがけでみてもらわなければならなかった経験の有無（単数回答）

「あった」が就学前児童で12.5%、小学生で7.8%となっています。

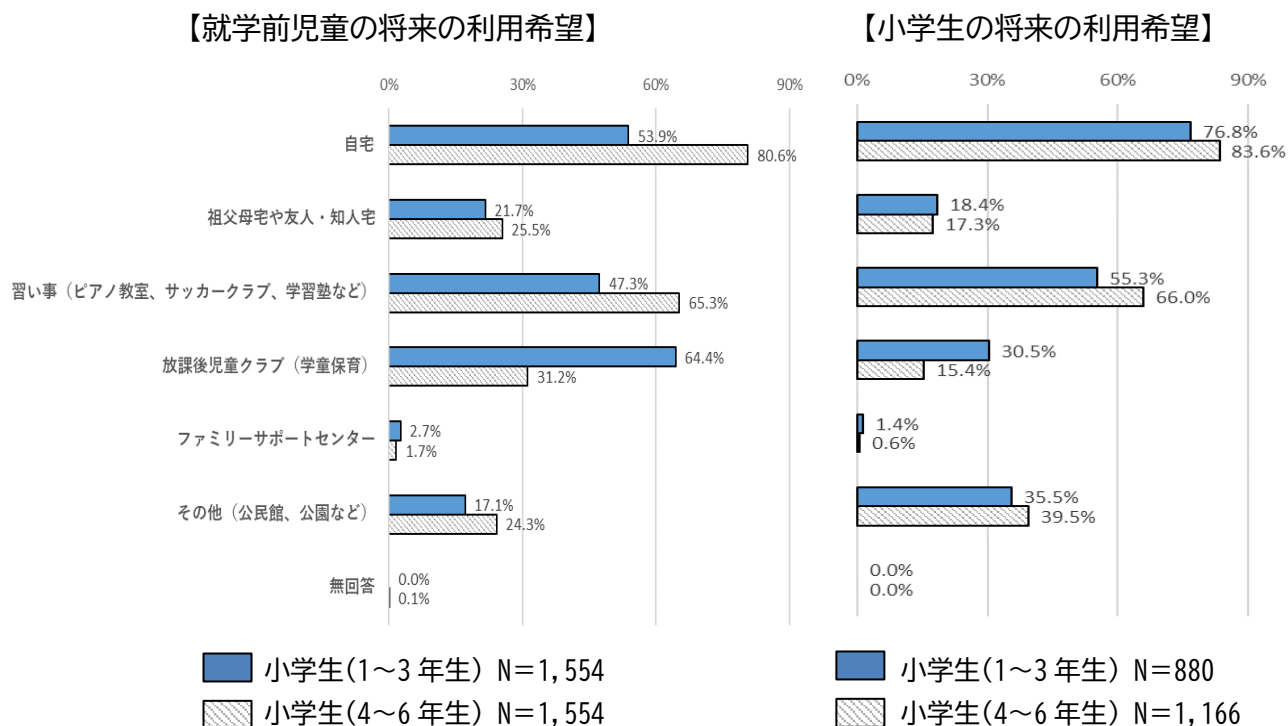


⑯ 放課後の過ごし方（複数回答）

小学生が放課後に過ごしている場所については、小学生（１～３年生）、小学生（４年生）ともに「自宅」が約８割と最も高く、「習い事」が約５割と続き、放課後児童クラブは小学１～３年生で３０．７％、４年生で１１．９％となっています。



就学前児童が小学校入学後に放課後過ごさせたい場所については、低学年のうちは「放課後児童クラブ」が最も多くなっていますが、高学年になると「自宅」が最も多くなっています。「放課後児童クラブ」の利用希望は、低学年のうちは６４．２％、高学年になると３０．８％となっています。また、小学生に放課後過ごさせたい場所については、低学年、高学年ともに「自宅」、「習い事」の順になっています。「放課後児童クラブ」の利用希望は低学年で３０．５％、高学年で１５．４％となっています。



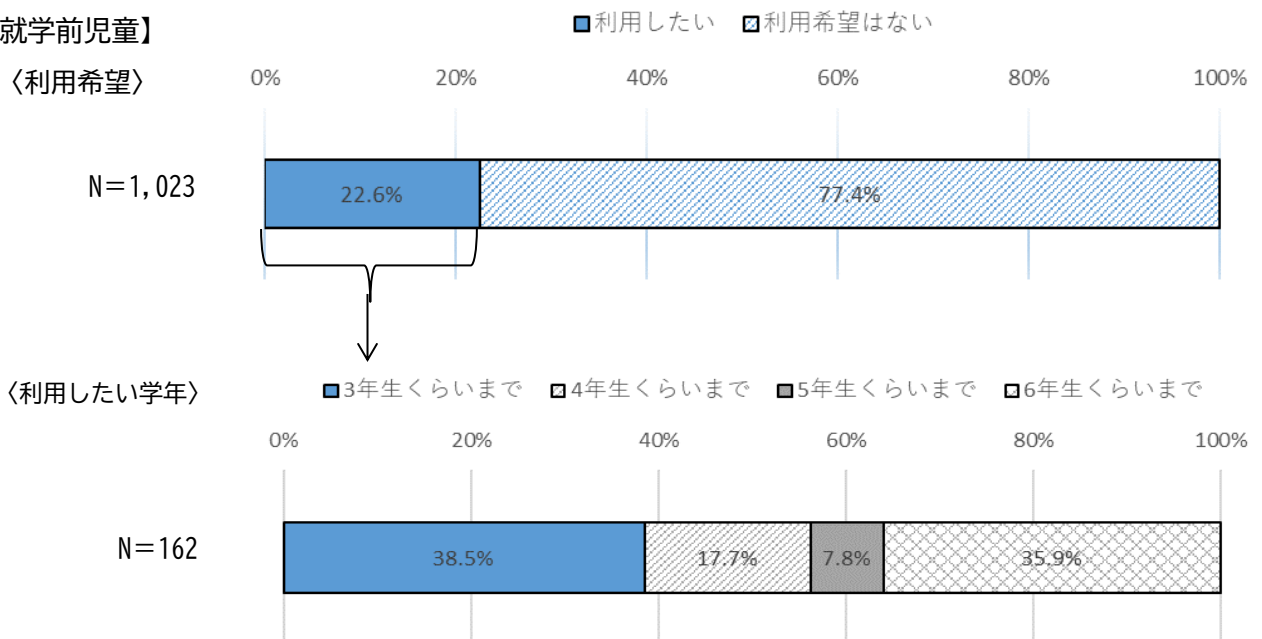
⑰ 放課後児童クラブに対する土曜日、日曜・祝日、長期休暇の利用希望（単数回答）

ア 土曜日

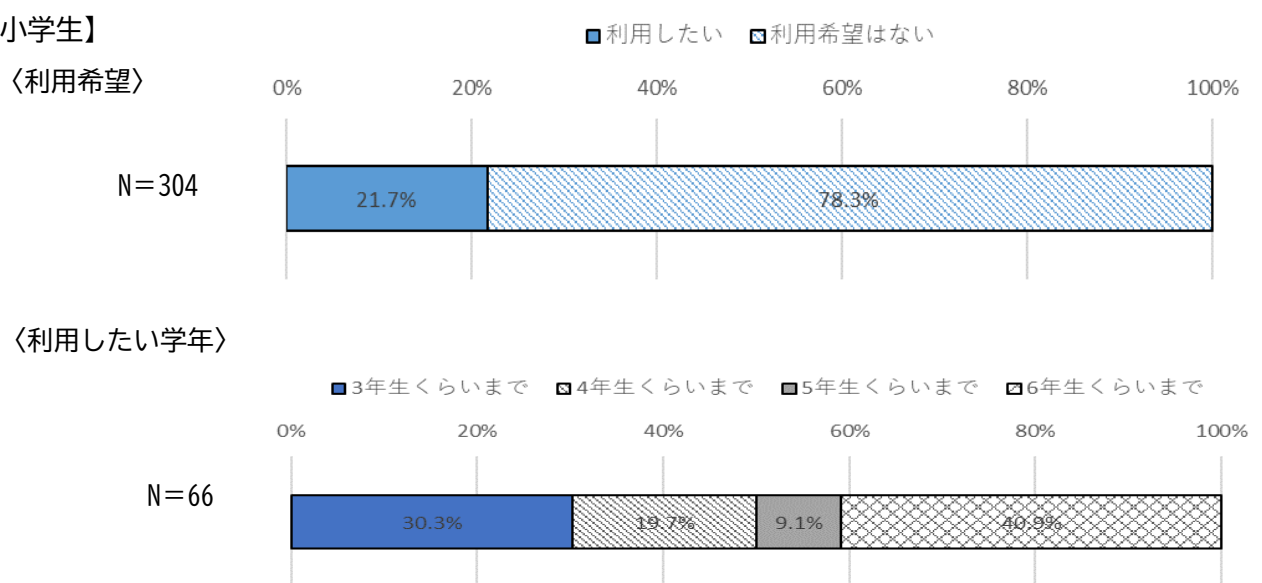
就学前児童では、小学校就学後に放課後児童クラブを利用したいと答えた人のうち、土曜日も「利用したい」の割合が22.6%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が35.9%となっています。

小学生では、現在放課後児童クラブを利用している又は今後利用したいと答えた人のうち、土曜日も「利用したい」の割合が21.7%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が40.9%となっています。

【就学前児童】



【小学生】



① 日曜・祝日

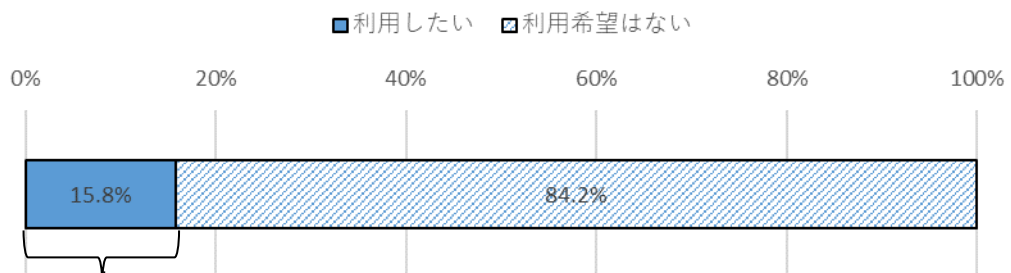
就学前児童では、小学校就学後に放課後児童クラブを利用したいと答えた人のうち、日曜・祝日も「利用したい」の割合が15.8%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が35.8%となっています。

小学生では、現在放課後児童クラブを利用している又は今後利用したいと答えた人のうち、日曜・祝日も「利用したい」の割合が13.2%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」も割合が37.5%となっています。

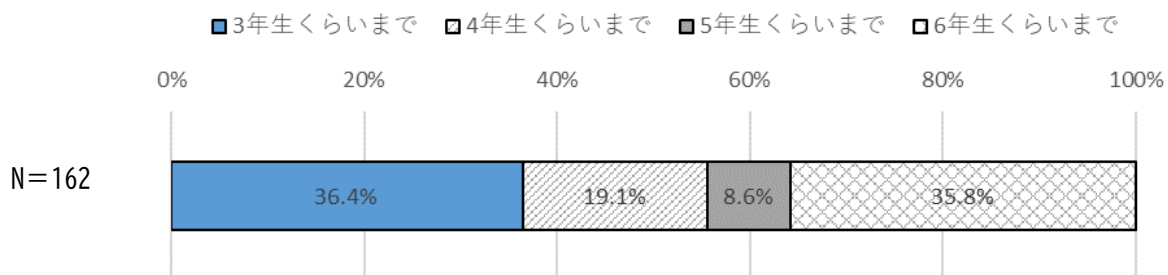
【就学前児童】

〈利用希望〉

N=1,023



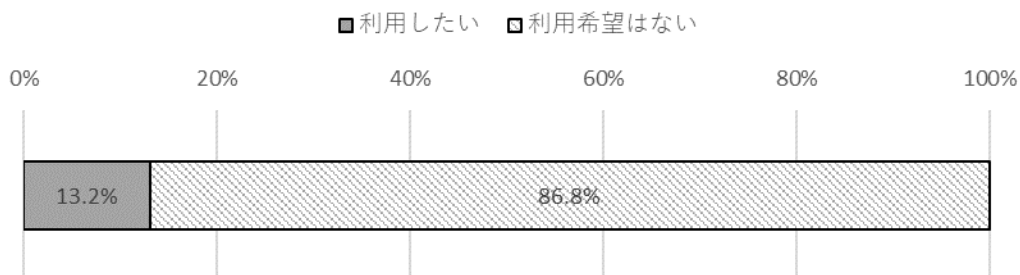
〈利用したい学年〉



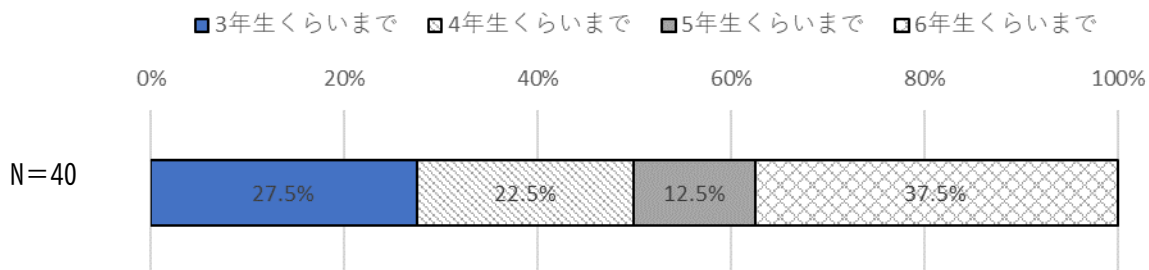
【小学生】

〈利用希望〉

N=304



〈利用したい学年〉



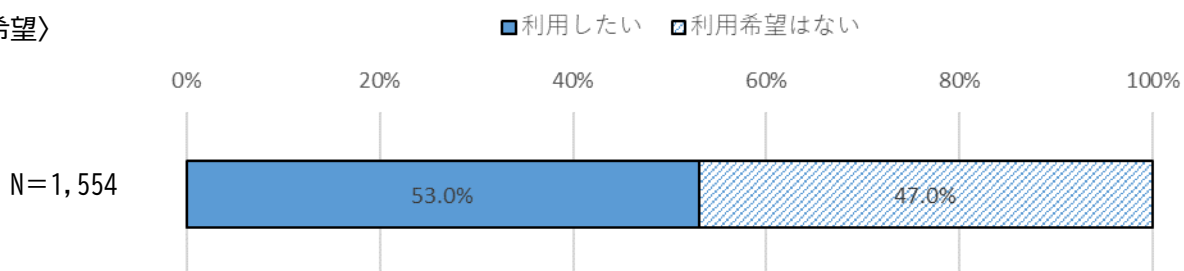
㊦ 長期休暇

就学前児童では、長期休暇中に放課後児童クラブを「利用したい」の割合が53.0%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が33.4%となっています。

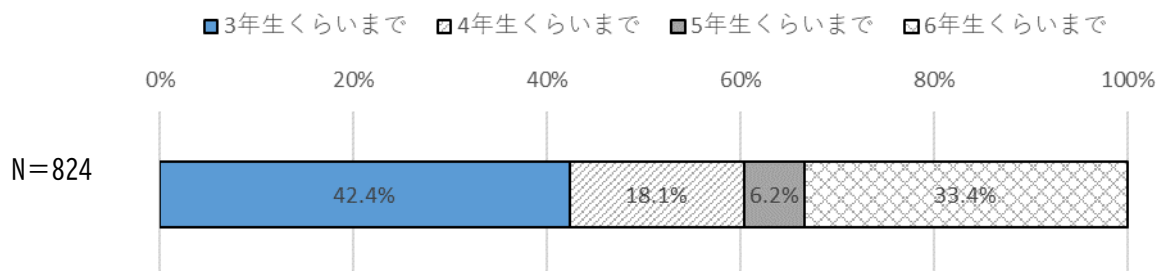
小学生では、長期休暇中に放課後児童クラブを「利用したい」の割合が24.4%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が42.3%となっています。

【就学前児童】

〈利用希望〉

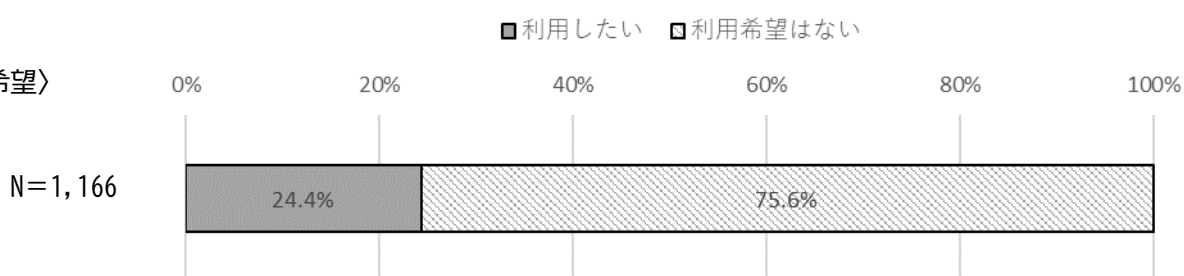


〈利用したい学年〉

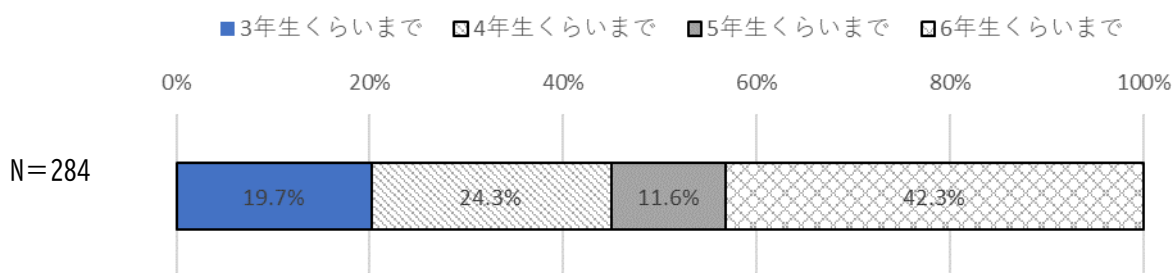


【小学生】

〈利用希望〉

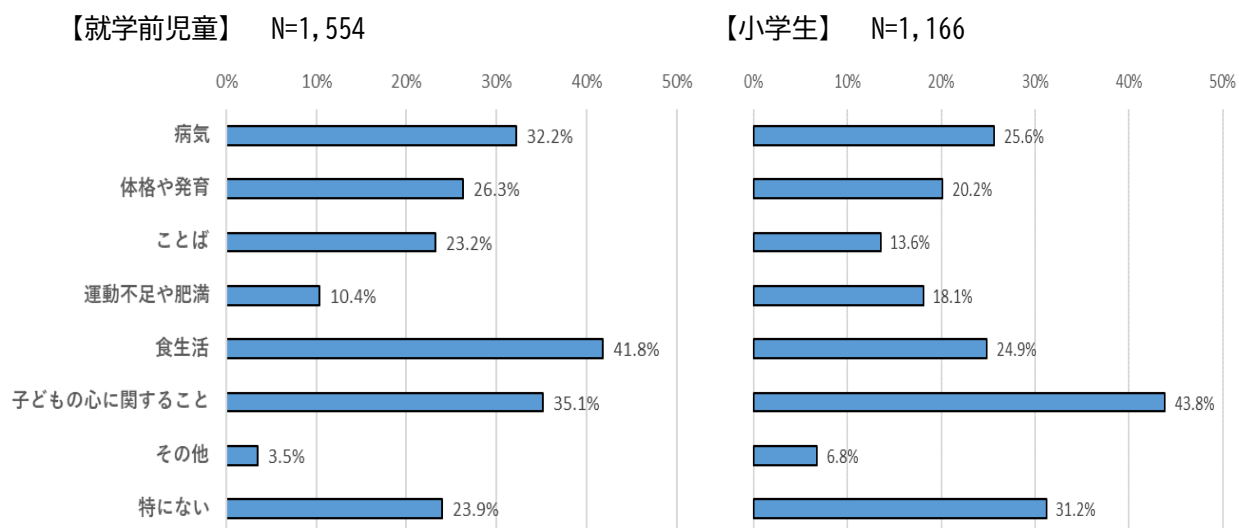


〈利用したい学年〉



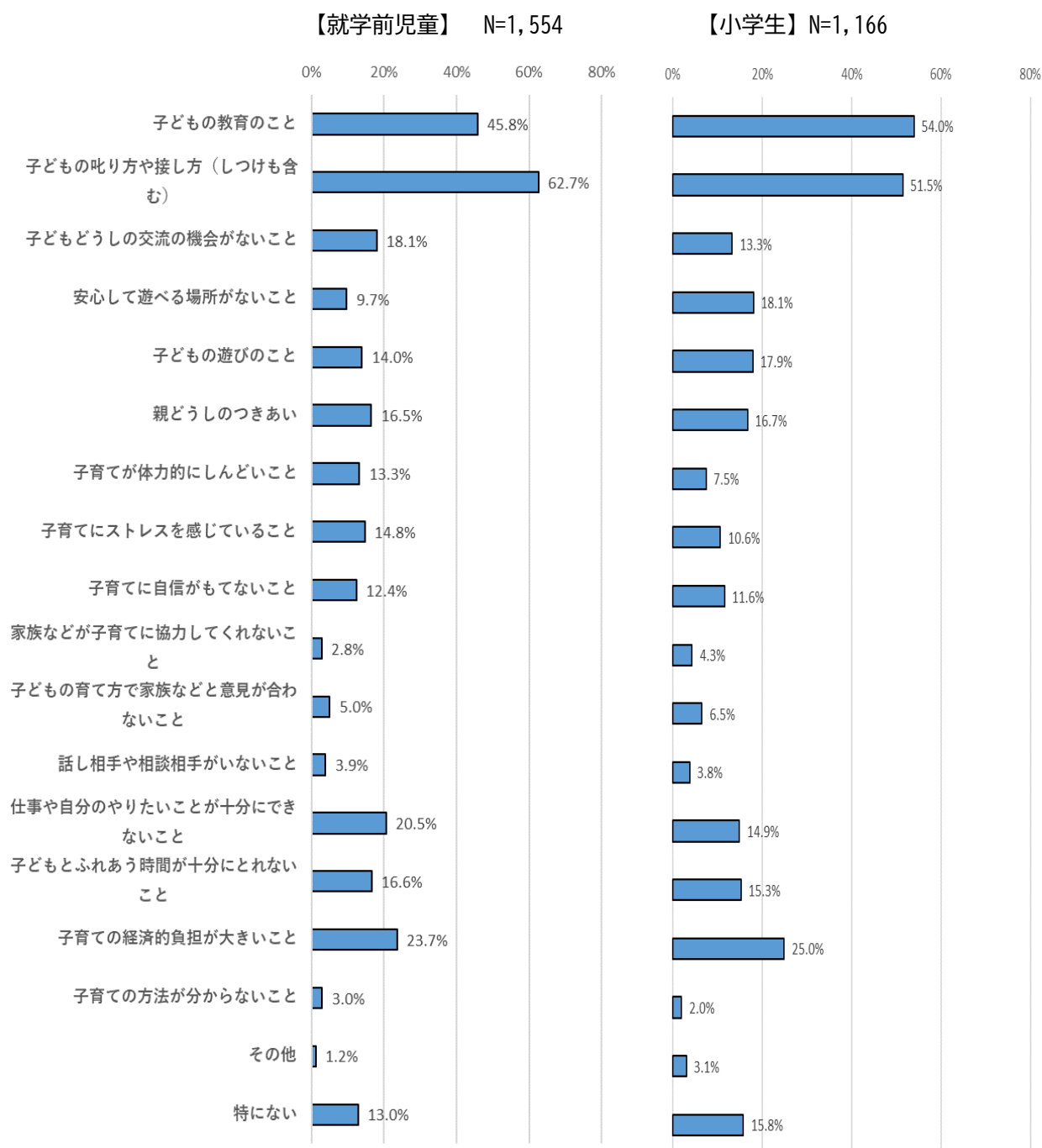
⑱ 子育てについて、病気等で日常悩んでいることや気になること（複数回答）

就学前児童、小学生ともに「子どもの心に関すること」、「食生活」が上位になっています。特に、就学前児童では「食生活」が41.8%と、小学生の24.9%よりも多くなっています。



⑨ 子育てについて、病気等以外で日常悩んでいることや不安なこと（複数回答）

就学前児童、小学生ともに「子どもの教育のこと」、「子どもの叱り方や接し方（しつけも含む）」が上位になっています。

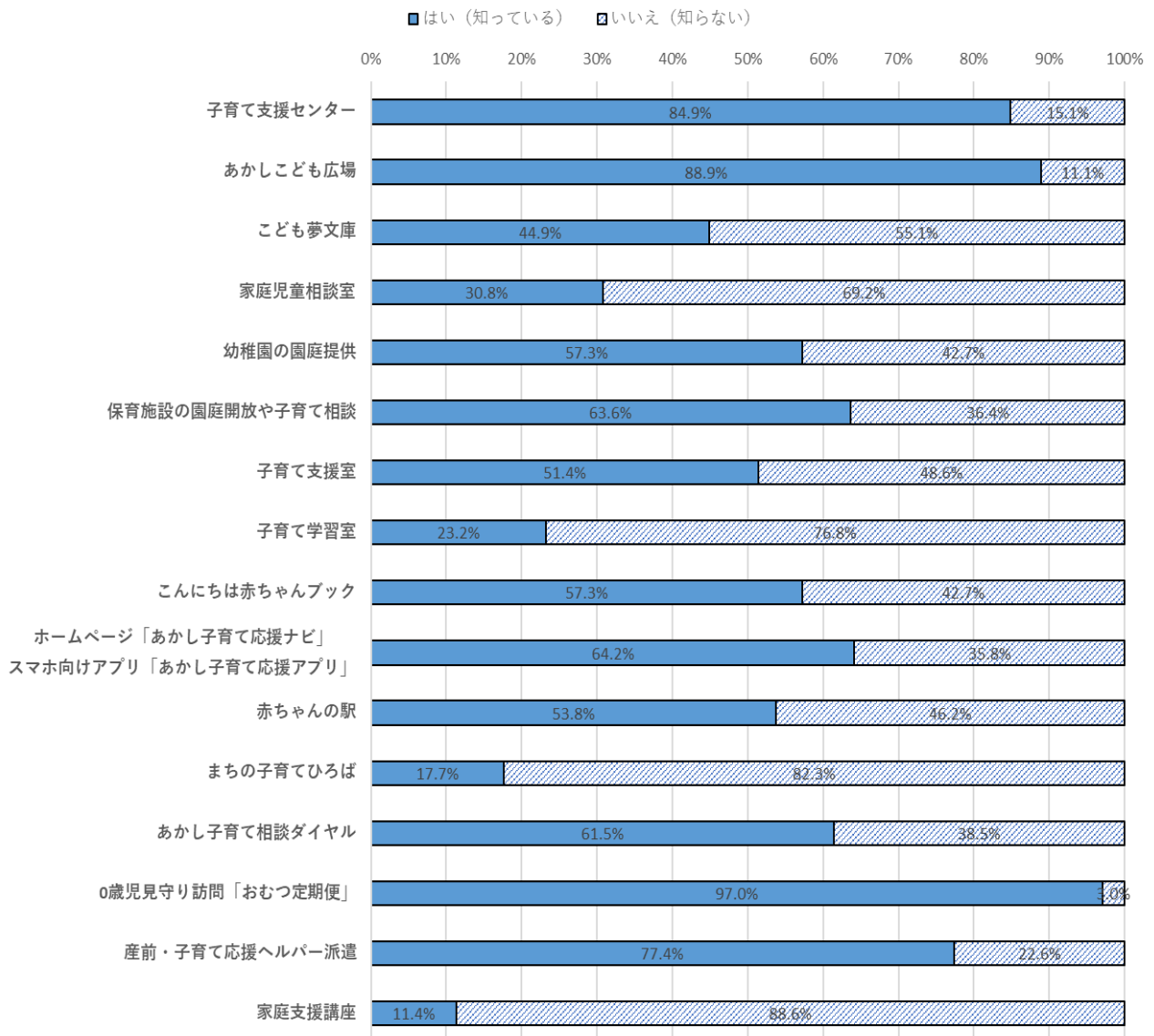


⑳ 子育て支援サービスの認知度（単数回答）

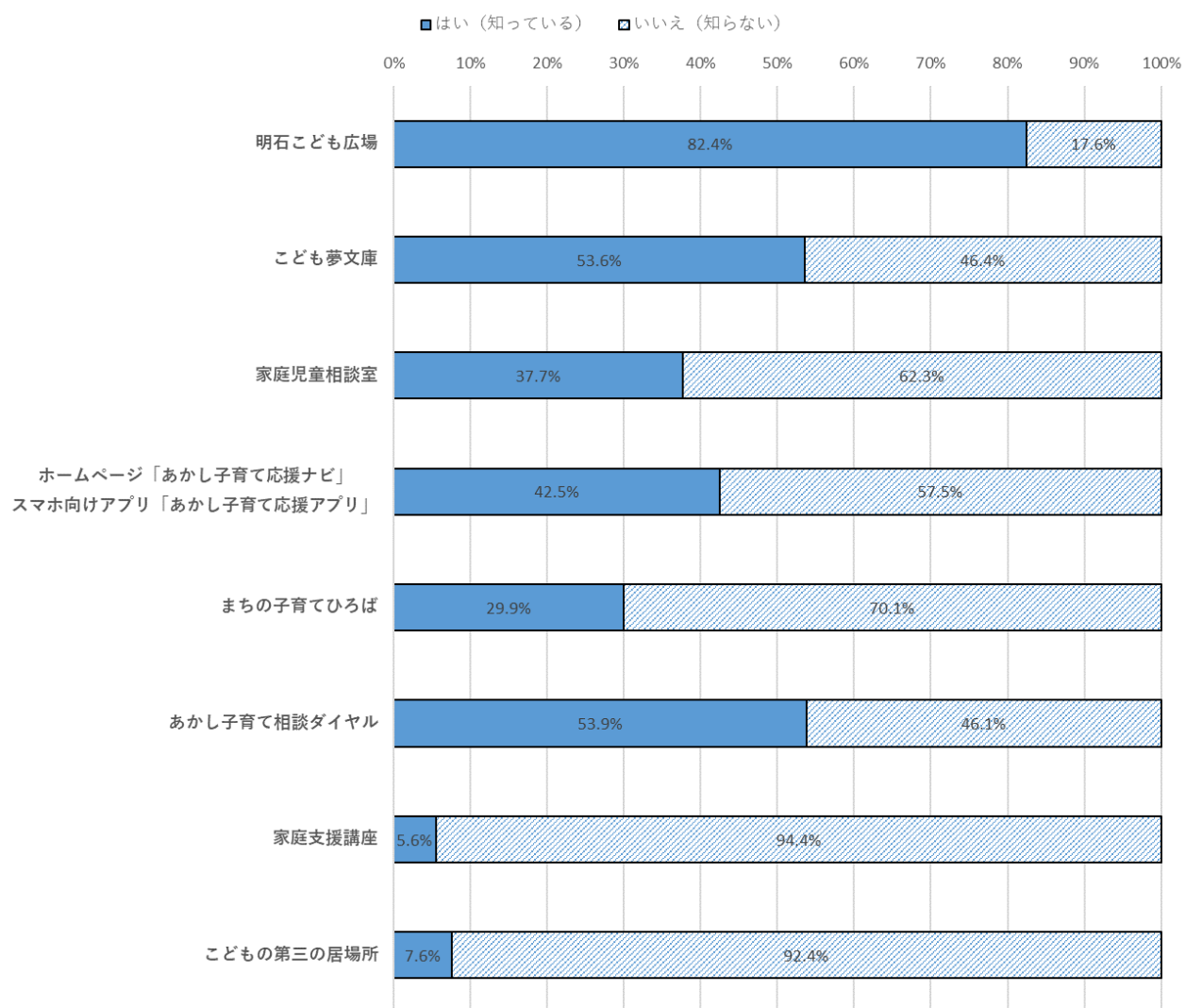
就学前児童で「子育て支援センター」「あかしこども広場」「0歳児見守り訪問「おむつ定期便」」「産前・子育て応援ヘルパー派遣」を「知っている」が高く、約80%以上となっています。

小学生では「あかしこども広場」が最も高く、82.4%となっています。

【就学前児童】 N=1,554



【小学生】 N=1,166

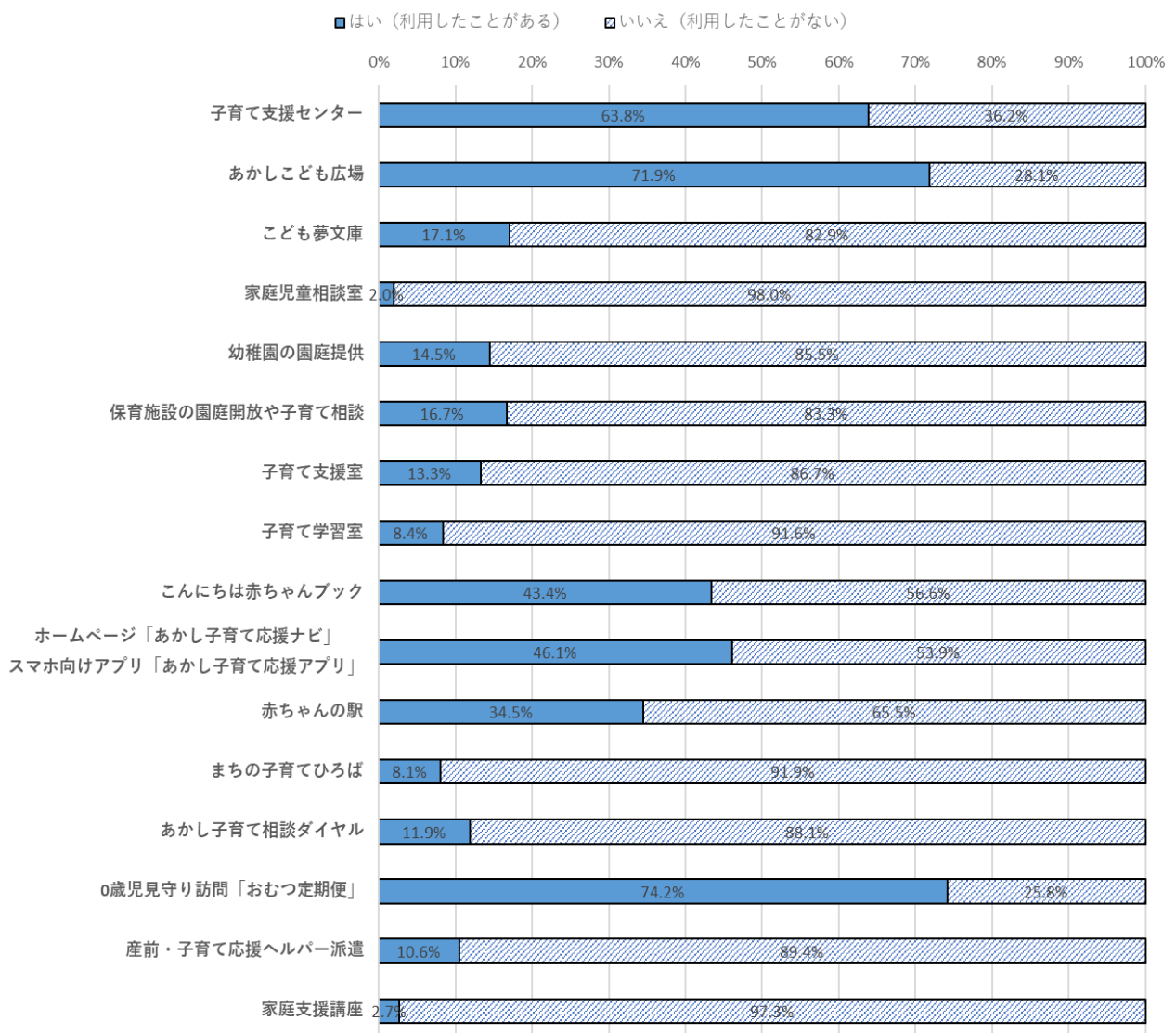


② 子育て支援サービスの利用状況（単数回答）

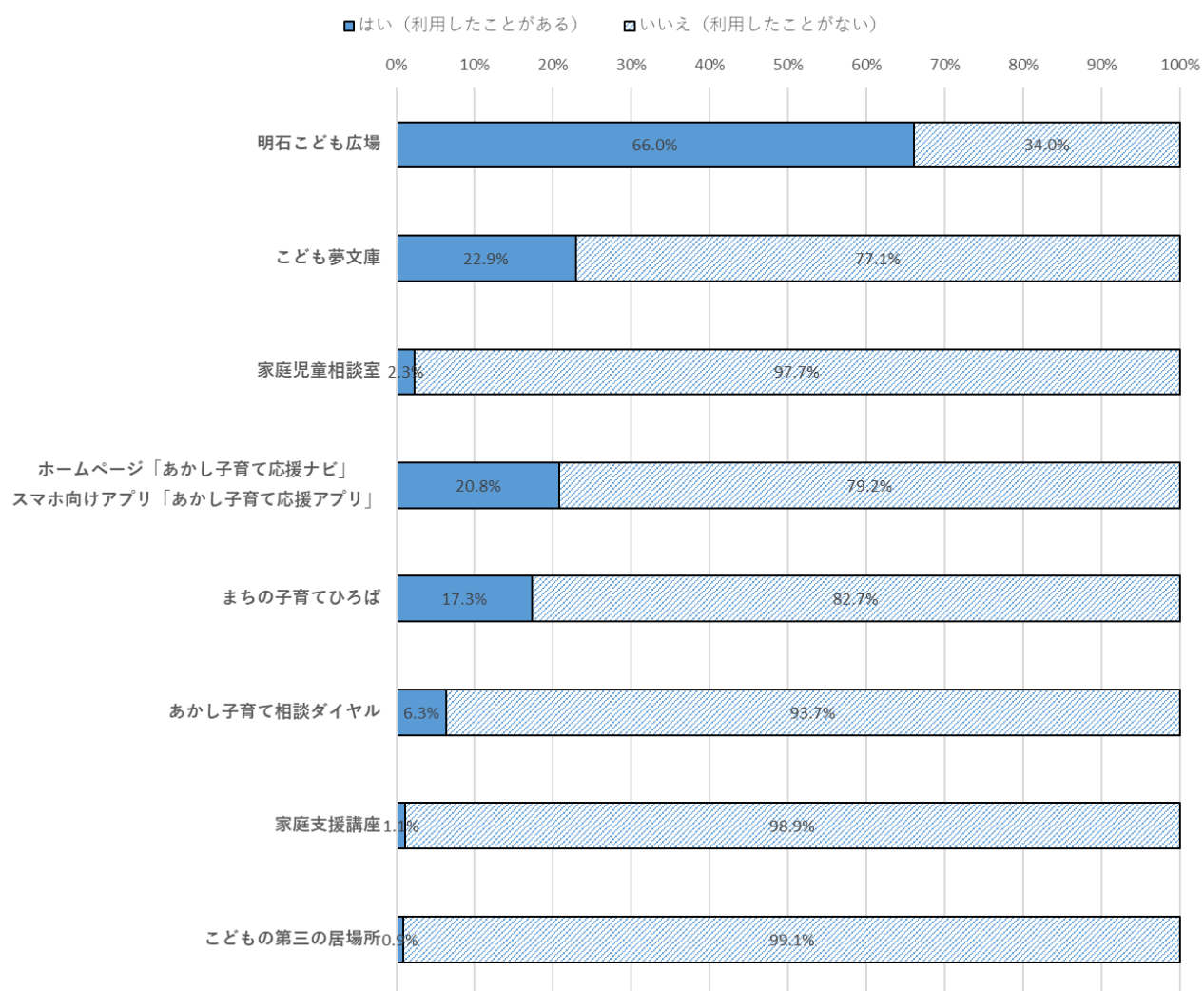
就学前児童で「子育て支援センター」「あかしこども広場」「0歳児見守り訪問「おむつ定期便」」の割合が高く、いずれも60%以上となっています。

小学生では「あかしこども広場」の割合が高く、66.0%となっています。

【就学前児童】 N=1,554



【小学生】 N=1,166

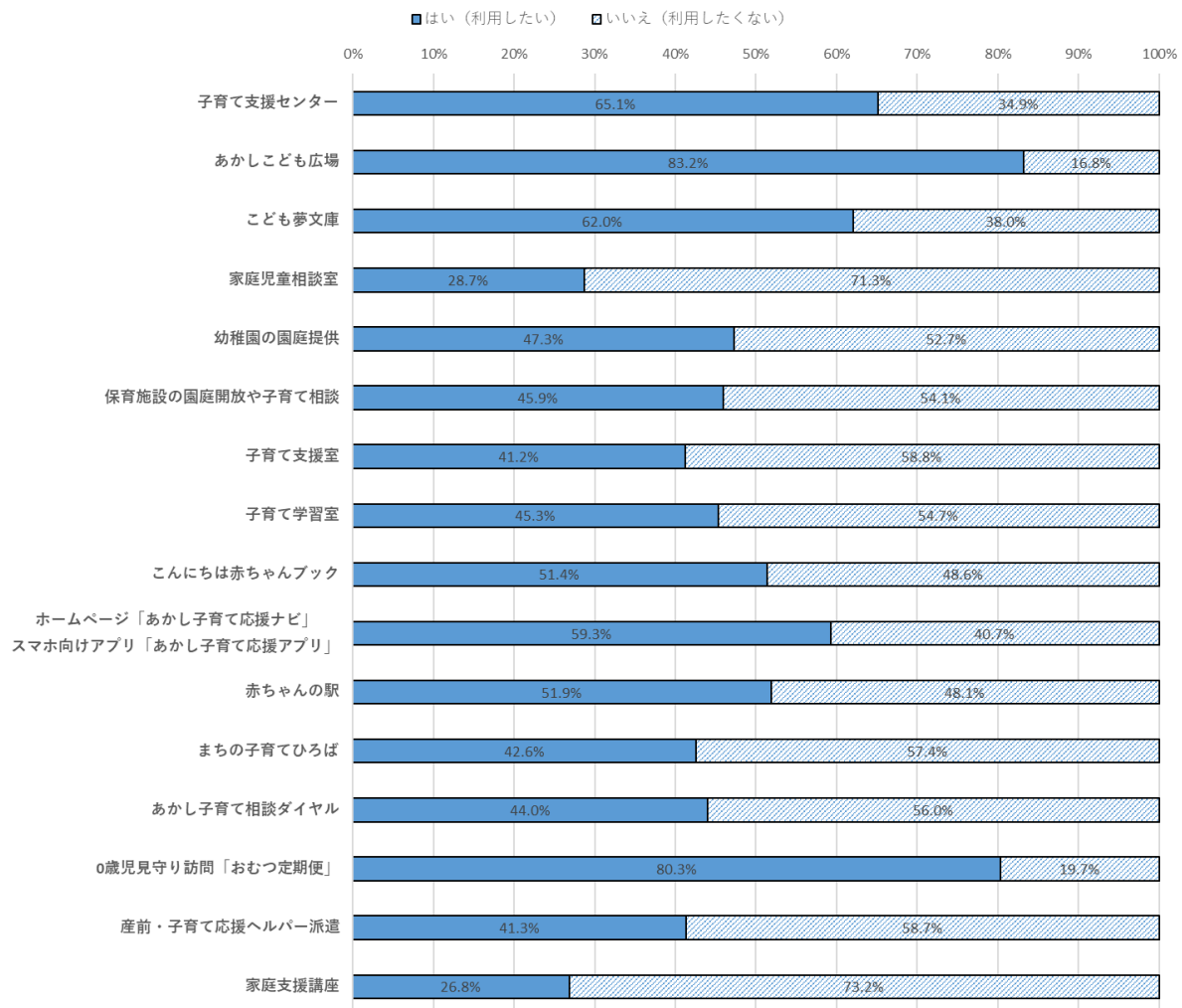


② 子育て支援サービスの利用希望（単数回答）

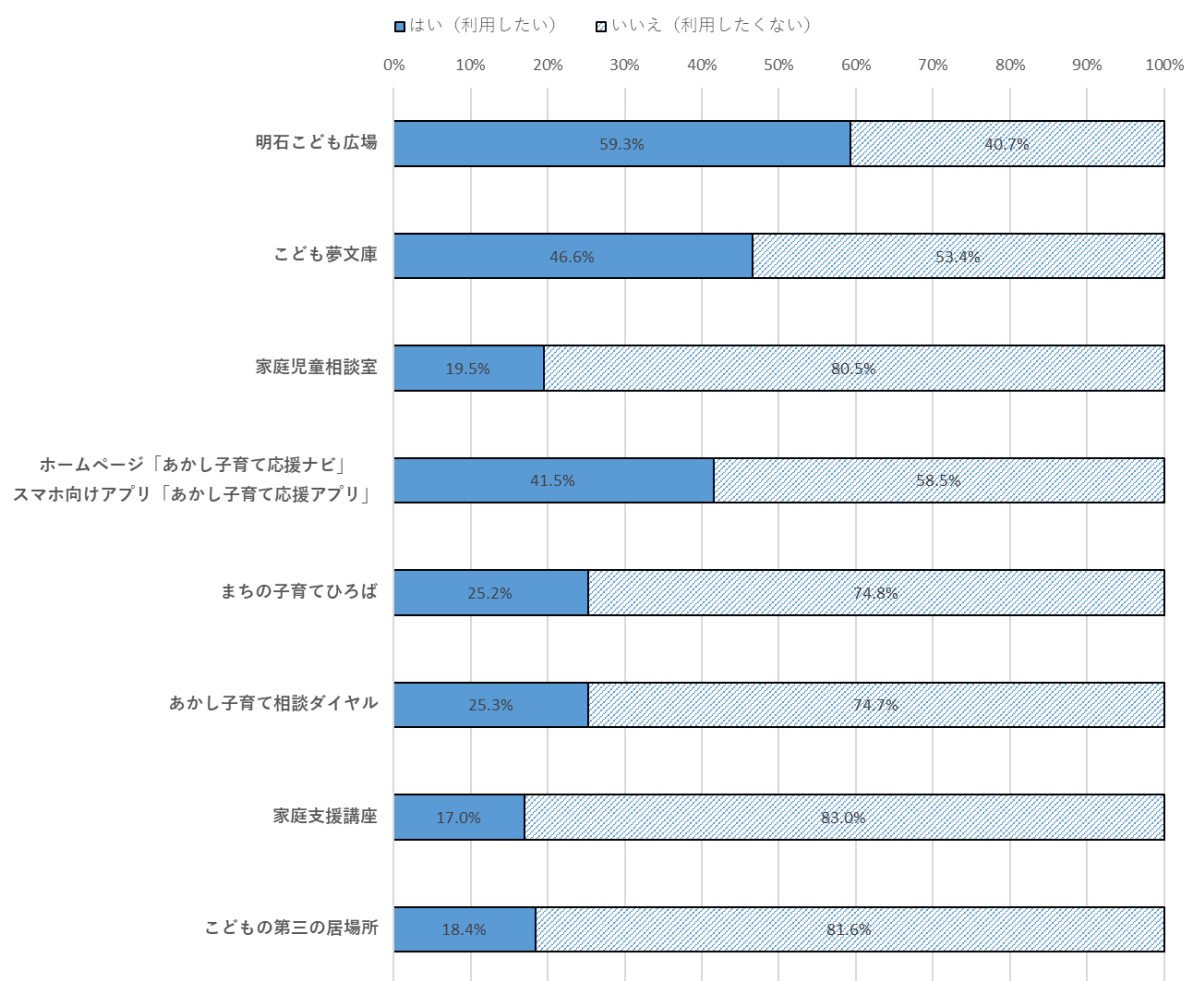
就学前児童、小学生で「あかしこども広場」の利用希望が最も高くなっています。

就学前児童について、「0歳児見守り訪問「おむつ定期便」」が80.3%と非常に高いニーズがあることがうかがえます。

【就学前児童】 N=1,554

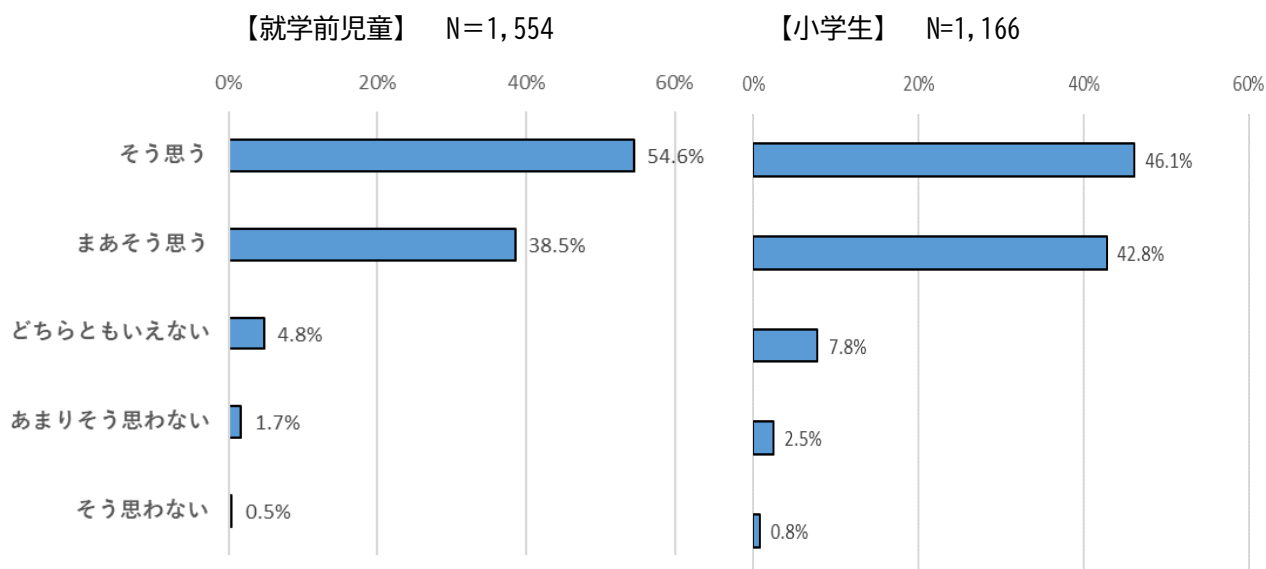


【小学生】 N=1,166



② 子育てしやすいまちか（単数回答）

「そう思う」、「まあそう思う」をあわせた「子育てしやすいまちだと思う」が、就学前児童で 93.1%、小学生では 88.9%と、ともに 9 割近い割合となっており、5 年前の調査からそれぞれ 5.4 ポイント、3.6 ポイント増加しております。



3 明石市のこども・子育てを取り巻く現状と課題

本市のこどもをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

(1) 地域全体で子育て家庭を支援できる体制整備

本市では、子育て中の保護者の不安感や孤立感の解消に向けて、様々な取組を実施してきました。

2024年（令和6年）2月に実施したニーズ調査では、前回2018年（平成30年）の調査に引き続き、就学前児童・小学生ともに、「子どもの心に関すること」、「子どもの教育のこと」、「子どもの叱り方や接し方（しつけも含む）」などに悩みを抱える保護者が多い結果となっています。

こどもたちの健やかな成長を促し、全ての子育て家庭が子育てしやすいと思えるまちを実現するためには、子育てにおける課題を子育て家庭だけのものとして捉えるのではなく、地域全体の課題として取り組み、各施策を通じて保護者の不安解消、負担軽減につなげていく必要があります。

(2) すべてのこどもたちへの体験・学びの機会の提供

今回実施したニーズ調査において、就学前児童及び小学生の保護者の多くが「子育ての経済的負担が大きいこと」、「子どもとふれあう時間が十分にとれないこと」を悩み、不安と回答しています。このように、子育て家庭における経済的状況や保護者の就労状況の変化により、こどもの体験・学びの機会の格差が課題となっています。

体験・学びの機会の提供は、こどもや保護者にとっての思い出作りという側面だけではなく、学校や日常で触れる事がない学び、文化、人々との交流は、こどもたちにとって新たな経験となり、健やかな成長にもつながります。

このように、すべてのこどもたちが生活環境や経済的状況などとは関係なく、体験・学びの機会を確保できるよう、取り組む必要があります。

(3) 変化する保育ニーズへの対応

本市では、就学前児童数の増加、就労形態の多様化等による保育ニーズの増加に対応するため、保育所等の新設などによる受入枠の拡充といった待機児童解消に向けた緊急対策を2016年（平成28年）1月から実施してきました。

今回のニーズ調査において、平日の定期的な教育・保育の利用の有無について、「利用している」と回答した方が、全体で5年前よりも増加しています。さらに、就学前児童の母親のフルタイムやパート・アルバイト等の「就労している」割合は71.8%となっており、前回2018年（平成30年）度の調査から16.8ポイント増加しています。

また、これまでの保育施設整備に伴う需要喚起や、大規模な宅地開発などに伴う就学前児童数の増加により、今後も保育ニーズはさらに高まることが予測されます。

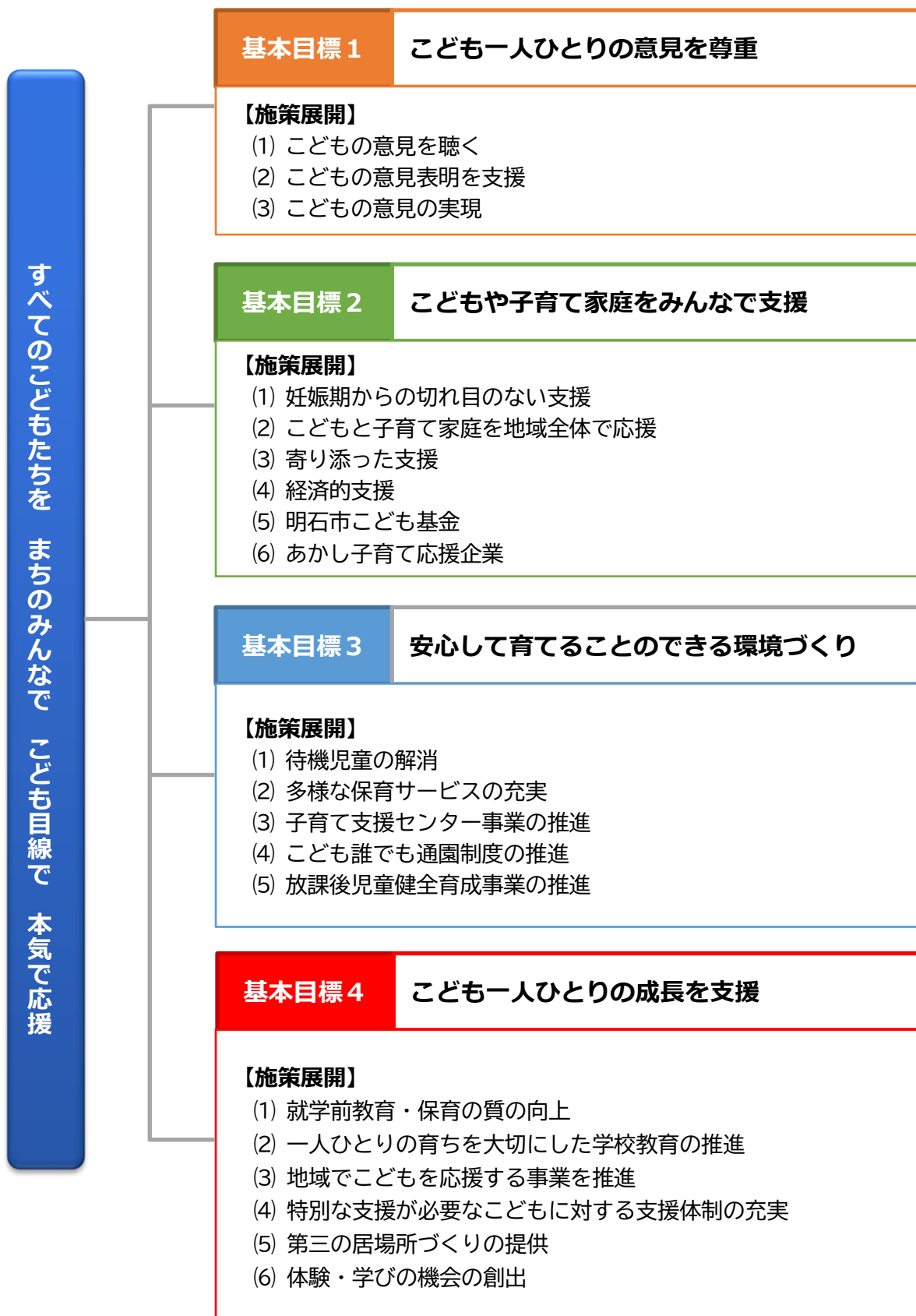
このような子育て家庭における働き方や需要増に対応する一方で、全国的な傾向である就学前児童数の減少による影響を留意し、新たに「こども誰でも通園制度」が実施されることから、変化する情勢に対応した待機児童対策を実施する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 施策体系図

【基本理念】

【基本目標・施策目標・施策】



「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援」

こどもは、まちの宝であり、未来です。すべてのこどもたちが大切に育てられ、健やかに成長することは、まちの喜びでもあります。

本市では、「こどもを核としたまちづくり」を進めており、地域の未来であるこどもたちへの支援を通じて、地域の賑わいを創出し、まちの発展につなげていきます。

また、こどもたちへの支援として、行政や地域が一体となり、こども一人ひとりに寄り添うきめ細やかな取組を行い、誰一人取り残さない、笑顔あふれる、やさしいまちづくりに取り組めます。

これらこども施策においては、地域住民や保護者をはじめとした大人だけでなく、こども自身の意見をこども目線で聴き、対話と共創により、こどもの立場に沿った施策展開に取り組んでいきます。

3 基本目標

本計画では、次の4つを基本的な目標として子育て支援施策を推進していきます。

基本目標 1 こども一人ひとりの意見を尊重

- (1) こどもの意見を聴く
 - ① こども・若者会議の実施
 - ② こども関係機関での情報共有及び施策推進
- (2) こどもの意見表明を支援
 - ① AKASHI ユーススペースでの若者の意見表明支援
 - ② 学校に馴染めないこどもの意見表明支援
 - ③ 社会的養護が必要とされるこどもの意見表明支援
 - ④ さまざまな立場のこどもの意見表明支援
- (3) こどもの意見の実現

基本目標 2 こどもや子育て家庭を地域 みんなで支援

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援
 - ① 利用者支援事業（こども家庭センター型母子保健機能）
 - ② 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）
 - ③ 産後ケア事業
 - ④ 0歳児見守り訪問おむつ定期便事業
 - ⑤ 子育て世帯訪問支援事業
- (2) こどもと子育て家庭を地域全体で支援
 - ① 明石こどもセンター（児童相談所）による総合的・専門的子ども支援
 - ② あかし里親100%プロジェクト
 - ③ 児童養護施設等と連携した養育支援
 - ④ あかし版こども食堂
 - ⑤ 地域におけるこども支援人材の育成
 - ⑥ こどもを守る地域ネットワーク強化事業（すこやかネット）
 - ⑦ 子育て学習室
- (3) 寄り添った支援
 - ① ファミリーサポートセンター事業
 - ② 子育て家庭ショートステイ・トワイライトステイ事業
 - ③ 無戸籍者支援
 - ④ 親子関係形成支援事業
 - ⑤ ヤングケアラーへの支援

- (4) 経済的支援
 - ① 高校生までの医療費無料化
 - ② 幼児教育・保育の無償化
 - ③ 給付型奨学金事業
 - ④ 離婚前後の養育支援
- (5) 明石市こども基金
- (6) あかし子育て応援企業

基本目標 3 **安心して育てることのできる環境づくり**

- (1) 待機児童の解消
- (2) 多様な保育サービスの充実
 - ① 延長保育事業
 - ② 幼稚園での預かり保育事業
 - ③ 保育所での一時預かり事業
 - ④ 病児・病後児保育事業
 - ⑤ 利用者支援事業（基本型・特定型）
 - ⑥ 地域での情報提供・相談事業
- (3) 子育て支援センター事業の推進
- (4) こども誰でも通園制度の推進
- (5) 放課後児童健全育成事業の推進

基本目標 4 **こども一人ひとりの成長を支援**

- (1) 就学前教育・保育の質の向上
 - ① 教育・保育の質の向上
 - ② 就学前施設と小学校との連携の推進
 - ③ あかし保育絵本土の養成
- (2) 一人ひとりの育ちを大切にした学校教育の推進
- (3) 地域でこどもを応援する事業を推進
- (4) 特別な支援が必要なこどもに対する支援体制の充実
 - ① 特別な支援が必要なこどもに対する教育・保育の充実
 - ② 児童発達支援センターを中心とした支援体制の充実
- (5) 第三の居場所づくりの提供
- (6) 体験・学びの機会の創出

基本目標1 **こども一人ひとりの意見を尊重**

「こどもを核としたまちづくり」を進めていくためには、保護者や地域の方々のみならず、こども自身の意見を聞いていくことが重要です。本市では、まちづくりの核となるこども自身にワークショップやアンケートなど様々な方法で意見を聴き、施策に活かしていきます。

(1) こどもの意見を聴く

① こども・若者会議の実施

市民との対話を通じて共にまちづくりを進めるために、2023 年度（令和5 年度）からワークショップ形式での市民向けタウンミーティングを実施しています。さまざまな市民とともに対話をする取組として、こども（小中学生）を対象とした「こども会議」、若者（高校生・大学生・29 歳までの社会人）を対象とした「若者会議」を開催しています。

こども・若者会議においては、参加者の率直な思いや考えを引き出すため、ファシリテーターが進行し、グループで話し合い、グラフィックレコーディングを活用して話し合いの内容を可視化するなどの工夫をしています。また、幅広い世代にどのような意見が出たかをふれてもらえるように、ホームページで公表しています。

このような取組により、こども・若者一人ひとりの意見を尊重し、ニーズや想いを把握し、その声を政策へ反映するよう努め、ともにまちづくりを進めていきます。

② こども関係機関での情報共有及び施策推進

こども施策を庁内で横断的に実施していくため、関係する部局において情報を共有し、施策に向けて検討します。

具体的には、個別に実施しているこどもや保護者などに対するアンケート調査の結果等を関係機関で情報共有することにより、より広い範囲のニーズ把握に努めます。

また、その調査結果からわかる課題について、組織横断的に連携し、施策展開につなげていきます。

(2) こどもの意見表明を支援

① AKASHI ユーススペースでの若者の意見表明支援

中高生世代が気軽に立ち寄って勉強ができたり、ダンスや音楽の練習を行う等、自由に過ごすことで、互いに交流ができる若者の居場所づくりをしています。

中高生を一人の「人」として尊重し、安心して意見が言える場となるよう、声を聴き、受け止め、一緒に考えることにより、中高生世代が主体となって企画、提案、実行できるように取組を進めています。

② 学校に馴染めないこどもの意見表明支援

さまざまな事情で、学校になじめないなどの事由を抱えたこどもたちが通所できる公設民営型フリースペース（子ども第三の居場所）を設置しています。

「子ども第三の居場所」では、こどもたち目線で居心地のいい空間づくりをするため、どのような場所を「居場所」としているのか、どのような「居場所」を求めているのかについて、こどもたちと保護者、運営スタッフの方々へ、アンケート調査を実施します。

アンケートで出た意見やフリースペースで実施されているこども会議の意見を参考に、こどもたちを主体とした居場所づくりに取り組むとともに、こどもたちが意見を言える場となるように支援を行っていきます。

③ 社会的養護が必要とされるこどもの意見表明支援

一時保護されたこどもに対して、「こどものための第三者委員会」による面会やアンケート、意見箱の設置、「意見表明支援員制度」の活用などにより、こどもの声を聴くあらゆる機会を設けています。意見表明支援員（アドボケイト）による意見聴取機会を児童養護施設や里親まで広げ、こどもの意見表明を支援する機会の充実を図ります。

④ さまざまな立場のこどもの意見表明支援

すべてのこどもは意見を表明する権利があります。

本市ではワークショップなどを通じて、こどもの声を直接聴く取組を進めていますが、だれでも・どこでも・いつでも、こどもたちが意見を表明できる場所を確保すべく、オンラインでの意見聴取フォームの設置に向けた取組を行います。意見表明において、物理的な障害があったり、他人の前での意見表明にハードルを感じるこどもでも、オンラインにすることで、意見を表明することができ、より多くのこどもからの意見聴取が可能になります。

(3) こどもの意見の実現

こどもたちの意見による施策の実現は、こどものニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになります。

さまざまな形のこどもの意見表明について、積極的に施策へ反映できるよう、努めていきます。

基本目標２ こどもや子育て家庭を地域の人みんなで支援

こどもの成長にとってより良い環境づくりのために、地域でこどもや子育てを見守り、支え合うことができる仕組みづくりに取り組みます。そのためには、こどもに関わるあらゆる人々が、こども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

本市では、こどもを中心とした子育て支援を、地域とともに実施することにより、子育て家庭を地域全体で応援していきます。

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

① 利用者支援事業（こども家庭センター型母子保健機能）

妊娠期から子育て期における切れ目のない支援として、保健師等の専門職が、妊娠、出産、育児に関する様々な相談支援を実施しています。

これまでの「子育て世代包括支援センター」の機能を維持した上で、2024 年度（令和6年度）からは明石こどもセンターの「子ども家庭総合支援拠点」と一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター型母子保健機能」の役割を持ち、支援を必要とする妊産婦やこどもの子育て等における課題解決のために、当事者のニーズに沿ったサポートプランを作成し、活用するなど全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ目のない対応、相談支援体制の連携強化を図ります。

また、乳幼児健康診査等を通じて、こどもの発達・発育の確認や育児について支援を行い、対象者に応じて医療機関や関係機関と連携しつつ、総合的に相談支援を実施します。

② 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時にすべての妊婦に対して、保健師、助産師が面談を実施しています。

また、妊娠7～8か月時にもすべての妊婦を対象にアンケート調査を実施し、出産・育児についての支援を必用とする妊婦には、電話や訪問等で個別に支援を行っています。

出産後は、「新生児訪問事業」や「乳児家庭全戸訪問事業」により、こどもの発達・発育や育児の相談を行い不安や心配事のある方を支援につなげています。

③ 産後ケア事業

出産後 1 年未満の産婦及び乳児を対象に、医療機関や助産所において、助産師等の専門職が沐浴や授乳指導、産婦や乳児の健康チェック、育児に関する不安や悩みの相談等を行い、母体の身体的回復と心理的な安定を促進するなどの支援を行います。

サービスの種類としては、宿泊型、デイサービス（日帰り）型、訪問型があり、全ての子育て家庭が利用しやすいよう、全出産家庭に「訪問型おためし券」を送付し、安心して子育てができるよう支援しています。

④ 0歳児見守り訪問おむつ定期便事業

虐待等のリスクが最も高いといわれる0歳児に対して、子育て経験のある見守り支援員が、おむつ等の赤ちゃん用品や赤ちゃんの成長に役立つ様々な子育て情報を毎月自宅に届けることで、0歳児家庭への経済的負担や赤ちゃんを連れての買物などの負担軽減を図るとともに、定期的に関わりをもち、見守りを行っています。

見守りの中で、育児の不安や悩みを聴きながら相談に対応し、子育てにおける不安の軽減を図るとともに、必要に応じて子育て関係部署等と連携し、子育て支援サービスにつなげています。

すべての0歳児家庭と関係性を築いていく中で、支援が必要と思われる家庭について、早期に関係機関との情報共有や連携を図り、継続した見守り支援に努めます。

⑤ 子育て世帯訪問支援事業

妊婦や就学前までのこどもがいる家庭で、家事や育児に負担があるが、周りの支援を受けることが困難な家庭に対し、訪問支援員（ホームヘルパー）を派遣し、日常的な家事や育児等の支援を実施することで、虐待リスク等の低減を図ります。

また、出産後間もない乳児の保護者に対して、「子育てスタート応援事業」として無料券を送付し、気軽に制度を利用出来るよう支援を継続し、こどもを育てる環境の整備を図ります。

(2) こどもと子育て家庭を地域全体で支援

① 明石こどもセンター（児童相談所）による総合的・専門的こども支援

2019年（平成31年）4月にこどもの総合支援の核となる拠点として、「明石こどもセンター（児童相談所）」を開設しました。

同センターでは、子育て・障害・発達などのこどもに関するあらゆる相談について、児童福祉司をはじめ児童心理司、保健師、弁護士、医師等の専門スタッフが話を聞き、課題解決に向けた助言を行うなど対応しています。さらに、こどもの状況や家庭の状況に応じて、福祉サービスの調整や心理的検査、他機関の紹介などの支援につなげています。

また、「虐待を受けている恐れがある」等支援を必要とするこどもの早期発見、早期対応により、こどもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行っています。

さらに、虐待を予防することを目的として、育児不安や子育てのストレスや悩みを抱えた親を対象とした「家庭支援講座（ペアレントトレーニング）」や、継続した来所面接・訪問指導などを実施し、こどもへのよりよい接し方を学んでもらい、子育て力の向上を図る支援を行っています。

今後も、当事者であるこどもの意見や思いに寄り添いながら、引き続きこどもに関する様々な問題の相談窓口として、幅広く相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行っていきます。

② あかし里親100%プロジェクト

さまざまな事情で自分の家庭で暮らすことができないこどもが、家庭と同様の環境で育つことができるよう、「全小学校区での里親登録」と「里親を必要とする乳幼児の里親委託率100%」を目標に掲げ、里親家庭を増やす取組を行っています。

里親を増やす取組として、広報紙や出前講座・相談会などによって周知を図るとともに、里親登録後の研修や、里親委託後の電話や訪問による相談支援、初受託時にこどもの受入れ環境を整えていただくための経済的支援など、専任の職員が手厚くフォローしています。

また、子育て家庭のニーズに応えるため、短期間の子育て家庭ショートステイ事業の受入れを専門に行う里親を「ショートステイ里親」として位置づけて、説明会等で周知広報し、新たな担い手を掘り起こす取組を行っています。

③ 児童養護施設等と連携した養育支援

明石こどもセンターでは施設等に入所中のこどもについて、児童養護施設等と情報を共有し、綿密な協議を重ねながら、今後の支援方針等を共に考え、こどもの利益を最優先に位置づけた支援を行っています。

また、児童家庭支援センター（※7）と連携して、専門的援助が必要なこども家庭に対して必要な支援を行うとともに、こどもや保護者からの24時間365日の電話相談対応ができる体制を構築し、支援が必要なこどもや家庭の早期発見・支援につなげています。

さらに、見守りが必要な家庭に対しては、民間事業者等への委託により定期的かつ継続的に家庭での養育及び生活状況の確認を実施するなど、専門性や柔軟性を活かした支援体制を整えています。

今後も、市民に身近で効率的かつ持続可能な支援体制の構築に取り組みます。

④ あかし版こども食堂

こどもたちが食を通じて、地域の方々とつながり、豊かな人間性と社会性を育むすべてのこどもの居場所として、市内28小学校区でこども食堂を設置しています。

また、こどもを見守り、必要な支援につなげる気づきの地域拠点としての機能を持ち、運営団体の特性や地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行います。さらに、地域におけるこどもの居場所の選択肢が増えるよう、設置の少ない小学校への開設支援を行うとともに、こどもだけでなく、高齢者や障害者など、地域の誰もが集い合えるような事業を展開していきます。

⑤ 地域におけるこども支援人材の育成

すべてのこどもたちを地域みんなで応援するまちづくりを推進するため、研修やイベントなどを通してこども支援に携わる人材育成を幅広く行うとともに、活動が継続して実施できるよう地域の活動団体との連携を深めて、こどもの立場に立った支援を進めます。

⑥ こどもを守る地域ネットワーク強化事業（すこやかネット）

こどもへの支援は、学校園をはじめとする関係機関や地域など様々な主体が連携することで、より効果的なものになります。本市では、要保護児童対策地域協議会（※8）の機能を有した明石市児童健全育成支援システム「こどもすこやかネット」の調整機関としての役割を明石こどもセンターの中に設置し、市の学校園、保健・福祉部門、保育所、警察、医療機関、民生委員・児童委員（※9）など、あらゆる関係機関の実務担当者等を構成員とする支援策検討実務者会議等を開催し、情報共有や課題共有及び支援策の検討を行うなど、地域でこどもを守るための連携強化に取り組んでいます。

支援が必要なこどもの早期発見、早期対応による児童虐待の予防はもとより、家庭復帰をした後の地域における支援まで、総合的で一貫したサポートを実施していきます。

⑦ 子育て学習室

「地域で子育て」をねらいとし、子育て中の親子が集い、遊びや体験学習などを通して学び、共に育ちあう場として、市立幼稚園・認定こども園区 28 か所で開設しています。子育てを応援する地域の方々とのふれあいを通して家庭や地域の子育て力の向上を図り、子育てにおける孤立化を防ぎます。

(3) 寄り添った支援

① ファミリーサポートセンター事業

子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的なこどもの預かりなどの援助活動を行う事業です。

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知・啓発を行うとともに、気軽に利用しやすい制度となるよう利便性の向上を図ります。

② 子育て家庭ショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が育児不安や疲れ、出産、病気などの理由で一時的にこどもの養育ができない場合に、児童福祉施設や里親にてこどもを養育保護します。泊まりで利用できるショートステイに加え、平日夜間や休日の日中に預けられるトワイライトステイ、親子で過ごすことができる親子ショートステイを実施しています。

最近では、育児疲れによる利用が増えており、サービス利用後も継続的に支援するなど、よりきめ細やかな対応を行っています。

今後も、事業の一層の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していきます。

③ 無戸籍者支援

こどもが出生した際は、出生の届出をすることによって戸籍に記載されますが、出生の届出をしなければならない人が、何らかの理由によって届出をしない場合、そのこどもは戸籍に記載されません。この「無戸籍」の状態により、社会生活上、様々な面で不利益が生ずることが問題となっています。

本市では、全ての妊婦と面談することにより、早期に無戸籍のこどもを発見し、支援機関につなげるとともに、戸籍のない人に対して、本来受けることができる行政サービスを提供し、戸籍を作成する手続を支援するため、「無戸籍者のための相談窓口」を開設しています。

新たに戸籍がないことを原因として不利益を受ける人をなくすため、無戸籍状態になるリスクを早期に把握し、早期に解決するよう取り組みます。

④ 親子関係形成支援事業

こどもへの関わり方や子育てに悩みを持つ保護者、そのこどもに対して、講義やグループワーク等を行い、心身の発達に応じた対応について、情報提供や助言を行います。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の交流を支援し、悩みの共有や情報交換の場を設けます。

近年、保護者の孤立化が進み、子育ての悩みも多様化していく中で、こどもへの関わり方への助言や、保護者同士の交流を支援していく対応が必要になっています。

今後も事業の一層の周知を図るとともに、健全な親子関係の形成に向けた支援を行えるように継続実施していきます。

⑤ ヤングケアラーへの支援

実態が表面化しづらい「ヤングケアラー」を早期に発見し支援につなげるために、周囲の大人に対する啓発や、こども本人の理解促進のための取組を進めます。また、複雑化・複合化した課題を抱えるヤングケアラーのいる世帯に対し、庁内関係部署や関係機

関が連携しながら、ヤングケアラーとその家族が抱える負担の軽減等を図っていきます。

(4) 経済的支援

① 高校生までの医療費無料化

高校生世代までのすべてのこどもの医療費（保険診療分）を無料化し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、こどもの健やかな成長を支援しています。

子どもたちが、必要な医療を必要な時に医療費を気にすることなく受けられるよう、引き続き、適正な運用に努め、継続実施していきます。

② 幼児教育・保育の無償化

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的な負担軽減を図るための給付制度として創設されました。

3～5歳児全員と住民税非課税世帯の0～2歳児について、子ども・子育て支援新制度に移行した教育施設や認可保育施設における基本保育料が無料となるほか、保育の必要性の認定を受けた場合には、認可外保育施設や預かり保育・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンターの各事業も限度額の範囲内において無料で利用できます。

また、市独自で実施している第2子以降の保育料および3～5歳児の給食の副食費（おかず代）の無料化事業を継続することで、子育て家庭への支援を図ります。

③ 給付型奨学金事業

給付型奨学金事業は、子どもたちが、親の意向や経済的状況その他家庭の事情に影響なく、自らの意思で安心して夢に向かうことができるよう高等学校進学に向けた給付型奨学金の給付を行うとともに、学習・生活のサポートを行い、社会全体でこどもの育ちを応援する事業です。

高等学校進学時の不安や金銭的負担の軽減を図るため、返済不要の奨学金である入学準備金と在学時支援金の給付に加えて、高等学校進学に向けた学習支援や進学後の生活面などの相談支援を行っており、子どもたちの学校生活のサポートを実施しています。

子どもたちが、必要な学習機会を必要な時に、金銭的負担を気にすることなく受けられるよう、引き続き適正な運用に努めていきます。

④ 離婚前後の養育支援

親の離婚によって、こどもの生活が大きく変化し、様々な影響を受けることがあります。こどもが受ける不利益を軽減すべく、養育費と親子交流を離婚時に取り決めるよう、

参考書式を配布するとともに、調停調書や公正証書などの公的な書類として作成することを支援する「養育費等・親子交流取決めサポート事業」を実施しています。

また、取決めの実効性を確保するため、市職員による親子交流のコーディネートや養育費の調停申立ての支援などを実施しています。

とりわけ、養育費はこどもの成長に必要不可欠で、諸外国では行政が養育費を確保する施策を行っていますが、わが国では養育費を受け取れていないこどもが多いのが現状です。

そこで、養育費が受け取れていない場合に、養育費を支払うべき義務者に対して、市が働きかけをし、それでも支払いがない場合に、養育費を受け取るべき人に対して、市が立替払い（最大3か月分、上限月額5万円）をした上で、義務者に対して督促をしています。

(5) 明石市こども基金

こどもたちの健やかな育ちを支えるよう、市民が主体的に行う子育て支援活動及び児童健全育成活動の振興に資するため設置しています。

寄附受納及び積立金の運用を行い、公益財団法人こども財団を通じ、子育ての不安・負担感を軽減、地域における児童虐待や青少年非行の防止に資する活動への助成に活用しています。また、こども・若者が、自らが計画しチャレンジしたいことなどを実践する活動に対する助成を拡充し、地域コミュニティの意識醸成と、子育てもこども自身も応援するまちづくりの推進に活用します。

(6) あかし子育て応援企業

企業による子育て支援への取組を促進し、安心してこどもを産み育て、こどもが健やかに育つまちづくりを進めるため、子育て支援の取組を積極的に行っている企業を「あかし子育て応援企業」として認定しています。

地域全体でこどもを見守る機運を高め、全てのこどもたちが健やかに育つまちづくりをさらに進めるため、応援企業の認定数の拡大に取り組み、企業と地域とのネットワークづくりや連携したイベントなどを継続して開催します。

基本目標3 安心して子育てができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設（※10）を利用する子育て家庭のみならず、在宅の子育て家庭も対象とした支援サービスが必要です。本市では、必要とする支援サービスを必要な方すべてに提供できる環境づくりに取り組んでいます。

待機児童の解消に向けた児童受入枠の拡充や、多様な保育サービスの充実として「保育所での一時預かり事業」や「病児・病後児保育事業」などを実施しています。

また、ホームページやアプリを用いた「地域での情報提供・相談事業」や「子育て支援センター事業」として、市内5カ所にプレイルームを設置して親子の交流の場の提供や各種講座の開催などを行っています。

これらの施策を通じて、子育てを負担ではなく楽しさを実感することで、すべてのこどもが毎日を笑顔で健康に過ごせ、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

(1) 待機児童の解消

待機児童解消に向けた取り組みとして、第2期計画期間中において都市公園をはじめとした公有地の活用や、公立幼稚園の活用など様々な施策を実施してきました。

その結果、待機児童数はピークであった2018年（平成30年）と比較して減少しておりましたが、2024年度はさらなる保育需要の高まりにより増加に転じています。そのため、小規模保育事業所の整備により待機児童が多い1歳から2歳児の受入枠を拡充するほか、大規模な開発に伴い保育需要増が予測される地域には保育所等の整備を実施するなど、引き続き待機児童の解消を図ります。

また、保育の担い手である保育士の確保については、2018年（平成30年）6月に開設した保育士総合サポートセンターや就職フェアによる就労支援、本市が独自に実施する処遇改善事業等による経済的支援に加え、保育士向けの研修などの様々な取組を実施し、保育士の意欲や保育環境の向上を図り、質の高い保育の提供ができるように取り組みます。

(2) 多様な保育サービスの充実

① 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育標準時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

現在、ほぼすべての保育施設で延長保育が実施されており、今後も現在の提供体制の維持に努めます。

② 幼稚園での預かり保育事業

幼稚園や認定こども園の1号認定の在園児を対象に、保護者の就労、介護やリフレッシュなど多様なニーズに応えるため、教育時間の前後や長期休業中等に預かり保育を実施しています。

引き続き、保護者の預かり保育のニーズに応えられるよう体制を確保してまいります。

③ 保育所での一時預かり事業

家庭で保育されている乳幼児が、保護者の入院・傷病・冠婚葬祭・育児疲れ解消等の理由により家庭外での保育が必要となる場合に、保育施設で乳幼児を一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

市が実施する一時保育専用施設での一時預かりを継続するとともに、新設の保育施設や当該事業を実施していない既存保育施設について、保護者や地域のニーズに応じて事業実施できるよう、取り組みを進めてまいります。

④ 病児・病後児保育事業

病気や怪我などにより集団保育の実施が一時的に困難な児童について、専用スペースにおいて保育を行い、就労世帯等の支援を図っています。

今後も、就労等のやむを得ない事情により家庭での保育が困難な病児・病後児の緊急避難的な受入先として、必要とされる体制を確保します。

⑤ 利用者支援事業

1 基本型

利用者支援事業については、基幹となる子育て支援センターにおいて、こども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

支援の実施に当たっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の情報を集約し、提供します。また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。

2 特定型

保育コンシェルジュによる相談事業では、多様化する保育施設選択の際の保護者ニーズへの対応や、入所・入園後の保育施設利用に関する相談等を行うために、保育士資格を持つ市内の子育て支援情報に精通した保育コンシェルジュを配置し、就学前児

童の保育に関する保護者の相談に応じ、個別の状況に応じた子育てに関する様々な情報提供を行うことで保護者支援を図ります。

⑥ 地域での情報提供・相談事業

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、ホームページや子育て応援アプリを通じて、子育てに関する市の施策や相談窓口、地域の子育て関連施設やイベントなどの情報が入手できるよう取り組んでいます。今後も子育て世帯を取り巻く環境の変化に則した情報発信ができるよう、利用者の声を聴きながらより利用しやすい情報提供の充実を図ります。

また、市内5か所の子育て支援センターでは、保有資格を持つ子育てアドバイザーが乳幼児を持つ保護者などから子育ての相談に応じているほか、こども健康センターでは保健師、助産師による相談に対応しています。

さらに、子育て相談ダイヤルでは、夜間・休日を問わず24時間365日、電話やFAX、メールでの相談に応じています。

妊婦や子育て家庭の保護者がいつでも気軽に相談出来る体制を整え、関係機関と連携しながら地域で安心して子育てが出来るよう支援していきます。

(3) 子育て支援センター事業の推進

地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、親子が気軽に集い、交流できるプレイルームを市内5か所（あかし、にしあかし、おおくぼ、うおずみ、あかし西）に設置しており、親子の交流の場の提供や子育てに関する情報の提供、各種講座の開催、子育て相談等を実施しています。

また「あかし」「おおくぼ」「あかし西」では、小学生までのこどもとその親が利用できるこども図書館も併設し、本の貸出も行っています。

子育て支援センターなどの子育て支援施設が少ない地域では、子育て支援センターの出張型プレイルームである「移動プレイルーム」を実施し、地域の親子が交流できる場を提供しています。

家庭や地域における子育て力を高めるために、親もこどもも共に学び、成長していくことができる場や多世代交流の機会を一層充実するとともに、関係機関や子育て支援団体などとの連携を深め、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域全体でこどもの健やかな育ちを支援していきます。

(4) こども誰でも通園制度の推進

こども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育所等に通っていない満3歳未満の児童が、月一定時間まで

の利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付として、全自治体で実施されます。

この制度は、こどもにとっては、その育ちに適した人的・物的・空間的環境の中で、家族以外の人や年齢の近いこどもとの関わりといった成長発達に必要な経験が得られるものであり、また、保護者にとっては、自分のための時間を確保することで、育児に関する負担感の軽減に繋がるとともに、プロの保育者とのかかわりにより親としての成長や子育ての楽しさを実感できるといったメリットがあります。さらに、人口減少社会において、保育所等が地域全体のこどもの育ちの拠点になっていくという、保育所等の多機能化も期待されます。

本市では、喫緊の課題となっている待機児童対策への取組を進めるとともに、本格実施に向けて既存施設の有効活用等も含めて詳細な検討を進めていきます。

(5) 放課後児童健全育成事業の推進

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業終了後等に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、市内の小学校区において放課後児童クラブを設置・運営しています。

入所希望者が年々増加するなど、社会的ニーズに対応するため、学校の余裕教室や特別教室等を最大限に活用した受入枠の確保により、待機児童の発生の防止に努めています。また、研修の充実等による指導員の資質向上、学校や地域との連携に取り組み、事業の一層の充実を図ります。

基本目標4 こども一人ひとりの成長を支援

こどもの健やかな成長のためには、すべてのこどもの成長過程に応じた教育・保育及び子育て支援サービスが提供されることが重要です。

本市では、保護者の就労状況や家庭の状況、こども自身の障害の有無などにかかわらず、すべてのこどもが質の高い教育・保育及び子育て支援サービスを受けられる体制を確保するとともに、学校になじめないこどもの「第三の居場所の提供」や「社会参画への取組」を通じて、こどもの成長を促すチャレンジ支援など、こども一人ひとりに適した支援サービスの提供も進めていきます。

(1) 就学前教育・保育の質の向上

① 教育・保育の質の向上

就学前の乳幼児期における教育及び保育は、こどもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。乳児期から幼児期にかけての発達は、連続性を有するものであるとともに、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じて、その間のこどもの健やかな発達を保障することが必要です。こどものよりよい育ちのため、研修の機会や現場指導を通じて、教育・保育の質の向上を図ります。

具体的には、施設ごとに行われている園内研修を充実させるとともに、公立保育所では公開保育、公立幼稚園ではグループ研修や教育委員会指定研究、私立保育施設を対象としたキャリアアップ研修、認可外保育施設を対象とした研修や公立保育所長経験者による保育施設訪問や指導監査等に引き続き取り組むことで、すべての就学前施設において、更なる教育・保育の質の向上を図ります。

② 就学前施設と小学校との連携の推進

幼児の発達や学びの連続性を保障するためには、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ることが重要です。そのためには、互いの教育の特性や学び方の違いを理解した上で、つながりを意識する必要があります。

「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園（※11）教育・保育要領」に記載されている「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」をもとに、アプローチ期（5歳児後半）における教育課程である「アプローチカリキュラム」を活用しながら、5歳児から小学校1年生の架け橋期のつながりを意識した「幼保小の連携や交流」を計画的に実施します。

就学前施設での教育・保育と小学校の授業の相互参観や、行事等の交流、幼保小連絡会、情報交換その他様々な機会を通して、小学校への円滑な接続ができるよう取り組みます。

③ あかし保育絵本土の養成

市内認可施設の保育者を対象に、保育がより豊かになる絵本のコミュニケーションとその広がりについて学ぶ「あかし保育絵本土」養成講座を実施します。一定の課題をクリアした受講生を「あかし保育絵本土」（本市オリジナルの資格）として認定し、絵本をツールにした就学前教育における豊かな保育環境の充実と保育の質の向上を図っていくための事業です。

「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」や「明石市就学前教育・保育の共通カリキュラム」を基に作成した「あかし保育絵本土養成プログラム」に沿って、絵本をきっかけに、保育者・乳幼児・保護者など保育の場に集うすべての人が、ともにひびきあい、ともに育ちあう豊かな保育環境を整えていきます。

こどもと絵本の間のひびきあいは、生活習慣の形成、遊びへのヒント、日常のしぐさや言葉遣い等、行為や活動として活発に外へ向かって表出されます。保育者として、日々の経験から、その気づきを乳幼児一人ひとりの個性の発見へとつなげていきます。

(2) 一人ひとりの育ちを大切にした学校教育の推進

教育分野の基本計画である「あかし教育プラン」や毎年度策定する実行計画「アクションプラン」に基づき、こどもの学びを支援する授業の質的向上や、こどもの成長・発達を支援する相談体制・キャリア教育を充実させるとともに、タブレットを効果的に活用できるＩＣＴ環境の整備や学校施設のバリアフリー化など教育環境の整備を計画的に進めていきます。

18歳までの全期間を通して、一人ひとりのこどもの育ちに沿った一体的で切れ目のない支援を行うことで、様々な社会課題を自らの問題として捉え、身につけた資質や能力を活用して、解決に向けて行動できるこどもの育成を目指してまいります。

(3) 地域でこどもを応援する事業を推進

地域みんなでこども・子育てを応援するまちづくりを進めるため、児童健全育成活動や子育て支援活動に取り組む地域の団体に対し、活動費用の助成や活動の支援を行っています。

地域で子育てを応援する基盤づくりを進め、地域活動団体による主体的かつ継続的な児童健全育成活動や子育て支援活動を継続して推進するとともに、こども・若者が、社会に参画する機会とするため、チャレンジしたいことなど、こどもたち自らが計画し実践する活動に対する助成も拡充します。

(4) 特別な支援が必要なこどもに対する支援体制の充実

① 特別な支援が必要なこどもに対する教育・保育の充実

特別な支援が必要なこどもの保育については、一人ひとりのこどもの発達過程や障害の状況を把握し、発達状況に応じた適切な保育を実施することが必要です。

現在、本市においては、幼稚園や保育所では障害の有無に関係なく、同じクラスで共に集団生活し、ともに教育・保育を受けています。

教育・保育施設の職員が特性への理解を深め、一人ひとりのこどもに応じた適切な教育・保育を行うことができるよう、支援の程度に応じた担当職員の配置や専門資格等を持つ指導員によるアドバイスを行っていきます。また、関係機関との連携により、支援の必要なこどもやその保護者に寄り添った対応を行っていきます。

また、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要とするこどもの数は年々増えており、2022 年度（令和4年度）から一部の保育施設にて医療的ケア児の受入を行っています。

今後も、医療的ケアを必要とするこどもの保育施設入所のニーズにあわせて、各保育施設や訪問看護ステーションなど関係機関と連携しながら、受入体制を確保していきます。

② 児童発達支援センターを中心とした支援体制の充実

特別な支援が必要なこどもに適切な療育がなされるよう、専門職等が障害児通所支援事業所を巡回し、支援の質の向上を図るとともに、児童発達支援センターである明石市立あおぞら園・明石市立ゆりかご園が、地域における療育の中核的な役割を果たし、関係機関と連携しながら、支援を要するこどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組みます。

また、2021 年（令和3年）9月に施行された医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえ、医療的ケア児及びその家族に対する相談体制の充実や関係機関との連携体制の構築に取り組みます。

明石市立発達支援センターでは、発達の遅れや障害の疑いがあるこどもに対して、専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。発達に障害のあるこどもが早期の発達支援を受けられるよう、保護者に対し相談・助言を行い、幼児期以降もライフステージを通じた相談支援体制の充実を図ります。

(5) 第三の居場所づくりの提供

様々な理由により、学校になじめないこどもたちは年々増加していることから、教育支援センター「もくせい教室」を市内3カ所に設置し、学校へ登校することが難しい市立小中学校の児童生徒に支援を行っています。また、教育相談として、電話による相談や来所による面接相談も行っています。

さらに、「校内フリースペース」を市内全13中学校と7小学校に設置し、自分のクラスに入りづらい児童生徒への支援を行っています。専属職員である「居場所サポーター」を配置し、個々の状況に応じた学習や生活の支援を行います。また、学校に登校できず不登校の状態にある児童生徒に対しても、家庭訪問や教育相談等を実施し、支援にあたっています。

それ以外にも、こどもの居場所設置・運営パイロット事業として、様々な理由により学校になじめないこどもたちを対象に、こどものニーズにあった適切な支援を行う公設民営型フリースペース（子ども第三の居場所）「あかしフリースペース・トロッコ（以下トロッコ）」を2021年（令和3年）9月に開設しました。

トロッコでは、市内在住の6～18歳のこどもを対象に、こどもたちが安心できる空間で遊びや学習支援を行うほか、こどもや保護者に対する相談支援を行っています。また、トロッコ開設から3年が過ぎ、入所待機者が年々増加している現状を踏まえ、市内2か所目となる公設民営型の「こどもの居場所」を設置いたします。

今後においても、こどもたちの置かれている状況に応じて、何が必要となるのか、こどもの意見を聴きながら必要な支援を検討していきます。

これらの支援を中心に、今後も支援が必要なこどもや保護者が、適切な支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。

(6) 体験・学びの機会の創出

保護者の就労状況の変化やライフスタイルの多様化に伴い、こどもの体験・学びの機会の格差が大きな課題となっています。

本市では、あかしこども広場で開催している野外プログラムなど、様々なイベントや講座をはじめ、親子交流スペース「ハレハレ」、明石海浜プール、天文科学館、文化博物館の4施設で保護者の所得に関わらずこどもの入場料を無料とする「公共施設の入場料無料化」、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動の機会を提供する「放課後子ども教室」、小学3年生を対象に行っている「環境体験事業」、こどもたちが誰でも、気軽に、自由に遊びを創り、のびのびと過ごすことができる「プレーパーク」などといった事業を進めていきます。

これらの事業を通じて、こどもの体験・学びの機会を創出し、こどもの健やかな成長を支援していきます。

余白ページ

第4章 量の見込み及び確保方策

1 「量の見込み」及び「確保方策」の基本的な考え方について

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村事業計画を作成することが義務付けられています。その計画の中には、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やそれに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期」（以下「確保方策」という。）について定めることになっています。

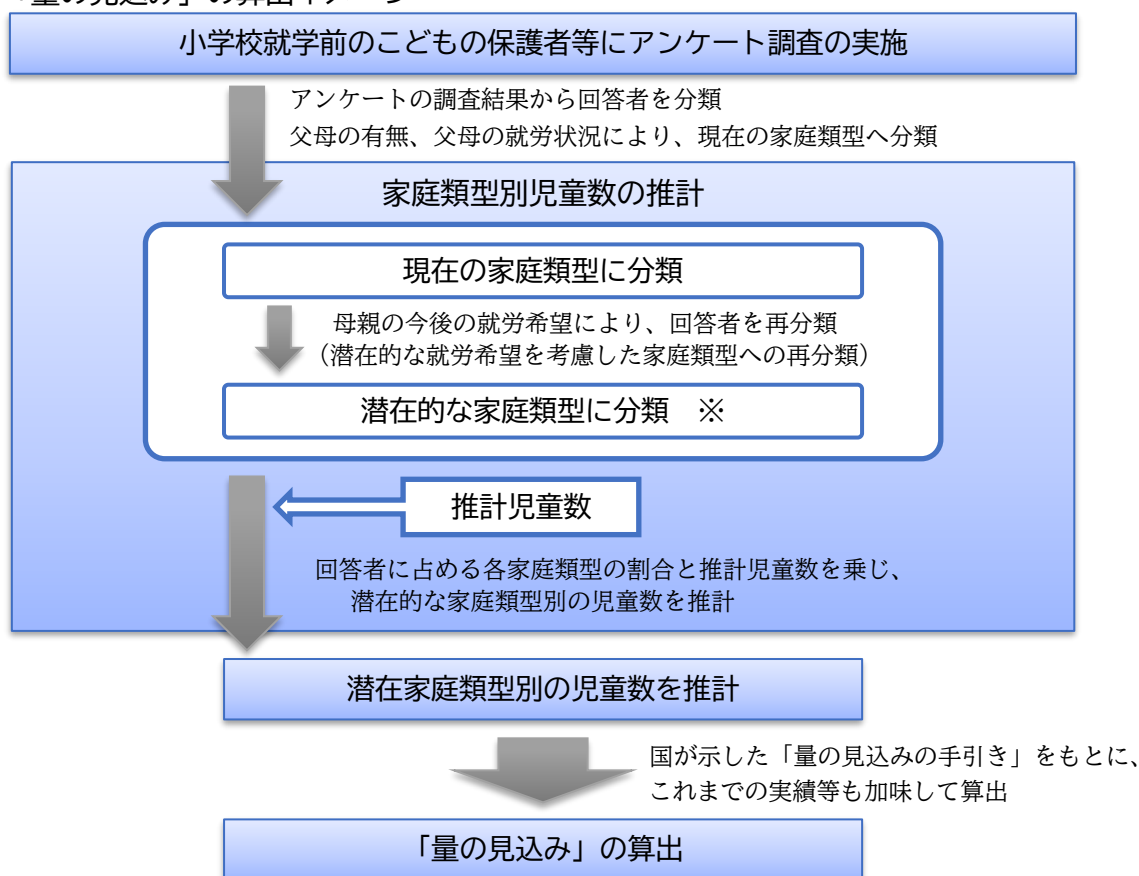
市町村事業計画の策定に際しては、地域の人口構造等の地域特性、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況や利用希望等を踏まえたうえで作成することが必要であるとされています。

そのために、市町村では、子育て中の保護者へのニーズ調査などを通じて、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、その結果を踏まえ「量の見込み」を推計し、それに対する「確保方策」を具体的な目標を設定して、年次的な計画を策定していくことになります。

2 「量の見込み」の算出方法について

「量の見込み」については、国が定める基本指針及び第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改定版 ver. 1）（2024 年 3 月 11 日付 事務連絡 こども家庭庁）等に基づき、2024 年（令和 6 年）2 月に実施した「第 3 期明石市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」をもとに、将来の児童数や本市の現在の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や事業展開等を勘案しながら推計を行います。なお、上記の考え方において、「具体的な算出方法等については、各市町村において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て適切に判断頂きたい。」とされています。

(1) 「量の見込み」の算出イメージ



※ 潜在的な家庭類型への分類について

① 国が定める家庭類型の種類

- A ひとり親家庭
- B フルタイム×フルタイム
- C フルタイム×パートタイム（月 120 時間以上+下限～120 時間の一部）
- C' フルタイム×パートタイム（下限時間未満+下限時間～120 時間の一部）
- D 専業主婦（夫）
- E パートタイム×パートタイム（双方 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部）
- E' パートタイム×パートタイム（いずれかが下限時間未満+下限時間～120 時間の一部）
- F 無職×無職

② 分類の例

現在の家庭類型では、Cのフルタイム（父）×パートタイム（母）に分類される家庭

ア 母親にフルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある場合

⇒ Bのフルタイム×フルタイムにカウント

イ 母親がパートタイムをやめ、子育てや家事に専念したい場合

⇒ Dの専業主婦にカウント

(2) 推計児童数

推計児童数は、住民基本台帳による明石市年齢別人口や地区別年齢別（各歳）人口等を用いて、今後の人口増減率等を勘案して推計を行いました。

提供区域	年齢区分	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
全 市	0 歳	2,679	2,691	2,673	2,690	2,683
	1 歳	2,835	2,794	2,807	2,788	2,806
	2 歳	2,765	2,881	2,839	2,852	2,833
	3 歳～5 歳	8,810	8,763	8,819	8,723	8,812
	合計(0 歳～5 歳)	17,089	17,129	17,138	17,053	17,134
	6 歳～11 歳	17,903	18,129	18,187	18,290	18,248
本庁東部	0 歳	511	513	509	513	511
	1 歳	538	530	532	529	532
	2 歳	502	523	515	518	514
	3 歳～5 歳	1,614	1,606	1,616	1,598	1,615
	合計(0 歳～5 歳)	3,165	3,172	3,172	3,158	3,172
	6 歳～11 歳	3,316	3,358	3,369	3,388	3,380
本庁西部	0 歳	704	707	702	707	705
	1 歳	740	729	732	727	732
	2 歳	691	720	709	712	708
	3 歳～5 歳	2,223	2,212	2,226	2,201	2,224
	合計(0 歳～5 歳)	4,358	4,368	4,369	4,347	4,369
	6 歳～11 歳	4,567	4,624	4,639	4,665	4,655
大 久 保	0 歳	874	878	872	878	876
	1 歳	912	898	903	897	902
	2 歳	914	952	939	943	937
	3 歳～5 歳	2,863	2,847	2,866	2,834	2,863
	合計(0 歳～5 歳)	5,563	5,575	5,580	5,552	5,578
	6 歳～11 歳	5,730	5,803	5,821	5,854	5,841
魚 住	0 歳	374	375	373	375	374
	1 歳	396	390	392	389	392
	2 歳	401	418	412	414	411
	3 歳～5 歳	1,299	1,292	1,300	1,286	1,299
	合計(0 歳～5 歳)	2,470	2,475	2,477	2,464	2,476
	6 歳～11 歳	2,678	2,711	2,720	2,735	2,729
二 見	0 歳	216	218	217	217	217
	1 歳	249	247	248	246	248
	2 歳	257	268	264	265	263
	3 歳～5 歳	811	806	811	804	811
	合計(0 歳～5 歳)	1,533	1,539	1,540	1,532	1,539
	6 歳～11 歳	1,612	1,633	1,638	1,648	1,643

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

教育・保育提供区域については、それぞれの事業に応じて、下記のとおり設定しています。

(1) 教育・保育提供区域

① 教育・保育（認定区分※12）

区域名		ブロック	全市	小学校区
区域数		5	1	28
認定1号	対象年齢 3歳～5歳 認定内容 幼児教育のみの利用（教育標準時間認定） （保育を必要としない） 対象施設 幼稚園及び認定こども園	●		
認定2号	対象年齢 3歳～5歳 認定内容 保育を必要とする（保育認定） 対象施設 保育所及び認定こども園		●	
認定3号	対象年齢 0歳～2歳 認定内容 保育を必要とする（保育認定） 対象施設 保育所及び認定こども園		●	

② 地域子ども・子育て支援事業

区域名		ブロック	全市	小学校区
区域数		5	1	28
放課後児童健全育成事業				●
延長保育事業		●		
一時預かり	一時預かり事業（幼稚園型）	●		
	一時預かり事業（幼稚園型以外）		●	
病児・病後児保育事業			●	
利用者支援事業			●	
妊婦健康診査			●	
地域子育て支援拠点事業			●	
ファミリーサポートセンター事業（就学後）			●	
乳児家庭全戸訪問事業			●	
養育支援訪問事業			●	
子育て短期支援事業			●	
実費徴収に係る補足給付を行う事業			●	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			●	
子育て世帯訪問支援事業 ☆			●	
児童育成支援拠点事業 ☆			●	
親子関係形成支援事業 ☆			●	

※ブロックは、明石、西明石、大久保、魚住、二見の各ブロックを表す。

※☆は第3期子ども・子育て支援事業計画より新たに追加された事業。

4 「量の見込み」及び「確保方策」について

(1) 教育・保育

① 1号認定（3歳～5歳の幼稚園及び認定こども園の利用）

◆ 全市（合計）

人：年間の利用人数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	2,291人	2,280人	2,295人	2,269人	2,291人
②確保方策	2,291人	2,280人	2,295人	2,269人	2,291人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

3歳児の受入枠の拡大、私立保育所の認定こども園への移行による受入枠の拡大

◆ 本庁東部

人：年間の利用人数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	419人	417人	420人	415人	419人
②確保方策	419人	417人	420人	415人	419人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

3歳児の受入枠の拡大、私立保育所の認定こども園への移行による受入枠の拡大

◆ 本庁西部

人：年間の利用人数

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	611 人	608 人	612 人	605 人	611 人
②確保方策	611 人	608 人	612 人	605 人	611 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

3 歳児の受入枠の拡大、私立保育所の認定こども園への移行による受入枠の拡大

◆ 大久保

人：年間の利用人数

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	742 人	738 人	743 人	734 人	742 人
②確保方策	742 人	738 人	743 人	734 人	742 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

3 歳児の受入枠の拡大、私立保育所の認定こども園への移行による受入枠の拡大

◆ 魚住

人：年間の利用人数

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	277 人	276 人	278 人	275 人	277 人
②確保方策	277 人	276 人	278 人	275 人	277 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

3 歳児の受入枠の拡大、私立保育所の認定こども園への移行による受入枠の拡大

◆ 二見

人：年間の利用人数

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	242 人	241 人	242 人	240 人	242 人
②確保方策	242 人	241 人	242 人	240 人	242 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

3 歳児の受入枠の拡大、私立保育所の認定こども園への移行による受入枠の拡大

② 2号認定（3歳～5歳 保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

◆ 全市

人：年間の利用人数

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	5,880 人	5,860 人	5,903 人	5,849 人	5,917 人
②確保方策	6,171 人	6,171 人	6,171 人	6,171 人	6,171 人
②－①	291 人	311 人	268 人	322 人	254 人

計画期間中の確保の内容

2号認定は確保方策が量の見込みをすでに上回っているが、小規模保育事業所の連携先の確保や大規模な宅地開発等で需要が増加する場合は、必要最低限の施設整備を行う。

③ 3号認定（0歳～2歳 保育を必要とする 保育所及び認定こども園等の利用）

◆ 全市（0歳）

人：年間の利用人数

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	622 人	633 人	637 人	649 人	655 人
②確保方策	919 人	926 人	933 人	940 人	947 人
②－①	297 人	293 人	296 人	291 人	292 人

計画期間中の確保の内容

新設 小規模保育事業所

0歳児は確保方策が量の見込みを上回っているため、必要最低限とする見込み

◆ 全市（１歳）

人：年間の利用人数

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	1,806 人	1,787 人	1,805 人	1,801 人	1,820 人
②確保方策	1,571 人	1,634 人	1,697 人	1,760 人	1,823 人
②－①	△235 人	△153 人	△108 人	△41 人	3 人

計画期間中の確保の内容

2025 年（令和 7 年）度～2029 年（令和 11 年）度

新設 小規模保育事業所、0 歳児室の空き枠活用

◆ 全市（２歳）

人：年間の利用人数

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	1,809 人	1,893 人	1,874 人	1,891 人	1,887 人
②確保方策	1,858 人	1,921 人	1,984 人	2,047 人	2,110 人
②－①	49 人	28 人	110 人	156 人	223 人

計画期間中の確保の内容

2025 年度（令和 7 年度）～2029 年度（令和 11 年度）

新設 小規模保育事業所

(2) 放課後児童健全育成事業

① 事業内容

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成の場を図るため、市内の小学校区において放課後児童クラブを実施する。

② 量の見込み及び確保方策

◆ 松が丘小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		95 人	100 人	98 人	98 人	100 人
①の内訳	1 年生	26 人	30 人	30 人	32 人	33 人
	2 年生	28 人	25 人	27 人	27 人	29 人
	3 年生	18 人	15 人	12 人	13 人	12 人
	4 年生	14 人	18 人	16 人	14 人	16 人
	5 年生	7 人	10 人	12 人	11 人	10 人
	6 年生	2 人	2 人	1 人	1 人	0 人
②確保方策		95 人	100 人	98 人	98 人	100 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

計画等なし

◆ 朝霧小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		203 人	207 人	205 人	198 人	189 人
①の内訳	1 年生	68 人	66 人	63 人	61 人	60 人
	2 年生	63 人	67 人	66 人	64 人	61 人
	3 年生	35 人	41 人	43 人	42 人	39 人
	4 年生	25 人	22 人	24 人	24 人	22 人
	5 年生	7 人	6 人	4 人	3 人	2 人
	6 年生	5 人	5 人	5 人	4 人	5 人
②確保方策		203 人	207 人	205 人	198 人	189 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

2025 年（令和 7 年）度 専用施設の整備

◆ 人丸小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		264 人	256 人	249 人	241 人	231 人
①の内訳	1 年生	82 人	79 人	80 人	81 人	77 人
	2 年生	84 人	81 人	79 人	80 人	81 人
	3 年生	45 人	40 人	34 人	28 人	24 人
	4 年生	36 人	39 人	40 人	37 人	35 人
	5 年生	9 人	7 人	6 人	4 人	3 人
	6 年生	8 人	10 人	10 人	11 人	11 人
②確保方策		264 人	256 人	249 人	241 人	231 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

計画等なし

◆ 中崎小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		122 人	119 人	127 人	127 人	127 人
①の内訳	1 年生	36 人	33 人	46 人	39 人	38 人
	2 年生	39 人	36 人	32 人	44 人	37 人
	3 年生	26 人	31 人	30 人	27 人	38 人
	4 年生	15 人	13 人	14 人	12 人	10 人
	5 年生	3 人	3 人	2 人	2 人	1 人
	6 年生	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
②確保方策		122 人	119 人	127 人	127 人	127 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

計画等なし

◆ 明石小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		202 人	225 人	231 人	252 人	256 人
①の内訳	1 年生	58 人	64 人	55 人	72 人	62 人
	2 年生	48 人	55 人	64 人	57 人	77 人
	3 年生	52 人	55 人	61 人	69 人	60 人
	4 年生	28 人	37 人	37 人	39 人	43 人
	5 年生	7 人	5 人	7 人	7 人	7 人
	6 年生	9 人	9 人	7 人	8 人	7 人
②確保方策		202 人	225 人	231 人	252 人	256 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

2025 年度（令和 7 年度） 学校の余裕教室の活用等による整備

◆ 大観小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		76 人	86 人	98 人	115 人	131 人
①の内訳	1 年生	22 人	26 人	30 人	39 人	39 人
	2 年生	29 人	32 人	37 人	42 人	53 人
	3 年生	11 人	13 人	14 人	16 人	18 人
	4 年生	9 人	9 人	11 人	11 人	13 人
	5 年生	5 人	6 人	6 人	7 人	8 人
	6 年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策		76 人	86 人	98 人	115 人	131 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

2025 年度（令和 7 年度） 学校の余裕教室の活用等による整備

◆ 王子小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		140 人	145 人	161 人	162 人	165 人
①の内訳	1 年生	41 人	50 人	61 人	47 人	62 人
	2 年生	49 人	46 人	57 人	70 人	54 人
	3 年生	24 人	25 人	23 人	29 人	35 人
	4 年生	15 人	12 人	9 人	6 人	5 人
	5 年生	11 人	12 人	11 人	10 人	9 人
	6 年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策		140 人	145 人	161 人	162 人	165 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

計画等なし

◆ 林小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		134 人	133 人	129 人	141 人	134 人
①の内訳	1 年生	55 人	53 人	53 人	71 人	61 人
	2 年生	28 人	31 人	27 人	25 人	32 人
	3 年生	36 人	36 人	40 人	37 人	35 人
	4 年生	9 人	7 人	5 人	4 人	3 人
	5 年生	6 人	6 人	4 人	4 人	3 人
	6 年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策		134 人	133 人	129 人	141 人	134 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

計画等なし

◆ 和坂小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		115 人	123 人	133 人	145 人	164 人
①の内訳	1 年生	42 人	38 人	40 人	51 人	56 人
	2 年生	32 人	42 人	39 人	42 人	54 人
	3 年生	23 人	26 人	35 人	32 人	34 人
	4 年生	12 人	9 人	9 人	11 人	10 人
	5 年生	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	6 年生	3 人	5 人	7 人	6 人	7 人
②確保方策		115 人	123 人	133 人	145 人	164 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

計画等なし

◆ 鳥羽小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		226 人	229 人	230 人	230 人	245 人
①の内訳	1 年生	55 人	49 人	54 人	53 人	67 人
	2 年生	56 人	60 人	53 人	58 人	58 人
	3 年生	57 人	52 人	55 人	50 人	55 人
	4 年生	34 人	42 人	37 人	39 人	34 人
	5 年生	20 人	21 人	26 人	24 人	26 人
	6 年生	4 人	5 人	5 人	6 人	5 人
②確保方策		226 人	229 人	230 人	230 人	245 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

2028 年度（令和 10 年度） 学校の余裕教室の活用等による整備

◆ 沢池小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		264 人	265 人	278 人	296 人	298 人
①の内訳	1 年生	94 人	82 人	94 人	103 人	100 人
	2 年生	70 人	77 人	66 人	75 人	81 人
	3 年生	44 人	49 人	54 人	47 人	53 人
	4 年生	47 人	48 人	55 人	63 人	56 人
	5 年生	7 人	8 人	8 人	8 人	8 人
	6 年生	2 人	1 人	1 人	0 人	0 人
②確保方策		264 人	265 人	278 人	296 人	298 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

2026 年度（令和 8 年度） 学校の余裕教室の活用等による整備

◆ 藤江小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		205 人	209 人	210 人	216 人	228 人
①の内訳	1 年生	76 人	71 人	75 人	81 人	87 人
	2 年生	68 人	75 人	70 人	74 人	80 人
	3 年生	37 人	40 人	43 人	40 人	41 人
	4 年生	15 人	15 人	14 人	13 人	11 人
	5 年生	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	6 年生	8 人	8 人	8 人	8 人	9 人
②確保方策		205 人	209 人	210 人	216 人	228 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

計画等なし

◆ 花園小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		130 人	161 人	182 人	229 人	257 人
①の内訳	1 年生	45 人	62 人	66 人	97 人	107 人
	2 年生	21 人	30 人	37 人	36 人	45 人
	3 年生	24 人	21 人	29 人	35 人	33 人
	4 年生	16 人	26 人	24 人	34 人	41 人
	5 年生	14 人	12 人	19 人	18 人	24 人
	6 年生	10 人	10 人	7 人	9 人	7 人
②確保方策		130 人	161 人	182 人	229 人	257 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

2027 年度（令和 9 年度） 学校の余裕教室の活用等による整備

◆ 貴崎小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		44 人	34 人	39 人	46 人	40 人
①の内訳	1 年生	9 人	8 人	15 人	11 人	13 人
	2 年生	20 人	14 人	13 人	25 人	19 人
	3 年生	4 人	4 人	2 人	1 人	1 人
	4 年生	4 人	3 人	4 人	3 人	3 人
	5 年生	7 人	5 人	5 人	6 人	4 人
	6 年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策		44 人	34 人	39 人	46 人	40 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

計画等なし

◆ 大久保小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		279 人	283 人	305 人	323 人	325 人
①の内訳	1 年生	95 人	97 人	123 人	118 人	119 人
	2 年生	100 人	98 人	99 人	126 人	121 人
	3 年生	46 人	47 人	42 人	40 人	48 人
	4 年生	24 人	27 人	28 人	26 人	25 人
	5 年生	11 人	11 人	11 人	11 人	10 人
	6 年生	3 人	3 人	2 人	2 人	2 人
②確保方策		279 人	283 人	305 人	323 人	325 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

2027 年度（令和 9 年度） 学校の余裕教室の活用等による整備

◆ 大久保南小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		236 人	262 人	272 人	298 人	315 人
①の内訳	1 年生	75 人	91 人	79 人	101 人	89 人
	2 年生	67 人	69 人	85 人	76 人	100 人
	3 年生	39 人	44 人	44 人	54 人	47 人
	4 年生	31 人	31 人	34 人	34 人	42 人
	5 年生	12 人	14 人	13 人	15 人	15 人
	6 年生	12 人	13 人	17 人	18 人	22 人
②確保方策		236 人	262 人	272 人	298 人	315 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

2026 年度（令和 8 年度） 学校の余裕教室の活用等による整備

2028 年度（令和 10 年度） 学校の余裕教室の活用等による整備

◆ 高丘東小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		83 人	98 人	100 人	108 人	117 人
①の内訳	1 年生	30 人	28 人	26 人	30 人	25 人
	2 年生	18 人	28 人	29 人	30 人	38 人
	3 年生	15 人	10 人	12 人	10 人	8 人
	4 年生	15 人	22 人	17 人	25 人	25 人
	5 年生	5 人	10 人	16 人	13 人	21 人
	6 年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策		83 人	98 人	100 人	108 人	117 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

2025 年度（令和 7 年度） 学校の余裕教室の活用等による整備

◆ 高丘西小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		116 人	124 人	128 人	127 人	131 人
①の内訳	1 年生	33 人	41 人	46 人	39 人	43 人
	2 年生	26 人	21 人	23 人	24 人	19 人
	3 年生	22 人	26 人	22 人	26 人	29 人
	4 年生	11 人	11 人	12 人	9 人	10 人
	5 年生	13 人	11 人	12 人	14 人	12 人
	6 年生	11 人	14 人	13 人	15 人	18 人
②確保方策		116 人	124 人	128 人	127 人	131 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

計画等なし

◆ 山手小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		244 人	238 人	245 人	251 人	251 人
①の内訳	1 年生	78 人	66 人	73 人	76 人	66 人
	2 年生	59 人	69 人	60 人	68 人	74 人
	3 年生	47 人	48 人	56 人	49 人	56 人
	4 年生	37 人	31 人	32 人	36 人	31 人
	5 年生	10 人	11 人	9 人	8 人	9 人
	6 年生	13 人	13 人	15 人	14 人	15 人
②確保方策		244 人	238 人	245 人	251 人	251 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

2025 年（令和 7 年）度 専用施設の整備

◆ 谷八木小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		172 人	172 人	173 人	189 人	193 人
①の内訳	1 年生	70 人	56 人	63 人	83 人	72 人
	2 年生	46 人	54 人	42 人	47 人	62 人
	3 年生	37 人	43 人	50 人	40 人	44 人
	4 年生	11 人	11 人	11 人	11 人	7 人
	5 年生	5 人	5 人	5 人	6 人	7 人
	6 年生	3 人	3 人	2 人	2 人	1 人
②確保方策		172 人	172 人	173 人	189 人	193 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

2027 年度（令和 9 年度） 学校の余裕教室の活用等による整備

◆ 江井島小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		143 人	140 人	143 人	135 人	143 人
①の内訳	1 年生	49 人	42 人	41 人	38 人	45 人
	2 年生	29 人	29 人	25 人	25 人	24 人
	3 年生	33 人	39 人	40 人	36 人	37 人
	4 年生	23 人	20 人	24 人	24 人	22 人
	5 年生	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	6 年生	7 人	8 人	11 人	10 人	13 人
②確保方策		143 人	140 人	143 人	135 人	143 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

計画等なし

◆ 魚住小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		150 人	149 人	154 人	152 人	151 人
①の内訳	1 年生	44 人	48 人	55 人	53 人	55 人
	2 年生	46 人	40 人	42 人	46 人	43 人
	3 年生	26 人	31 人	27 人	27 人	30 人
	4 年生	25 人	22 人	23 人	18 人	17 人
	5 年生	7 人	7 人	6 人	7 人	5 人
	6 年生	2 人	1 人	1 人	1 人	1 人
②確保方策		150 人	149 人	154 人	152 人	151 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

計画等なし

◆ 清水小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		110 人	120 人	125 人	134 人	117 人
①の内訳	1 年生	47 人	64 人	69 人	73 人	55 人
	2 年生	28 人	22 人	28 人	27 人	27 人
	3 年生	26 人	26 人	21 人	29 人	30 人
	4 年生	7 人	6 人	6 人	4 人	5 人
	5 年生	2 人	2 人	1 人	1 人	0 人
	6 年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策		110 人	120 人	125 人	134 人	117 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

計画等なし

◆ 錦が丘小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		84 人	82 人	82 人	85 人	86 人
①の内訳	1 年生	29 人	30 人	27 人	31 人	32 人
	2 年生	22 人	22 人	22 人	19 人	21 人
	3 年生	23 人	22 人	24 人	25 人	23 人
	4 年生	2 人	1 人	0 人	0 人	0 人
	5 年生	4 人	3 人	4 人	3 人	3 人
	6 年生	4 人	4 人	5 人	7 人	7 人
②確保方策		84 人	82 人	82 人	85 人	86 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

計画等なし

◆ 錦浦小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		202 人	212 人	225 人	230 人	238 人
①の内訳	1 年生	69 人	73 人	78 人	82 人	84 人
	2 年生	59 人	54 人	54 人	55 人	55 人
	3 年生	31 人	45 人	44 人	47 人	50 人
	4 年生	27 人	22 人	32 人	30 人	31 人
	5 年生	10 人	10 人	7 人	8 人	6 人
	6 年生	6 人	8 人	10 人	8 人	12 人
②確保方策		202 人	212 人	225 人	230 人	238 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

計画等なし

◆ 二見小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		86 人	89 人	91 人	106 人	114 人
①の内訳	1 年生	36 人	32 人	34 人	45 人	44 人
	2 年生	19 人	26 人	23 人	25 人	33 人
	3 年生	9 人	7 人	9 人	8 人	7 人
	4 年生	12 人	15 人	14 人	19 人	18 人
	5 年生	7 人	7 人	9 人	8 人	11 人
	6 年生	3 人	2 人	2 人	1 人	1 人
②確保方策		86 人	89 人	91 人	106 人	114 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

2026 年度（令和 8 年度） 学校の余裕教室の活用等による整備

◆ 二見北小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		166 人	180 人	182 人	185 人	183 人
①の内訳	1 年生	45 人	54 人	52 人	50 人	52 人
	2 年生	47 人	44 人	54 人	52 人	51 人
	3 年生	32 人	40 人	37 人	44 人	42 人
	4 年生	14 人	11 人	11 人	9 人	9 人
	5 年生	20 人	23 人	19 人	23 人	21 人
	6 年生	8 人	8 人	9 人	7 人	8 人
②確保方策		166 人	180 人	182 人	185 人	183 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

2026 年度（令和 8 年度） 学校の余裕教室の活用等による整備

◆ 二見西小学校

人：年間の利用人数

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		145 人	154 人	154 人	162 人	155 人
①の内訳	1 年生	51 人	52 人	50 人	63 人	50 人
	2 年生	37 人	38 人	37 人	34 人	42 人
	3 年生	32 人	33 人	34 人	33 人	31 人
	4 年生	19 人	25 人	26 人	26 人	26 人
	5 年生	5 人	4 人	5 人	4 人	4 人
	6 年生	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人
②確保方策		145 人	154 人	154 人	162 人	155 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

2028 年度（令和 10 年度） 定員の弾力的運用

(3) 延長保育事業

① 事業内容

保護者の就労形態の多様化等に伴い、就労世帯等の支援を図るため、保育施設で保育標準時間を超えた保育を実施する。

② 量の見込み及び確保方策

◆ 全市（合計）

人：年間の利用人数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	830 人	830 人	830 人	830 人	830 人
②確保方策	830 人	830 人	830 人	830 人	830 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

新規に保育施設の開設となる際は、延長保育の実施を求めていく（全地域共通）。

◆ 本庁東部

人：年間の利用人数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	190 人	190 人	190 人	190 人	190 人
②確保方策	190 人	190 人	190 人	190 人	190 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

◆ 本庁西部

人：年間の利用人数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人
②確保方策	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

◆ 大久保

人：年間の利用人数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	250 人	250 人	250 人	250 人	250 人
②確保方策	250 人	250 人	250 人	250 人	250 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

◆ 魚住

人：年間の利用人数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
②確保方策	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

◆ 二見

人：年間の利用人数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
②確保方策	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(4) 一時預かり事業（幼稚園型）

① 事業内容

幼稚園や認定こども園の幼稚園部分に入園している 1 号認定の在園児を対象に、保護者の希望に応じて教育時間の前後や長期休業中等に預かり保育を実施する。

② 量の見込み及び確保方策

認定こども園の新規開設や、認定こども園への認可変更の際には、一時預かり事業（幼稚園型）の実施を求めている（全地域共通）。

◆ 全市（合計）

人日：年間の利用人数×利用日数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	50,800 人日	50,800 人日	50,800 人日	50,800 人日	50,800 人日
②確保方策	50,800 人日	50,800 人日	50,800 人日	50,800 人日	50,800 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

◆ 本庁東部

人日：年間の利用人数×利用日数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	8,700 人日	8,700 人日	8,700 人日	8,700 人日	8,700 人日
②確保方策	8,700 人日	8,700 人日	8,700 人日	8,700 人日	8,700 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

◆ 本庁西部

人日：年間の利用人数×利用日数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	16,700 人日	16,700 人日	16,700 人日	16,700 人日	16,700 人日
②確保方策	16,700 人日	16,700 人日	16,700 人日	16,700 人日	16,700 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

◆ 大久保

人日：年間の利用人数×利用日数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	14,500 人日	14,500 人日	14,500 人日	14,500 人日	14,500 人日
②確保方策	14,500 人日	14,500 人日	14,500 人日	14,500 人日	14,500 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

◆ 魚住

人日：年間の利用人数×利用日数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	5,700 人日	5,700 人日	5,700 人日	5,700 人日	5,700 人日
②確保方策	5,700 人日	5,700 人日	5,700 人日	5,700 人日	5,700 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

◆ 二見

人日：年間の利用人数×利用日数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	5,200 人日	5,200 人日	5,200 人日	5,200 人日	5,200 人日
②確保方策	5,200 人日	5,200 人日	5,200 人日	5,200 人日	5,200 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(5) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

① 事業内容

家庭で保育されている乳幼児が、保護者の入院・傷病・冠婚葬祭・育児疲れ解消等の理由により家庭外での保育が必要となる場合に、一時的に保育施設で乳幼児の保育を実施する。

ファミリーサポートセンターにおいては、「子育ての応援をしたい人（提供会員）」、「子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）」がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域で子育てをする相互援助活動を行う事業のうち、未就学者の一時預かりを行う。

② 量の見込み及び確保方策

人日：年間の利用人数×利用日数

区域		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
全市						
①量の見込み		8,325 人日	8,321 人日	8,317 人日	8,313 人日	8,309 人日
②確保 方策	一時預かり 事業 (幼稚園型 を除く)	7,600 人日	7,600 人日	7,600 人日	7,600 人日	7,600 人日
	ファミリー サポートセ ンター事業 (うち、一時 預かりのみ)	725 人日	721 人日	717 人日	713 人日	709 人日
②-①		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

計画期間中の確保の内容

市が実施する一時保育専用施設での一時預かりを継続するとともに、新設の保育施設や当該事業を実施していない既存保育施設について、保護者や地域のニーズに応じて事業実施できるよう取り組みを進める。

(6) 病児・病後児保育事業

① 事業内容

病気や怪我などにより集団保育の実施が一時的に困難な児童について、保護者の子育て及び就労の両立を支援するため、専用スペースにおいて保育を実施する事業。

② 量の見込み及び確保方策

人日：年間の利用人数×利用日数

区域 全市	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	1,600 人日	1,600 人日	1,600 人日	1,600 人日	1,600 人日
②確保方策	1,600 人日	1,600 人日	1,600 人日	1,600 人日	1,600 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

計画期間中の確保の内容

2025 年度（令和 7 年度） 病児・病後児保育施設 1 箇所新規開設

合計 4 箇所（本庁東部 1 か所、西明石 1 か所、大久保南部 1 か所、大久保北部 1 か所）

(7) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

① 事業内容

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度による保育を実施する。

② 量の見込み及び確保方策

新たな通園給付として 2026 年度（令和 8 年度）に新設されるため、同年度から実施する。

人：月当たりの受け入れ枠数

区域 全市		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		－人	31 人	31 人	31 人	31 人
①の内訳	0 歳児	－人	9 人	9 人	9 人	9 人
	1 歳児	－人	14 人	14 人	14 人	14 人
	2 歳児	－人	8 人	8 人	8 人	8 人
②確保方策		－人	31 人	31 人	31 人	31 人
②－①		－人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

既存保育施設の受け入れ枠等を活用することなどによる実施。

(8) 利用者支援事業

① 事業内容

◆ 基本型

利用者支援事業については、基幹となる子育て支援センターにおいて、こども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行う。

◆ 特定型

多様化する保育施設選択の際の保護者ニーズへの対応や、入所・入園後の保育施設利用に関する相談等を行うために、保育士資格を持つ市内の子育て支援情報に精通した保育コンシェルジュを配置し、就学前児童の保育に関する保護者の相談に応じ、個々の状況に応じた子育てに関する様々な情報提供を行う。

◆ こども家庭センター型母子保健機能

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施することで、切れ目なく支援を行う。

◆ 妊婦等包括相談支援事業型

妊娠期（妊娠届出時、妊娠7～8か月）、出産・産後（新生児訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業）において、妊産婦やその配偶者等に対して面談等を実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を行う。

② 量の見込み及び確保方策

◆ 基本型・特定型・こども家庭センター型母子保健機能

区域 全市	種別	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	基本型	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	特定型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	こども家庭センター型母子保健機能	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②確保方策	基本型	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	特定型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	こども家庭センター型母子保健機能	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②－①		0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

◆ 妊婦等包括相談支援事業型

区域 全市	種類	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	妊娠届出	2,813 人	2,793 人	2,809 人	2,800 人	2,800 人
	妊娠 7～8 か月	2,268 人	2,252 人	2,265 人	2,258 人	2,258 人
②確保方策	妊娠届出	2,813 人	2,793 人	2,809 人	2,800 人	2,800 人
	妊娠 7～8 か月	2,268 人	2,252 人	2,265 人	2,258 人	2,258 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 新生児訪問・乳児家庭全戸訪問の見込み、確保方策については、(13)乳児家庭全戸訪問事業（P107）を参照

計画期間中の確保の内容

◆ 基本型

市内 5 か所の子育て支援センターを活用して、うち 2 か所で実施

◆ 特定型

市役所窓口及び電話にて保育コンシェルジュによる相談業務を実施

◆ こども家庭センター型母子保健機能

妊婦等包括相談支援事業型

こども健康課内のこども家庭センター型母子保健機能で実施

(9) 産後ケア事業

① 事業内容

産後の母の健康や乳房管理、沐浴や授乳等の育児指導、乳児の世話や発育・発達等の確認を宿泊型、デイサービス(日帰り)型、訪問型にて行う。

② 量の見込み及び確保方策

区域 全市	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	1,560 回	1,625 回	1,599 回	1,625 回	1,612 回
②確保方策	1,560 回	1,625 回	1,599 回	1,625 回	1,612 回
②－①	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

計画期間中の確保の内容

実施場所 医療機関（産科、小児科）14 か所

助産所（院）12 か所

委託助産師・保健師・保育士

(10) 妊婦健康診査事業

① 事業内容

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができるよう健康診査費の助成を行う。

② 量の見込み及び確保方策

人：年間の実施人数

回：年間の利用回数

人回：年間の利用人数×利用回数

区域 全市	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	4,205 人 32,800 回	4,222 人 32,931 回	4,192 人 32,700 回	4,217 人 32,896 回	4,204 人 32,797 回
②確保方策	4,205 人 32,800 回	4,222 人 32,931 回	4,192 人 32,700 回	4,217 人 32,896 回	4,204 人 32,797 回
②－①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

計画期間中の確保の内容

実施場所 明石市医師会などの医師会

上記以外の医療機関（産婦人科）

助産所

(11) 地域子育て支援拠点事業

① 事業内容

市内に5か所ある子育て支援センターに、親と子が気軽に集い、交流できるプレイルームを設置し、子育て相談や子育てに関する情報の提供、子育てや子育て支援に関する講座等を実施する。

② 量の見込み及び確保方策

人回：年間の利用人数×利用回数

区域 全市	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	137,835 人回	137,588 人回	137,753 人回	137,917 人回	137,280 人回
②確保方策	5 箇所 137,835 人回	5 箇所 137,588 人回	5 箇所 137,753 人回	5 箇所 137,917 人回	5 箇所 137,280 人回
②－①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

計画期間中の確保の内容

市内5か所の子育て支援センターで実施

(12) ファミリーサポートセンター事業（就学後）

① 事業内容

「子育ての応援をしたい人（提供会員）」、「子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）」がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域で子育てをする相互援助活動事業のうち、小学生を対象として行う。

② 量の見込み及び確保方策

人日：年間の利用人数×利用日数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
全市					
①量の見込み	695 人日	702 人日	708 人日	715 人日	722 人日
②確保方策	695 人日	702 人日	708 人日	715 人日	722 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

計画期間中の確保の内容

受託事業者

(13) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業内容

概ね生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭に保健師等が訪問し、心身の状況及び養育環境の把握や子育てに関する情報提供を行う。

② 量の見込み及び確保方策

人：年間の実施人数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
全市					
①量の見込み	2,758 人	2,769 人	2,749 人	2,765 人	2,756 人
②確保方策	2,758 人	2,769 人	2,749 人	2,765 人	2,756 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

委託も含めた保健師、助産師を中心とした専門職による実施

(14) 養育支援訪問事業

① 事業内容

育児による大きな負担が家庭にかかる前に、訪問による支援を実施する事業で、子育て訪問相談（看護師、臨床心理士、保育士などの専門職の訪問による相談や指導）を実施する。

2024 年（令和 6 年）4 月の改正児童福祉法の施行に伴い、家事援助や育児支援を行うヘルパー派遣事業と専門的訪問支援事業が別々の事業に分かれることとなった。ヘルパー派遣事業は、子育て世帯訪問支援事業として継続となる。

② 量の見込み及び確保方策

人：年間の利用人数（回数）

区域 全市	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	156 人	168 人	180 人	192 人	204 人
②確保方策	156 人	168 人	180 人	192 人	204 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

受託者 個人（保健師・保育士等）及び事業者

(15) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

① 事業内容

保護者が育児不安や疲れ、出産、病気などの理由で一時的にこどもの養育ができない場合に、児童福祉施設や里親家庭で養育保護を行う。泊まりで利用できるショートステイに加え、平日夜間や休日日中に預けられるトワイライトステイ、親子で過ごすことができる親子ショートステイを実施する。

最近では育児疲れによる利用が増えており、サービス利用後も継続的に支援するなど、よりきめ細やかな対応を行っている。今後も事業の一層の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していく。

② 量の見込み及び確保方策

人日：年間の利用人数×利用日数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
全市					
①量の見込み	1,400 人日	1,450 人日	1,500 人日	1,550 人日	1,600 人日
②確保方策	1,400 人日	1,450 人日	1,500 人日	1,550 人日	1,600 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

計画期間中の確保の内容

実施機関 明石こどもセンター こども支援課

預かり施設等 児童養護施設、乳児院、里親家庭、ファミリーホーム、
母子生活支援施設

(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業内容

㊦ 日用品・文房具等に要する費用の補助

生活保護受給世帯を対象として、特定教育・保育施設等に対して教育・保育給付認定保護者が支払うべき教材費・行事費等について、その費用の一部を補助する。

【補助額】

教材費・行事費等相当額 月額 2,700 円（上限）

㊧ 副食材料費に要する費用の補助

低所得世帯、または所得に関わらず第3子以降のいる世帯を対象として、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等に対して施設等利用給付認定保護者が支払うべき副食費について、その費用の一部を補助する。

【補助額】

副食費相当額 月額 4,800 円（上限）

(17) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業内容

㊦ 認定こども園に対する特別支援教育・保育経費補助事業

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

㊧ 新規参入施設等への巡回支援

専門的知識及び経験を有する指導員が保育所・認定こども園を巡回し、障害児や発育に遅れのある児童に対する援助等について職員にアドバイスを行う。

㊨ 小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、その利用料の一部を保護者に対して給付する。

② 取組内容

事業の趣旨を踏まえ、児童一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会を確保するため、必要な補助・支援を継続していく。

(18) 子育て世帯訪問支援事業

① 事業内容

虐待リスク等の低減を目的として、育児による大きな負担が家庭にかかる前に、子育て家庭や妊婦がいる家庭に対し訪問支援員（ヘルパー）を派遣し、日常的な家事や育児等の支援を行う。

② 量の見込み及び確保方策

人：年間の利用人数（回数）

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
全市					
①量の見込み	4,466 人	4,458 人	4,463 人	4,469 人	4,448 人
②確保方策	4,466 人	4,458 人	4,463 人	4,469 人	4,448 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

ヘルパー派遣事業所

(19) 児童育成支援拠点事業

① 事業内容

さまざまな事情で、学校になじめないなどの事由を抱えたこどもたちに対して、安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い支援を行う。

② 量の見込み及び確保方策

人：年間の利用人数

区域	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
全市					
①量の見込み	110 人	126 人	142 人	158 人	173 人
②確保方策	65 人	75 人	85 人	95 人	95 人
②－①	△45 人	△51 人	△57 人	△63 人	△78 人

計画期間中の確保の内容

公設民営型フリースペース（子どもの第三の居場所）の設置

あかしフリースペース☆トロッコ（東部拠点）

名称未定（西部拠点）

(20) 親子関係形成支援事業

① 事業内容

こどもとの関り方や、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通して、こどもの心身の発達に応じた情報提供、相談、助言を行う。また、保護者同士の交流をはかり、相互に悩みや不安を共有したり、情報交換ができる場を設けることにより、親子間における適切な関係性の構築をはかる。

② 量の見込み及び確保方策

◆ 明石こどもセンター こども支援課実施分

対象 要保護児童世帯、要支援児童世帯

人：年間の利用人数

区域 全市	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	8 人	10 人	12 人	14 人	16 人
②確保方策	8 人	10 人	12 人	14 人	16 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

実施機関 明石こどもセンター こども支援課

◆ 子育て支援課実施分

対象 子育てに悩みや不安を抱えている家庭

人：年間の利用人数

区域 全市	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	117 人	122 人	126 人	131 人	135 人
②確保方策	117 人	122 人	126 人	131 人	135 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の確保の内容

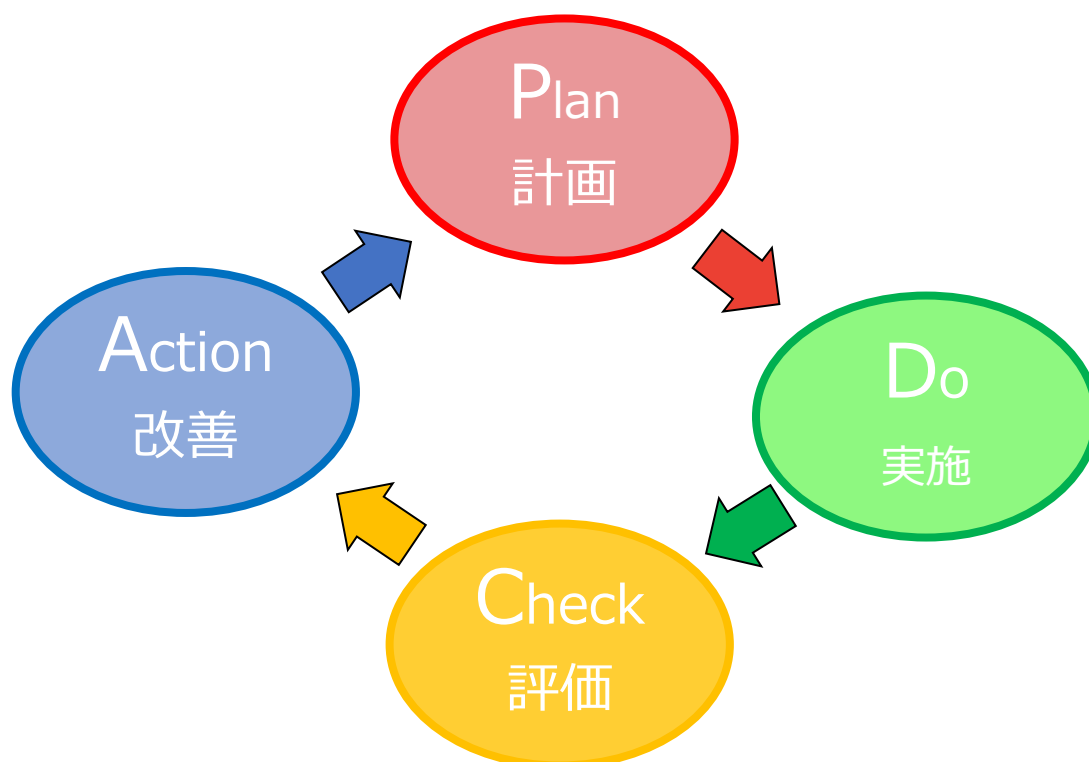
委託により実施

余白ページ

第5章 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を行うため、庁内関係各課において施策の実施状況について把握するとともに、毎年、明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において「PDCAサイクル」による「継続的改善」を図っていきます。

また、計画の中間年である2027年度に、施策の実施状況について点検・評価を行い、必要に応じて事業や数値を見直します。



・計画の策定

・事業の実施
・教育・保育の質のさらなる向上
・必要となる施設等の整備

・明石市社会福祉審議会児童専門分科会における点検・評価
・事務事業の総点検における評価

・取組みの見直し、改善

【用語解説】

(ページ数は、用語が最初に記載されているページを表しています。)

※1 P6 「一般世帯」

下記の(1)～(3)の世帯をいいます。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- (2) 上記(1)の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

※2 P6 「核家族世帯」

- (1) 夫婦のみの世帯、(2) 夫婦とこどもから成る世帯、(3) 男親とこどもから成る世帯、(4) 女親とこどもから成る世帯

※3 P6 「単独世帯」

世帯人員が一人の世帯

※4 P7 「労働力率」

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

※5 P17 「小規模保育事業所」

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

※6 P17 「企業主導型保育施設」

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設で保育を行います。

※7 P47 「児童家庭支援センター」

地域の児童福祉に関することや家庭からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、助言などの対応を行う児童福祉施設。

※8 P48 「要保護児童対策地域協議会」

要保護児童の適切な保護や要支援児童及びその保護者、特定妊婦への適切な支援を図るため、学校・園や保育所、医療、福祉、保健等、地域の関係機関により構成された組織。要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議等を行い、支援の方向性について共有し、関係機関がそれぞれの役割に応じた具体的な支援に積極的に取り組みます。

- ・「要保護児童」…保護者のない児童または保護者が監護することが不適當であると認められる児童
- ・「要支援児童」…保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

※9 P48 「民生委員・児童委員」

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねています。

児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

※10 P52 「教育・保育施設」

認定こども園・幼稚園・保育所

- ・認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
- ・学校教育法第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除きます。）
- ・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除きます。）

〔参考〕特定教育・保育施設

市町村長が子ども・子育て支援新制度における施設型給付の対象として「確認」した上記の施設

※11 P56 「幼保連携型認定こども園」

認定こども園は、次の4つの類型に分かれます。

①幼保連携型

幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき、「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置付けられる認定こども園（幼稚園＋保育所）

②幼稚園型

学校教育法に基づく「学校」である幼稚園と、認可外の「保育所機能施設」により構成されるタイプなどの認定こども園（幼稚園＋保育所機能）

③保育所型

保育所としての認可を受けた施設であり、法律上は「児童福祉施設」に位置付けられるが、「学校」としての法的位置付けがない認定こども園（保育所＋幼稚園機能）

④地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプの認定こども園（幼稚園機能＋保育所機能）

※12 P64 「認定区分」

2015年（平成27年）4月の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、保育所等の施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただくことになります。申請に基づき、各市町村が下記の3つの認定区分により認定を行い、認定証を交付します。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前で、幼稚園等での教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上の小学校就学前で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する児童	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	満3歳未満の小学校就学前で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する児童	保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育

*「保育を必要とする事由」とは、就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護等です。